

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度
(第31期) 自 2025年4月1日
至 2026年3月31日

株式会社デジタルガレージ

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

(E05156)

第31期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、2026年6月23日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社デジタルガレージ

目次

	頁
表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	4
3. 事業の内容	7
4. 関係会社の状況	10
第2 事業の状況	13
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	13
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	16
3. 事業等のリスク	27
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	31
5. 重要な契約等	36
6. 研究開発活動	37
第3 設備の状況	38
1. 設備投資等の概要	38
2. 主要な設備の状況	38
3. 設備の新設、除却等の計画	40
第4 提出会社の状況	41
1. 株式等の状況	41
(1) 株式の総数等	41
(2) 新株予約権等の状況	42
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	73
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	73
(5) 所有者別状況	74
(6) 大株主の状況	74
(7) 議決権の状況	75
(8) 役員・従業員株式所有制度の内容	76
2. 自己株式の取得等の状況	77
3. 配当政策	77
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	78
5. 従業員の状況等	106
第5 経理の状況	113
1. 連結財務諸表等	114
(1) 連結財務諸表	114
(2) その他	176
2. 財務諸表等	177
(1) 財務諸表	177
(2) 主な資産及び負債の内容	191
(3) その他	191
第6 提出会社の株式事務の概要	192
第7 提出会社の参考情報	193
1. 提出会社の親会社等の情報	193
2. その他の参考情報	193
第二部 提出会社の保証会社等の情報	194

[監査報告書]

[内部統制報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月23日
【事業年度】	第31期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社デジタルガレージ
【英訳名】	Digital Garage, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	03(6367)1111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部 副本部長 野 崎 洋 之
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区宇田川町15番1号
【電話番号】	03(6367)1111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部 副本部長 野 崎 洋 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
収益	(百万円)	72,955	30,070	37,853	38,306	40,971
税引前利益(△損失)	(百万円)	45,393	△13,881	6,298	△10,216	2,966
親会社の所有者に帰属する当期利益(△損失)	(百万円)	30,330	△9,051	5,806	△7,190	1,283
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	(百万円)	29,911	△9,277	6,436	△7,692	2,167
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	95,738	80,030	89,251	75,417	75,584
総資産額	(百万円)	231,607	216,275	231,431	226,344	218,703
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	2,033.00	1,737.03	1,883.73	1,645.49	1,645.80
基本的1株当たり当期利益(△損失)	(円)	654.77	△193.13	126.77	△155.29	27.96
希薄化後1株当たり当期利益(△損失)	(円)	592.36	△193.13	125.31	△155.29	27.57
親会社所有者帰属持分比率	(%)	41.3	37.0	38.6	33.3	34.6
親会社所有者帰属持分当期利益率	(%)	38.4	△10.3	6.9	△8.7	1.7
株価収益率	(倍)	7.0	—	26.2	—	69.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	7,059	13,473	△11,032	31,726	△4,939
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△7,978	1,628	△8,763	△10,003	△7,259
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	6,244	△5,214	15,931	△14,914	△3,449
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	43,415	53,335	49,571	56,354	40,469
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	932 (58)	955 (62)	1,087 (53)	1,321 (95)	1,383 (106)

※1 国際財務報告基準（以下「IFRS会計基準」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

※2 収益及び税引前利益（△損失）は、継続事業のみの金額を表示しております。

※3 金額表示については、百万円未満の端数を四捨五入しております。

※4 第28期及び第30期の希薄化後1株当たり当期損失については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため希薄化後1株当たり当期損失の計算に含めておりません。

※5 第28期及び第30期の株価収益率については、基本的1株当たり当期損失であるため記載しておりません。

※6 IAS第12号「法人所得税」（2021年5月改訂）を第29期の期首から適用しており、第28期について遡及適用後の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (百万円)	7,932	7,642	8,114	8,833	10,171
経常利益 (百万円)	466	4,672	2,905	1,482	2,711
当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	△383	7,141	2,655	△715	2,393
資本金 (百万円)	7,692	7,830	7,846	7,888	8,014
発行済株式総数 (株)	47,482,800	47,607,500	47,619,100	47,650,900	47,714,532
純資産額 (百万円)	27,321	27,046	31,844	24,566	25,034
総資産額 (百万円)	82,522	84,335	101,387	93,542	96,714
1株当たり純資産額 (円)	550.58	557.12	638.13	496.27	502.40
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額) (円)	35 (-)	37 (-)	40 (-)	53 (-)	47 (-)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△8.27	152.37	57.96	△15.44	52.16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	136.94	57.30	-	51.44
自己資本比率 (%)	31.4	30.4	29.8	24.3	23.9
自己資本利益率 (%)	△1.6	27.7	9.5	△2.7	10.4
株価収益率 (倍)	-	28.6	57.2	-	37.4
配当性向 (%)	-	24.3	69.0	-	90.1
従業員数 (名)	449	471	528	564	557
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%)	102.9 (102.0)	98.3 (107.9)	76.1 (152.5)	106.0 (150.2)	48.0 (202.2)
最高株価 (円)	5,790	4,840	4,930	5,040	5,220
最低株価 (円)	3,695	3,320	2,773	2,173	1,873

※1 株主総利回りの比較指標：TOPIXの総利回りについては、各事業年度末日の配当込みTOPIX数値を基準に算出しております。

※2 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

※3 金額表示については、百万円未満の端数を四捨五入しております。

※4 第27期及び第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

※5 第27期及び第30期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

※6 第30期の1株当たり配当額53円には、創立30周年記念配当10円が含まれております。

※7 第31期の1株当たり配当額47円は、2026年6月24日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2【沿革】

- 1995年8月 インターネットを媒体とした広告・企画・制作等を目的として(株)デジタルガレージ（代表者 林郁、伊藤穰一）を設立。
- 1996年10月 米国インフォシーク社とインターネット検索サービス独占契約締結、インフォシーク事業部新設。
- 1996年12月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)を(株)博報堂、(株)旭通信社（現 (株)ADKマーケティング・ソリューションズ）、(株)読売広告社、(株)I&S（現 (株)I&S BBD0）と共同出資にて設立。
- 1997年5月 (株)フロムガレージ、(株)スタジオガレージ、(有)エコシスを吸収合併。
- 1999年4月 (株)イーコマース総合研究所を(株)コミュニケーション科学研究所等と共同出資にて設立。
- 1999年6月 (株)クリエイティブガレージ（後の(株)ディーエス・インタラクティブ）の株式を60%取得し子会社とする。
- 2000年5月 Eコマースの物流・決済等のプラットフォームを担当する(旧)(株)イーコンテキストを(株)ローソン、(株)東洋情報システム（現 TIS(株)）、三菱商事(株)と共同出資にて設立。
- 2000年10月 Eコマース・ギフト事業を行う(株)ギフトポートをシャディ(株)と共同出資にて設立。
- 2000年12月 店頭市場に株式を上場。
- 2002年6月 (株)カカコムの株式を45%取得し、支配力基準による連結子会社とする。
- 2003年2月 クリエイティブ制作を担当する連結子会社(株)クリエイティブガレージを設立。
- 2004年2月 携帯電話を主としたモバイル端末向けのコンテンツ関連事業を行う連結子会社(株)DGモバイルを設立。
- 2004年12月 アイベックス・アンド・リムズ(株)の株式を株式交換により取得し、連結子会社とする。
- 2004年12月 日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
- 2005年1月 ブログ検索サイトを運営する連結子会社(株)テクノラティージャパン（後の(株)DGストラテジックパートナーズ）を設立。
- 2005年9月 投資事業組合財産の管理運営業務を行う連結子会社(株)DG&パートナーズを日本アジア投資(株)と共同出資にて設立。
- 2005年11月 情報共有サイトを運営する連結子会社(株)WEB2.0をびあ(株)、(株)カカコムと共同出資にて設立。
- 2006年1月 ソリューション事業とインキュベーション事業を連結子会社に承継させる会社分割を行い、純粹持ち株会社に移行。
- 2006年1月 不動産に関する管理運営・投資等を行う連結子会社(株)DGアセットマネジメントを設立。
- 2006年3月 総合WEB広告業を行う連結子会社(株)DGメディアマーケティングを設立。
- 2006年8月 CGMを活用した広告商品開発等を行う連結子会社(株)CGMマーケティング（現 (株)BI.Garage）を(株)電通（現 (株)電通グループ）、(株)サイバー・コミュニケーションズ、(株)アサツー ディ・ケイ（現 (株)ADKマーケティング・ソリューションズ）と共同出資にて設立。
- 2006年8月 IR支援事業及びIRポータルサイトの運営等を行う連結子会社(株)グロス・パートナーズを亜細亜証券印刷(株)（現 (株)プロネクサス）と共同出資にて設立。
- 2007年4月 連結子会社(株)DGソリューションズが(株)創芸（現 (株)DGコミュニケーションズ）の全株式を取得し、連結子会社とする。
- 2008年10月 当社を存続会社として、連結子会社(旧)(株)イーコンテキスト、(株)DGソリューションズ、(株)ディージー・アンド・アイベックス（旧 アイベックス・アンド・リムズ(株)）、(株)クリエイティブガレージ及び(株)DGメディアマーケティングを吸収合併。
- 2009年5月 (株)カカコムの株式の一部を譲渡し、持分法適用会社とする。
- 2010年1月 コンテンツ・IT産業を中心とする教育事業等を行うデジタルハリウッド(株)の株式を取得し、持分法適用会社とする。
- 2010年6月 総合フルフィルメントサービスを行う(株)NEXDGを日本通運(株)と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
- 2010年12月 スマートフォン向けコンテンツの企画・配信を行う連結子会社(株)ウィール（後の(株)DGペイメントホールディングス(株)）を設立。
- 2011年3月 連結子会社(旧)(株)DGインキュベーション（現 (株)DGベンチャーズ）を存続会社として、同(株)DGストラテジックパートナーズを吸収合併。
- 2011年7月 米国を拠点としたグローバル戦略を展開するための持ち株会社として、連結子会社Digital Garage US, Inc.を設立。
- 2011年9月 有望なスタートアップ企業への投資・育成事業を行う連結子会社(株)Open Network Lab（現 (株)ONL）を(株)ネットワークプライズドットコム（現 BEENOS(株)）と共同出資にて設立。
- 2011年12月 アジャイルソフトウェア開発手法のコンサルティング事業等を行う連結子会社New Context, Inc.（後のNeo Innovation, Inc.）を設立。
- 2012年1月 投資不動産の所有・賃貸等を行う連結子会社Digital Garage Development LLCを設立。
- 2012年2月 アジアを拠点としたアジャイル開発手法を用いたソフトウェア開発等を行うPivotal Labs(Singapore) Pte. Ltd.（後のNeo Innovation(Singapore)Pte. Ltd.）の全株式を取得し、連結子会社とする。
- 2012年4月 EC事業者に対する決済関連のシステム・サービスの提供及び決済業務の代行業務を行うSBIペリトランス(株)（現 (株)DGフィナンシャルテクノロジー）、同社の子会社であるSBIナビ(株)（現 ナビプラス(株)）他の株式を取得し、連結子会社とする。
- 2012年5月 米国を拠点としたアジャイル開発手法を用いたソフトウェア開発等を行うEdgeCase, LLCの全株式を取得し、連結子会社とする。

2012年9月	ECプラットフォーム全般のグローバル展開に向けたペイメント事業の持ち株会社として、連結子会社econtext Asia Limitedを設立。
2012年10月	当社の決済サービス事業を会社分割し、新設した連結子会社㈱イーコンテクストへ事業を承継。
2012年10月	食品のオンライン販売を行う㈱FOOZAを三菱食品㈱と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
2012年12月	中小規模ECサイト向け商品レコメンドサービス及びサイト内商品検索サービスの提供を行う㈱コトハコの全株式を取得し、連結子会社とする。
2013年8月	最先端科学を活用・応用した製品・サービスの企画・開発を行う㈱電通サイエンスジャムを㈱電通（現㈱電通グループ）と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
2013年9月	データセキュリティ関連ソリューションの提供を行う連結子会社New Context Services, Inc.を設立。
2013年9月	中国に進出する日系・外資系企業向けにオンライン決済を提供するVeriTrans Shanghai Co.,Ltd.をShanghai CardInfoLink Data Service Co.,Ltd.と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
2013年12月	連結子会社econtext Asia Limitedが香港証券取引所メインボード市場に株式を上場。
2014年3月	アジアのEC市場への資金支援を目的としてecontext ASIA EC Fund投資事業有限責任組合をSBIインベストメント㈱と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
2014年9月	世界的ソーシャルコミュニティサイト「Wikia」の日本語版サイトを運営するWikia Japan㈱の株式を取得し、持分法適用会社とする。
2015年4月	海外旅行に関するスマートフォンアプリサービスの開発運営を行うLCO-Creation Singapore Pte. Ltd.の株式を取得し、持分法適用会社とする。
2015年5月	スマートフォンアプリの運用型広告を手がける㈱デジタルサイエンスラボを㈱メタップスと共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
2015年6月	香港法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントの手続きにより、当社を除く全株主からその保有する全株式を取得し、連結子会社econtext Asia Limitedを完全子会社とする。
2015年6月	コンテンツビジネスへの戦略投資等を行う連結子会社㈱DK Gateを㈱講談社と共同出資にて設立。
2016年5月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更。
2016年7月	多様な業界の企業が参画し次世代の事業を共同で創出することを目的としたオープンプラットフォーム型の研究開発組織「DG Lab」を㈱カカコム及び㈱クレディセゾンと発足。
2016年7月	「DG Lab」と連携した次世代技術を有するスタートアップ企業への投資を対象としたDG Lab 1号投資事業有限責任組合の管理運営を行う㈱DG Daiwa Venturesを㈱大和証券グループ本社と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
2016年8月	ファッション女性誌を活用したインターネットメディア事業を行う㈱DK Mediaを㈱講談社と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
2016年9月	FinTech関連等の戦略的な技術開発を行う連結子会社㈱DG Technologies（現 ㈱DG Strategic Investment）をTIS㈱と共同出資にて設立。
2016年10月	FinTechを活用した決済ソリューションの開発・提供を行うANA Digital Gate㈱を全日空商事㈱と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
2017年7月	㈱DG Life Designの株式を追加取得し、同社の子会社である㈱アカデミー・デュ・ヴァン、㈱Hampsteadとともに連結子会社とする。
2017年9月	不動産広告事業を行う㈱DGコミュニケーションズを支配力基準による連結子会社とする。
2018年6月	ビジネスデザインカンパニーが行うマーケティング事業を会社分割し、新設した㈱DGマーケティングデザイン（現 ㈱Qoil）へ事業を承継するとともに、同社株式の一部を譲渡し、持分法適用会社とする。
2018年7月	北海道地域での有望なスタートアップ企業育成等を行う連結子会社㈱D2 Garageを㈱北海道新聞社と共同出資にて設立。
2018年9月	ブロックチェーンを活用した金融サービス等を行う連結子会社㈱Crypto Garageを東京短資㈱と共同出資にて設立。
2018年10月	後払い決済事業を行う㈱SCOREを㈱ニッセンと共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
2018年12月	インフルエンサーを活用したソーシャルメディアマーケティング事業を行う㈱サイバー・バズの株式を取得し、持分法適用会社とする。
2019年1月	POSシステムを利用する事業者向けマルチ決済ソリューションの提供を行うTDペイメント㈱を東芝テック㈱と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
2019年4月	DG Lab Fund II E. L. P. Cayman (DG Lab 2号ファンド)に出資し、持分法適用会社とする。
2019年6月	運転事業者向け脳MRI幹旋事業を行うDBSCマーケティング㈱（現 ㈱ブレインスキャンテクノロジーズ）の全株式を取得し、連結子会社とする。
2021年1月	投資事業有限責任組合の管理運営を行う連結子会社㈱DGインキュベーションを設立。
2021年4月	グループ戦略「DG FinTech Shift」の一環として、連結子会社㈱イーコンテクストの事業を連結子会社㈱DGフィナンシャルテクノロジーに承継させる吸収分割。
2021年7月	Open Network Lab・ESG1号投資事業有限責任組合（Earthshotファンド）に出資し、連結子会社とする。
2021年8月	マネージドサービス、システムソリューションサービスの提供等を行うインド企業Vizitech Solutions Private Limited（現 DG FutureTech India Private Limited）の株式を取得し、連結子会社とする。
2022年3月	医療分野におけるPHRサービスの提供等を行う㈱Welbyへ役員を派遣し、持分法適用会社とする。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。

- 2023年3月 ポッドキャストマーケティング事業及びweb3を活用したカスタマーエンゲージメント事業を行う㈱PitPa（現 ㈱DOU）の株式の保有目的を変更し、持分法適用会社とする。
- 2023年7月 スマートEC事業の企画・開発及び運営を行う連結子会社㈱エンゲージメントゲートウェイを㈱カクコムと共同出資にて設立。
- 2023年7月 投資事業有限責任組合の管理運営を行う㈱DG Daiwa Ventures 3号を㈱大和証券グループ本社と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
- 2024年1月 ECサイト構築とシステム運用サポートを軸としたソリューションの開発及び提供を行う㈱DG コマースの株式を取得し、連結子会社とする。
- 2024年3月 DGりそなベンチャーズ1号投資事業有限責任組合に出資し、持分法適用会社とする。
- 2024年4月 代金回収代行・ファクタリング・決済事業を行うりそな決済サービス㈱の株式を取得し、持分法適用会社とする。
- 2024年7月 ㈱SCOREの株式を追加取得し、連結子会社とする。
- 2024年7月 ニアショア事業、受託事業、WEB制作事業、SI事業を行う㈱フィーリスト（現 ㈱DGフィーリスト）の株式を取得し、連結子会社とする。
- 2024年12月 オリジナル電子マネー発行プラットフォーム「Pokepay」の提供、外貨電子マネーチャージ機サービスの運営を行う㈱ポケットチェンジの株式を取得し、持分法適用会社とする。
- 2025年4月 ナビプラス㈱を存続会社とし、㈱スクデット及び㈱DG コマースを消滅会社とする吸収合併を行い、㈱DG ビジネステクノロジーへと名称を変更。
- 2025年8月 SME向けデジタル金融事業を行う㈱DGBを、㈱りそなホールディングスと共同出資にて設立し、連結子会社とする。
- 2025年9月 ㈱りそなホールディングスの持分法適用会社となる。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社（㈱デジタルガレージ）、子会社27社及び持分法適用会社15社により構成されております。当社グループの主要事業は、次のとおりであります。

- プラットフォームソリューション : クレジットカード決済をはじめ、QRコード決済、コンビニ決済などのあらゆる電子決済手段を提供する総合決済プラットフォームを展開する決済事業と、決済周辺サービス並びに金融事業者向けデジタルマーケティング事業
- ロングタームインキュベーション : 当社グループ独自の事業基盤及び日本最大級のメディアを運営する㈱カクコムの子会社等を活用し、決済プラットフォームの拡大を加速することを目的とした戦略事業
- グローバル投資インキュベーション : スタートアップ企業等への投資・育成を中心とした事業戦略支援型の投資インキュベーション事業

なお、上記の3事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 連結財務諸表注記 6. セグメント情報」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

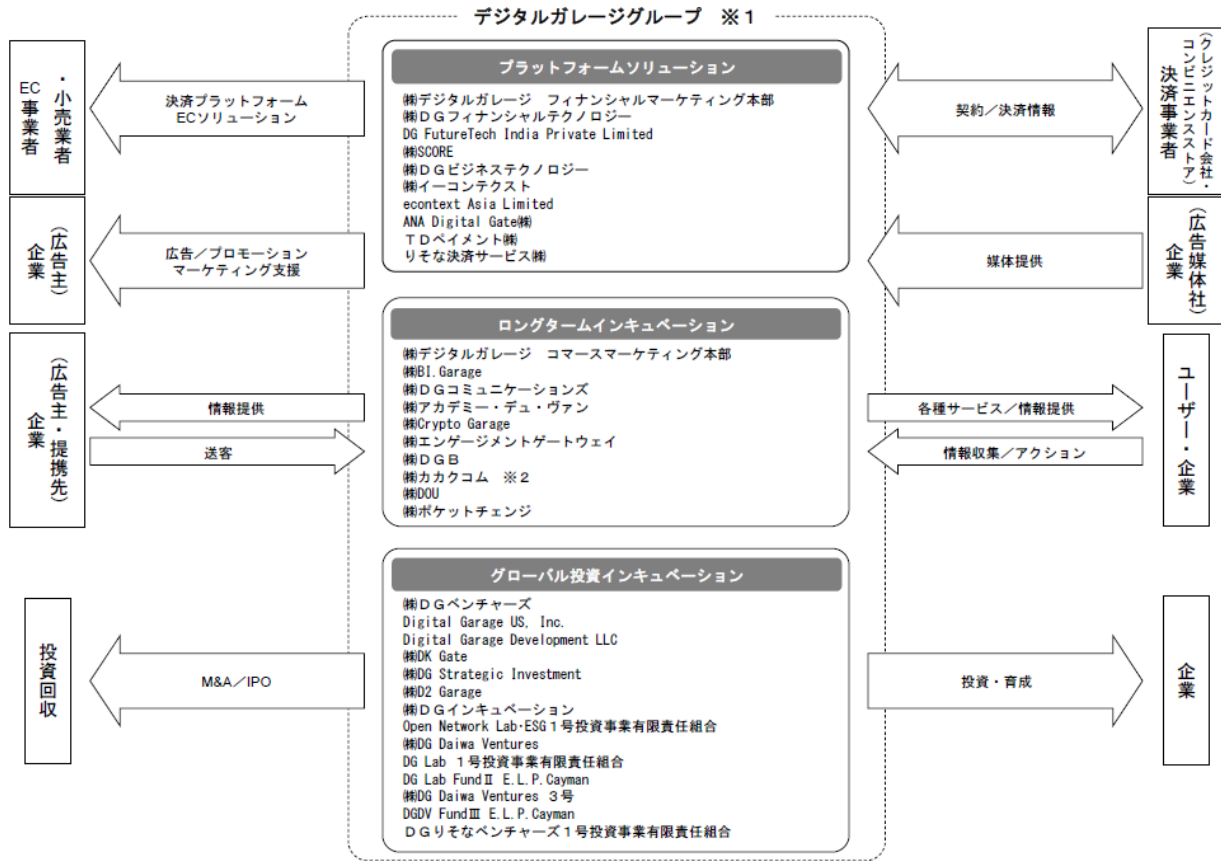
(1) 主な関係会社とセグメントの名称および主な事業内容

セグメントの名称	会社名	当社との関係	主な事業内容
プラットフォームソリューション	㈱デジタルガレージ フィナンシャルマーケティング本部	当社事業 事業本部	金融事業者向けデジタルマーケティング事業
	㈱DGフィナンシャルテクノロジー	連結子会社	Eコマースおよび対面店舗向け電子決済ソリューションの提供
	DG FutureTech India Private Limited	連結子会社	マネージドサービス（システム運用支援、システム保守）、システムソリューションサービスの提供
	㈱SCORE	連結子会社	後払い決済サービスおよび決済データを活用した各種金融事業
	㈱DGビジネステクノロジー ※	連結子会社	デジタルビジネス総合支援
	㈱イーコンテキスト	連結子会社	コンビニ決済・銀行決済等の決済手段および送金サービスの提供
	econtext Asia Limited	連結子会社	アジア向け決済プラットフォームの展開およびアジアEC関連企業への投資
	ANA Digital Gate㈱	持分法 適用会社	店舗向けスマートフォン決済、決済端末、マイレージ加盟店開拓など、フィンテックを活用した法人向け決済ソリューションの提供
	TDペイメント㈱	持分法 適用会社	POSシステム向けマルチ決済ソリューションの提供
	りそな決済サービス㈱	持分法 適用会社	代金回収代行・ファクタリング・決済事業

セグメントの名称	会社名	当社との関係	主な事業内容
ロングターム インキュベーション	(株)デジタルガレージ コマースマーケティング本部	当社事業 事業本部	金融以外の事業者向けデジタルマーケティング事業
	(株)BI. Garage	連結子会社	Web広告技術の開発と販売
	(株)DG コミュニケーションズ	連結子会社	不動産広告代理事業
	(株)アカデミー・デュ・ヴァン	連結子会社	ワインスクールの運営および卸売事業
	(株)Crypto Garage	連結子会社	ブロックチェーンを活用した金融サービス等の事業
	(株)エンゲージメントゲートウェイ	連結子会社	スマートEC事業の企画・開発および運営
	(株)D G B	連結子会社	SME向けデジタル金融事業
	(株)カカコム	持分法 適用会社	「価格.com」、「食べログ」等のメディアの企画運営、各種プラットフォームの提供
	(株)DOU	持分法 適用会社	キャリアパスポートを活用した人材開発及び採用支援事業、デジタル証明書の発行支援事業
	(株)ポケットチェンジ	持分法 適用会社	オリジナル電子マネー発行プラットフォーム「Pokepay」の提供、外貨電子マネーチャージ機サービスの運営
グローバル投資 インキュベーション	(株)DG ベンチャーズ	連結子会社	スタートアップ企業等への投資・育成
	Digital Garage US, Inc.	連結子会社	米国インキュベーションセンターの運営、グローバル戦略のヘッドクォーター
	Digital Garage Development LLC	連結子会社	投資不動産の所有・賃貸等
	(株)DK Gate	連結子会社	コンテンツビジネスへの戦略投資等
	(株)DG Strategic Investment	連結子会社	Fintech・決済事業を中心とした戦略投資等
	(株)D2 Garage	連結子会社	北海道地域での有望なスタートアップ企業への投資育成事業等
	(株)DG インキュベーション	連結子会社	投資事業有限責任組合の管理運営
	Open Network Lab・ESG 1号 投資事業有限責任組合	連結子会社	ESG分野に関連するスタートアップ企業への投資
	(株)DG Daiwa Ventures	持分法 適用会社	投資事業有限責任組合の管理運営
	DG Lab 1号投資事業有限責任組合	持分法 適用会社	次世代技術を有するスタートアップ企業への投資
	DG Lab Fund II E. L. P. Cayman	持分法 適用会社	
	(株)DG Daiwa Ventures 3号	持分法 適用会社	投資事業有限責任組合の管理運営
	DGDV Fund III E. L. P. Cayman	持分法 適用会社	次世代技術を有するベンチャー企業やジョイントベンチャー等への投資
DG りそなベンチャーズ1号 投資事業有限責任組合	持分法 適用会社	次世代金融等のスタートアップ企業への投資	

※ (株)DG ビジネステクノロジーは、2025年4月1日付でナビプラス(株)を存続会社、(株)スクデットおよび(株)DG コマースを消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で現商号へ名称変更しております。

(2) 企業集団の事業系統図



※ 矢印は、各事業のサービス提供を示しております。

※1 当社は事業持株会社として、当社グループ全体の戦略策定・実行のほか、各関係会社に対し、業務受託契約に基づく経営管理業務及びフィナンシャルマーケティング本部、コマースマーケティング本部においてマーケティング事業を行っております。

※2 ㈱カカコムは、東京証券取引所プライム市場に株式を上場しております。

4 【関係会社の状況】

名称		住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)						
㈱DGフィナンシャルテクノロジー	※1 ※4	東京都渋谷区	1,068	Eコマース及び対面店舗向け電子決済ソリューションの提供	100.00	当社が管理業務を受託している。当社と営業取引がある。 役員の兼任3名
DG FutureTech India Private Limited	※2	インドマハラーシュトラ州	百万インドルピー 2	マネージドサービス（システム運用支援、システム保守）、システムソリューションサービスの提供	60.00 (60.00)	当社と営業取引がある。 役員の兼任1名
㈱SCORE	※2	京都府京都市南区	100	後払い決済サービス及び決済データを活用した各種金融事業	100.00 (100.00)	当社と営業取引がある。
㈱DGビジネステクノロジー		東京都渋谷区	220	デジタルビジネス総合支援	100.00	当社が管理業務を受託している。また、当社と営業取引がある。 役員の兼任1名
㈱イーコンテキスト		東京都渋谷区	100	コンビニ決済・銀行決済等の決済手段及び送金サービスの提供	100.00	当社が管理業務を受託している。また、当社と営業取引がある。 役員の兼任3名
econtext Asia Limited	※2	中国香港	香港ドル 100	アジア向け決済プラットフォームの展開及びアジアEC関連企業への投資	100.00 (100.00)	当社が資金援助を受けている。 役員の兼任1名
㈱BI.Garage		東京都渋谷区	403	Web広告技術の開発と販売	61.16	当社が管理業務を受託している。当社と営業取引がある。また、当社が資金援助を行っている。 役員の兼任2名
㈱DGコミュニケーションズ	※5	東京都新宿区	100	不動産広告代理事業	97.38	当社が管理業務を受託している。また、当社と営業取引がある。 役員の兼任2名
㈱アカデミー・デュ・ヴァン		東京都渋谷区	120	ワインスクールの運営及び卸売事業	100.00	当社が管理業務を受託している。また、当社と営業取引がある。 役員の兼任2名
㈱Crypto Garage	※1	東京都渋谷区	1,353	ブロックチェーンを活用した金融サービス等の事業	51.00	当社が管理業務を受託している。当社と営業取引がある。また、当社が資金援助を行っている。 役員の兼任4名
㈱エンゲージメントゲートウェイ		東京都渋谷区	50	スマートEC事業の企画・開発及び運営	51.00	当社が管理業務を受託している。 役員の兼任2名
㈱DGB		東京都渋谷区	50	SME向けデジタル金融事業	51.00	当社が管理業務を受託している。 役員の兼任3名
㈱DGベンチャーズ		東京都渋谷区	300	スタートアップ企業等への投資・育成	100.00	当社が管理業務を受託している。また、当社が資金援助を行っている。 役員の兼任3名
Digital Garage US, Inc.	※1	米国カリフォルニア州	百万米ドル 20	米国インキュベーションセンターの運営、グローバル戦略のヘッドクォーター	100.00	当社が管理業務を受託している。 役員の兼任2名
Digital Garage Development LLC	※2	米国カリフォルニア州	百万米ドル 7	投資不動産の所有・賃貸等	100.00 (100.00)	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
㈱DK Gate	東京都渋谷区	88	コンテンツビジネスへの戦略投資等	66.00	当社が管理業務を受託している。 役員の兼任2名
㈱DG Strategic Investment	東京都渋谷区	100	Fintech・決済事業を中心とした戦略投資等	100.00	当社が管理業務を受託している。また、当社が資金援助を行っている。 役員の兼任2名
㈱D2 Garage	北海道札幌市中央区	107	北海道地域での有望なスタートアップ企業への投資育成事業等	51.00	当社が管理業務を受託している。また、当社と営業取引がある。 役員の兼任1名
㈱DG インキュベーション	東京都渋谷区	25	投資事業有限責任組合の管理運営	100.00	当社が管理業務を受託している。 役員の兼任1名
Open Network Lab・ESG1号投資事業有限責任組合	※1 ※2 ※6 東京都渋谷区	2,600	ESG分野に関連するスタートアップ企業への投資	38.46 (3.92)	—
㈱DG フィーリスト	北海道札幌市中央区	10	ニアショア事業、受託事業、WEB制作事業、SI事業	80.00	当社と営業取引がある。
その他6社 (持分法適用会社)					
㈱カカココム	※3 東京都渋谷区	916	「価格.com」、「食ベログ」等のメディアの企画運営、各種プラットフォームの提供	20.68	当社と営業取引がある。 役員の兼任1名
ANA Digital Gate(株)	※2 東京都中央区	100	店舗向けスマートフォン決済、決済端末、マイレージ加盟店開拓など、フィンテックを活用した法人向け決済ソリューションの提供	49.00 (49.00)	役員の兼任1名
TDペイメント(株)	※2 東京都品川区	100	POSシステム向けマルチ決済ソリューションの提供	49.00 (49.00)	役員の兼任3名
りそな決済サービス(株)	東京都江東区	1,000	代金回収代行・ファクタリング・決済事業	20.00	当社と営業取引がある。
㈱DOU	東京都渋谷区	50	キャリアパスポートを活用した人材開発及び採用支援事業、デジタル証明書の発行支援事業	28.06	当社と営業取引がある。
㈱ポケットチェンジ	東京都港区	100	オリジナル電子マネー発行プラットフォーム「Pokepay」の提供、外貨電子マネーチャージ機サービスの運営	37.03	役員の兼任1名
㈱DG Daiwa Ventures	東京都千代田区	25	投資事業有限責任組合の管理運営	50.00	当社が管理業務を受託している。 役員の兼任1名
DG Lab 1号投資事業有限責任組合	※6 東京都千代田区	6,810	次世代技術を有するスタートアップ企業への投資	14.68	—
DG Lab Fund II E.L.P.Cayman	※6 英国領ケイマン諸島	12,510	次世代技術を有するスタートアップ企業への投資	15.99	—
㈱DG Daiwa Ventures 3号	東京都渋谷区	1	投資事業有限責任組合の管理運営	50.00	当社が管理業務を受託している。 役員の兼任1名
DGDV Fund III E.L.P.Cayman	※6 英国領ケイマン諸島	10,209	次世代技術を有するベンチャー企業やジョイントベンチャー等への投資	19.59	—
DGりそなベンチャーズ1号投資事業有限責任組合	※2 ※6 東京都渋谷区	13,000	次世代金融等のスタートアップ企業への投資	50.00 (49.00)	—
その他3社					

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) ㈱りそなホールディングス ※3	東京都 江東区	50,553	銀行持株会社	(被所有) 30.90	当社と営業取引がある。

※1 特定子会社に該当しております。

※2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

※3 有価証券報告書提出会社であります。

※4 ㈱DGフィナンシャルテクノロジーについては、売上収益(連結会社相互間の内部売上収益を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上収益	13,273百万円
	(2) 税引前利益	5,034百万円
	(3) 当期利益	3,620百万円
	(4) 資本合計	7,386百万円
	(5) 資産合計	35,887百万円

※5 ㈱DGコミュニケーションズについては、売上収益(連結会社相互間の内部売上収益を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上収益	3,687百万円
	(2) 税引前利益	83百万円
	(3) 当期利益	81百万円
	(4) 資本合計	48百万円
	(5) 資産合計	1,794百万円

※6 Open Network Lab・ESG 1号投資事業有限責任組合、DG Lab 1号投資事業有限責任組合、DG Lab Fund II E. L. P. Cayman及びDGDV Fund III E. L. P. Cayman並びにDGりそなベンチャーズ1号投資事業有限責任組合の「資本金」欄は、出資約束金額の総額を記載しており、「議決権の所有割合」欄は、出資比率を記載しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「持続可能な社会に向けた“新しいコンテキスト”をデザインし、テクノロジーで社会実装する」をパーパス（存在意義）に掲げ、「コンテキストカンパニー」として、企業と人、情報を有機的に結びつけることを基本コンセプトとしております。インターネット業界の黎明期からの実績に基づくソリューションノウハウと、最新のネットワーク技術を有効に活用し、複雑な情報を有機的に結びつけることで、企業と人、情報のそれぞれの存在価値を相互に高める機能の開発を業務の目的としてまいりました。常に時代の数歩先に視点を合わせ、コンテキストの対象を冷静かつ的確に選別し、人と環境とデジタル情報化社会が共存できる快適な社会に貢献し得るサービスを構築することを経営の基本方針としております。

(2) 経営環境

現在、世界は生成AIが急速に普及し、web3が経済の在り方を変えるなど、変革期にあります。日本国内においても、深刻な労働力不足を背景に、あらゆる産業でDXが加速していることに加え、スマートフォンソフトウェア競争促進法の施行によるアプリ市場の開放など、既存のビジネス慣行を塗り替える構造変化が相次いでおります。

また、2025年12月、経済産業省は「キャッシュレス推進検討会」のとりまとめを公表し、消費実態をより正確に反映する新たなキャッシュレス決済比率の国内指標を設定しました。これにより、国を挙げたキャッシュレス社会への移行が一段と後押しされるものと認識しています。当社グループは、これら「テクノロジーの進化」「法制度の変革」「社会需要の転換」が三位一体となって押し寄せる現状を、収益基盤を抜本的に再定義し、拡大させる不可逆なパラダイムシフトと捉えております。

このような環境下、当社グループは、総合決済プラットフォームを軸とした持続的な事業拡大と収益の多層化を目指しております。具体的には、投資リターンを早期実現を目標として設定するとともに、営業投資有価証券の売却等によるオフバランス化を進めております。それらを原資とし、決済・マーケティング事業における成長投資や、株主還元を充てる「キャッシュフロー・アロケーション」を推進しております。

これら各施策の着実な遂行を通じ、パーパスを具現化することで、企業価値向上を目指してまいります。

(3) 経営戦略等並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

[プラットフォームソリューションセグメントを核とした決済基盤の拡充と、ロングタームインキュベーションセグメントによるDXの推進]

日本の決済市場は、従来現金に依存する傾向が強かったものの、近年急速にキャッシュレス化が進展しています。経済産業省が2018年4月に公表した「キャッシュレス・ビジョン」では、2025年にキャッシュレス決済比率を40%とし、将来的には同比率を80%とすることを目標とする方針が打ち出されているところ、2024年時点のキャッシュレス決済比率は42.8%となり、当該目標は前倒して達成されました（注1、注2）。

なお、経済産業省は2025年12月にキャッシュレス決済比率に関する新指標及び中間目標の設定を行いました。キャッシュレス決済の利用実態に合わせた新指標では、2024年のキャッシュレス決済比率は51.7%となっており、中間目標については、2030年にキャッシュレス決済比率65%を目指すとするなど、さらなるキャッシュレス化を推進する方針を示しています（注2）。

当社グループは、決済を核にグループの多層的な成長を目指す「DG FinTech Shift 2.0」のもと、KDDIグループとの業務提携を通じた次世代決済プラットフォーム「NESTA」の導入加速や、りそなホールディングスとの資本業務提携に基づく新サービスの展開を着実に推進し、社会インフラとしての決済基盤をより強固なものにしております。当社グループの強みは、単なる決済処理に留まらず、「決済・集客・DX化」が一体となった多層的なビジネスモデルにあります。決済を基盤としたPSセグメントの事業と決済に親和性のあるLTIセグメントの不動産DX事業「Musubell」、飲食・小売DX事業「Pangaea Delivery」やアプリ外課金プラットフォーム「アプリペイ」を組み込むことで、事業者のDX化とキャッシュレス化を同時に実現しております。これらの接点を通じて得られる「購買までの消費者行動データ」を分析・活用し、CRM等を通じた「集客支援」へつなげることで、事業者の売上最大化と当社グループの収益の積み上げを推進してまいります。

（注1）経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」2018年4月公表より

（注2）経済産業省「キャッシュレス推進検討会 とりまとめ」2025年12月26日公表より

[投資事業の進化と「実業」への還流]

グローバルな投資環境は、高金利環境の継続や地政学リスクの増大により、スタートアップへの資金流入が選別される転換期にあります。加えて、生成AIやweb3等の先端技術領域では、従来の産業構造を大きく転換させるイノベーションが加速しています。これら次世代技術をいち早く取り込み、社会実装する能力が企業の競争優位性を左右する時代となっています。

当社グループは、創業以来培ってきた北米、日本、アジア、欧州を結ぶ独自のディールソース「グローバルインキュベーションストリーム」のネットワークを活用し、世界中の有望なスタートアップの中から次世代のデファクトスタンダードを担う企業を厳格に選別し、戦略的な投資を継続しております。一方で、中期経営計画における重要目標として、保有する営業投資有価証券の売却等によるオフバランス化を推進しております。具体的には、中期経営計画の5カ年合計で投資事業収入300億円以上という定量目標を掲げており、その達成に向けて大手グローバルファンド等との連携による売却・流動化を着実に遂行してまいります。

また、投資事業においては、単なる財務的リターン追求にとどまらず、当社グループ内の各事業との連携・協業等によるスタートアップ企業の育成を通じて、当社グループ及び投資先の企業価値最大化に注力しております。同時に、北米を中心とする最先端スタートアップへの投資を通じて得られる知見や技術を、当社グループの事業に直接還流させております。このように「投資」と「事業」が相互に進化し続ける当社グループ独自のサイクルをさらに加速させてまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

2024年3月期を初年度とする中期経営計画では、基礎事業における税引前利益の成長率及び2028年3月期における決済取扱高の目標を経営指標として設定しております。投資・インキュベーション領域では、現在保有する営業投資有価証券のポートフォリオの見直し及び組み替えを進めることにより、5年間で一定のキャッシュフロー創出を目指しております。

また、当社グループでは、株主の皆様に対する還元を重要な経営課題の一つとして位置づけており、キャッシュフローを軸とした株主還元方針を掲げるとともに、中期経営計画の目標として5年間の配当総額を設定することで、安定した配当政策を実施してまいります。具体的な目標は以下のとおりであります。

中期経営計画の定量目標（2024年3月期～2028年3月期）

項目	目標値
事業目標	
税引前利益 ※1	5ヵ年平均成長率 20%以上
決済取扱高	2028年3月期 15兆円以上
投資事業収入 ※2	5ヵ年合計 300億円以上
株主還元	
普通配当における基本方針	各年度 累進配当
配当総額	5ヵ年合計 100億円以上
基礎事業キャッシュフローに対する配当性向 ※3	目安となる水準 30%

※1 グローバル投資インキュベーション・セグメント及び㈱カカコムの特分法投資利益を除く

※2 売却収入およびファンドからの分配金等の合計額

※3 経常的に利益創出する事業セグメントの税引前利益を基に、減価償却費、一過性の損益、関係会社配当金を調整し本社費用を控除した、当社グループの経常的なキャッシュフローを基準とした配当性向

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来の経済情勢や事業環境の変化等により、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) サステナビリティ全般

当社グループは、パーパスとして「持続可能な社会に向けた“新しいコンテキスト”をデザインし、テクノロジーで社会実装する」を掲げております。当該パーパスは、サステナブルな経営に関する当社グループの基本的な考え方を表すものであることから、当社グループではパーパスそのものをサステナビリティ方針として位置付け、持続的な企業価値の向上と社会課題の解決の両立に取り組んでおります。

当社グループは、ニーズの変化やテクノロジーの進展が著しいデジタル分野において、リスクを伴う事業領域に対しても勇気と強い意志をもって率先して挑戦する「ファーストペンギン・スピリット」を、創業以来のバリューとして掲げております。当該バリューのもとに、新たなテクノロジーを継続的に追求し、その本質を捉えたうえで社会への実装を進めてまいりました。

テクノロジーの進化及び社会課題に対する価値観の変化を背景に、企業がサステナビリティを追求することの重要性は一層高まっているものと認識しております。こうした認識のもとに、当社グループはサステナビリティ経営を推進しております。

具体的には、当社グループにとってのマテリアリティ（重要課題）を特定したうえで、各マテリアリティにKPIを設定し、その進捗を管理することにより、実効性のあるサステナビリティ経営を展開しております。加えて、各KPIの達成が「社会にいかなる価値をもたらすか」及び「事業の成長にいかにつながるか」を「インパクトストーリー」として具体的に描き出しております。当社グループは、当該ストーリーをありたい姿として位置付け、社会課題の解決と企業価値の向上を両立させることにより、持続的な成長の実現に取り組んでまいります。

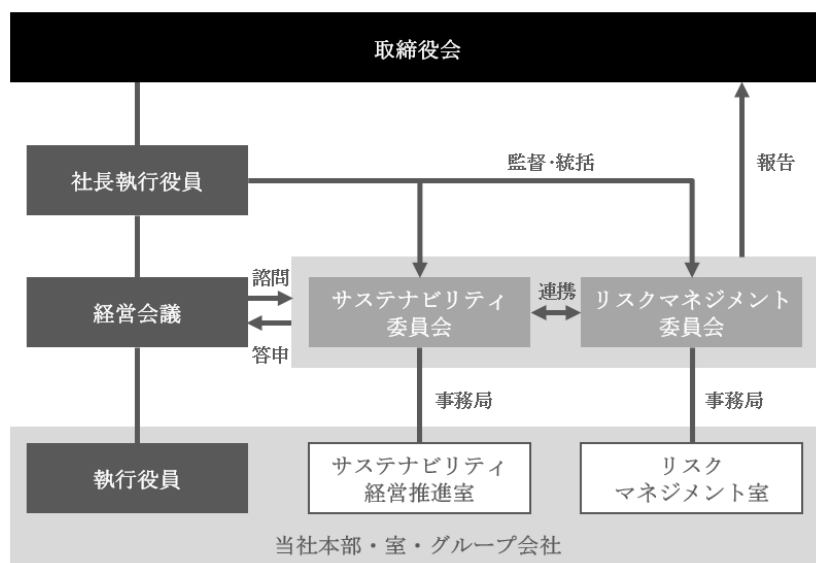
① ガバナンス

当社グループは、サステナビリティ経営の推進にあたり、実効性のある監督と機動的な業務執行を両立させるガバナンス体制を構築しております。

業務執行機関として「サステナビリティ委員会」を設置しており、社長執行役員を最高責任者、コーポレート本部長を委員長とし、グループ各事業部門長及び管理部門長を委員として構成しております。本委員会は、サステナビリティに関する基本方針、マテリアリティに係るKPIの進捗管理、気候変動への対応等を審議事項とし、経営会議における諮問・答申を経たうえで、その結果を取締役に定期的に報告しております。本委員会は年2回以上開催することとしております。

取締役会は、本委員会からの報告に基づき、グループ全体のサステナビリティに関する方針・戦略及びマテリアリティへの取り組み状況について審議し、業務執行を監督しております。また、本委員会の開催に際し、社外取締役が専門的知見に基づきアドバイザーとして関与し、客観的な視点を取り入れることで、ガバナンスの実効性向上をはかってまいります。

なお、本委員会の事務局はサステナビリティ経営推進室が担い、関連部署と連携してグループ全体の取り組みを推進しております。さらに、本委員会とリスクマネジメント委員会は相互に連携しており、経営会議及び取締役会における審議結果を、経営戦略、リスク管理及びリスク評価に反映させる体制としております。



	サステナビリティ委員会	リスクマネジメント委員会
最高責任者	社長執行役員	社長執行役員
委員長	コーポレート本部長	コーポレート本部長
構成メンバー	経営企画部、社長室、法務部、総務部、 コーポレート・コミュニケーション部、 人事部、セキュリティ統括部 及び各事業部の代表者	経営企画部、社長室、広報部、経理部、財務部、 法務部、人事部、セキュリティ統括部、 情報テクノロジー部及び各事業部の代表者
事務局	サステナビリティ経営推進室	リスクマネジメント室

2025年度のサステナビリティ委員会実績

開催月	主な議題
9月	・マテリアリティKPI進捗報告
	・環境・気候変動に関する報告
	・人権方針・環境方針の制定について
	・上期対応事項に関する報告
3月	・マテリアリティKPI進捗報告
	・評価機関（CDP、S&P CSA）結果報告と今後の対応
	・統合報告書振り返り、2026年の方向性
	・下期対応事項に関する報告
	・研修（サステナビリティを取り巻く昨今の潮流ほか）

② リスク管理

サステナビリティ関連リスクは、当社グループの事業継続及び持続的成長にとって重要な経営課題であると認識しております。

当社グループでは、リスクマネジメント体制の強化を目的として、リスクマネジメント委員会を設置しております。当委員会の最高責任者は社長執行役員、委員長はコーポレート本部長とし、事務局としてリスクマネジメント室を設置することにより、実効性を確保しております。これらの体制により、全社的なリスク管理を強化し、発生し得るリスクの想定、重大性の評価、リスク管理フローの策定及びモニタリング等のサイクルを確立し、実行しております（開催頻度：年間2回以上）。サステナビリティ委員会とリスクマネジメント委員会は相互連携し、経営会議及び取締役会による審議結果は、経営戦略やリスク管理、リスク評価に反映する体制としております。

③ 戦略及び指標と目標

i. マテリアリティ特定プロセス

当社グループは、パーパス「持続可能な社会に向けた“新しいコンテクスト”をデザインし、テクノロジーで社会実装する」を起点として、社会課題と当社グループの事業活動・企業価値との接点を把握し、以下の5つのステップを経て重要課題（マテリアリティ）を特定しております。

Step 1：社会課題の把握・抽出

（GRIスタンダード、ISO26000、SASB等のサステナビリティに関する国際的なフレームワークやガイドラインを参考に、社会課題を把握・抽出）

Step 2：当社グループにとっての重要度を評価

（当社グループにおける事業機会・リスクの分析・評価を実施。目指す未来像からバックキャスト視点で、当社グループにとって高重要度の項目を抽出）

Step 3：ステークホルダーにとっての重要度の把握

（株主、社内外全取締役、自治体、若手従業員、キャリア及びマネジメントレベルの従業員まで、延べ63名へのヒアリング等、ステークホルダーとの対話を通じて把握）

Step 4：優先順位の整理

（Step 1～3を踏まえ、優先度の高い社会課題を特定）

Step 5：妥当性の評価・マテリアリティの特定

（特定したマテリアリティをサステナビリティ委員会にて協議。取締役会での審議・承認を経て、最終決定）

なお、マテリアリティは外部環境及び当社グループの事業構造・経営方針の変化に応じて適時見直すものとしており、当該事業年度のサステナビリティ委員会において変更を要する重大な変化はないことを確認しております。

ii. 当社グループのマテリアリティと価値創造

創業以来、テクノロジーを社会に実装し、新たな価値を創造してきた当社グループの強みを活かした「ビジネス分野」、成長の源泉である「人財分野」、重要な社会的インフラを担う企業として守り、堅持し、強化すべき「基盤分野」の計3分野8項目のマテリアリティを軸に、サステナビリティ経営を推進してまいります。

当社グループは、特定した3分野8項目のマテリアリティそれぞれにKPIを設定しております。各主管部門が、創出価値（アウトカム）を念頭に、社会と事業へのインパクトを可視化した「インパクトストーリー」を描き、マテリアリティごとのKPIを設定いたしました。今後はKPIを指標としてPDCAサイクルを継続的に回し、サステナビリティ経営の実効性を高めてまいります。

各マテリアリティに対するKPI、達成時期、2025年度の実績は以下のとおりであります。

＜ビジネス分野＞ テクノロジーによるエコシステムの形成		
マテリアリティ：より良い未来に向けたテクノロジーの探求		
当社グループの強みは、新たなテクノロジーを常に探求し、その本質を捉えながら社会実装していくことであります。今までも、そしてこれからも既存の仕組みや概念にとらわれることなく、新たなテクノロジーの探究を続けてまいります。		
KPI	達成時期	2025年度実績
社会にインパクトを創出するプロダクト・サービス数	毎年	57件（前期比11件増）
マテリアリティ：豊かな社会を創出するフィンテックの利活用		
誰もが利用しやすいフィンテックの社会への浸透を通じて、決済環境の活性化やアクセシビリティ・利便性の向上、環境負荷の低減など、経済だけではなく、豊かな社会の実現にも寄与していきます。		
KPI	達成時期	2025年度実績
決済取扱高	毎年	9.1兆円（前期比21.1%増）
決済取扱件数	毎年	17.3億件（前期比23.6%増）
マテリアリティ：持続可能な社会へ貢献する事業の共創		
最先端のスタートアップや事業パートナーとサステナブルな事業を共に創り出すことは、当社グループの事業成長だけではなく、持続可能な社会の実現にも貢献するものと考えております。今後もさまざまなパートナーとともに新たな事業を創出してまいります。		
KPI	達成時期	2025年度実績
Open Network Lab・ESG 1号投資事業有限責任組合における投資金額の50%をESG 関連スタートアップに投資	毎年	57%
Open Network Lab・ESG 1号投資事業有限責任組合における投資件数の20%を気候変動関連スタートアップに投資	毎年	28%
Open Network Lab2号投資事業有限責任組合における投資金額の50%以上をインパクト志向	毎年	89%
Open Network Lab2号投資事業有限責任組合における投資件数の30%以上を気候変動関連スタートアップに充当	毎年	20%

<人財分野> 誰もがいきいきと活躍できる環境づくり

マテリアリティ：多様な人財が活躍する仕組みづくり

従業員一人ひとりの多様性を尊重し、前向きにやりがいをもって働くことができる環境・制度等を整えることが、社会の多様なニーズや課題に応えることにつながると捉え、人財への取り組みを推進してまいります。

KPI	達成時期	2025年度実績
エンゲージメント指数「トータルエンゲージメント」4.0ポイント以上	2028年3月期	3.8（前期比0.1ポイント増）
女性管理職比率30%以上	2028年3月期	17.3%（前期比1.4%増）

マテリアリティ：未来を切り拓く人財育成

一人ひとりの強みを活かしながら、変化していく社会環境へ勇敢に挑む人財を育成することは、自律したキャリアを築き、人生をより豊かにするだけでなく、当社グループの成長にもつながると考えております。

KPI	達成時期	2025年度実績
エンゲージメント指数「人財育成に関する指数」2025年3月期比+1.0ポイント改善	2030年3月期	3.0 (2025年3月期比0.2ポイント増)

<基盤分野> 社会と共に歩むための信頼の構築

マテリアリティ：責任ある企業活動の推進

社会・経済のなかで活動する企業として、株主や投資家からの強固なガバナンスへの高い期待、法令等の遵守、地域・地球環境への配慮等を責務として推進してまいります。

KPI	達成時期	2025年度実績
ガバナンス情報の充実度向上、ステークホルダー対話数年200回以上	毎年	・ 統合報告書、コーポレートサイト記載充実化 ・ 対話数：250回以上
全従業員に対するコンプライアンス研修の受講率100%	毎年	100%
スコープ1・2の温室効果ガス排出量 2022年3月期比50%削減	2031年3月期	1,005t-CO2 (2022年3月期比16.8%減)
カーボンニュートラル達成 2022年3月期比	2051年3月期	—

マテリアリティ：人権の尊重に基づく社会との共生		
当社グループ及びバリューチェーンに関わるすべての人々の人権を尊重し、社会との共生をはかってまいります。		
KPI	達成時期	2025年度実績
人権方針制定・公表	2025年10月以内	2025年9月制定・公表
ハラスメント研修受講率100%	毎年	100%
マテリアリティ：社会を支えるシステムの安定稼働		
社会の重要インフラとしての事業を展開する当社グループにとって、途切れることなく安心・安全なシステムを提供・運用することが責務であります。今後も事業特性、社会の変化に応じた対応とシステムの向上に努めてまいります。		
KPI	達成時期	2025年度実績
セキュリティマネジメントシステムカバー率	毎年	85.7%（前年比16.5%増）
セキュリティ研修受講率100%	毎年	98.9%

※2025年度実績は、2025年4月1日～2026年3月31日までの実績を記載しております。

※KPI「カーボンニュートラル達成 2022年3月期比」の2025年度実績については、スコープ3排出量の新規カテゴリ追加等、算定方法の精緻化を進めており、本報告書提出時点では算定が完了していないため記載しておりません。算定完了後、当社ウェブサイトにて公表する予定です。

(2) 気候変動への対応（TCFDの枠組みに基づく提言）

「持続可能な社会に向けた“新しいコンテクスト”をデザインし、テクノロジーで社会実装する」をパーパスとして掲げる当社グループは、気候変動を単なるリスクとしてではなく、革新的なソリューションを生み出す重要な機会として捉えております。

当社グループは、2051年3月期までにバリューチェーン全体でカーボンニュートラルを達成することを目指し、自社の温室効果ガス排出量を着実に削減するとともに、フィンテックやDXなど当社事業を通じて社会全体の環境負荷低減に貢献することを目指しております。また、スタートアップ支援により持続可能な社会の実現を後押ししてまいります。こうした考え方のもとに、当社グループは2025年9月に「デジタルガレージグループ環境方針」を制定し、テクノロジーの力で環境負荷を軽減しながら、豊かな社会と環境が調和する新たなコンテクストを創造し続けることを基本理念として掲げております。

2022年5月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に賛同し、当該環境方針のもとに、TCFDの枠組みに基づき「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」について開示し、気候変動への取り組みを推進しております。

① ガバナンス

当社グループは、気候変動対応を含むサステナビリティに関する方針及び取り組みの進捗について、社長執行役員を最高責任者、コーポレート本部長を委員長とする「サステナビリティ委員会」において審議し、経営会議の諮問・答申を経て取締役会へ報告しております。当該体制を通じて、当社グループは持続可能な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

サステナビリティに関するガバナンス体制は、「サステナビリティ委員会」及び「リスクマネジメント委員会」の二つの委員会を中核として相互に連携し、サステナビリティに関する機会及びリスクを統合的に把握・管理する体制を整備しております。

-サステナビリティ委員会

- ・気候変動を含む環境・社会課題に対する取組方針や戦略を策定
- ・サステナビリティ経営推進室を事務局とし、各種施策の実行状況やKPIをモニタリングし、経営会議・取締役会へ報告

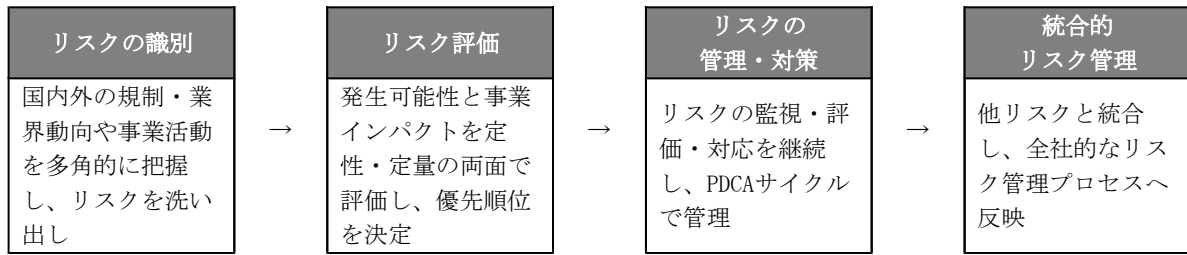
（2025年度の実績については、「(1) サステナビリティ全般 ①ガバナンス」を参照ください）

-リスクマネジメント委員会

- ・企業リスク全般を統括し、気候変動リスクを含む新たなリスクの洗い出しや重要度評価を行う
- ・リスクマネジメント室を事務局とし、気候変動リスクの管理方針や対応策を策定

② リスク管理

当社グループは、リスクマネジメント委員会を中核とする全社的なリスク管理体制のもとに、サステナビリティ委員会と連携し、TCFD 提言に沿って気候変動に関するリスクを体系的に識別・評価・管理しております。また、取締役会及び経営会議への定期報告を通じて、経営陣によるモニタリングと意思決定を支援しております。



③ 戦略

1. シナリオ分析のプロセス・前提・参照シナリオ

当社グループは、気候変動の長期的影響を把握し、中長期の戦略立案に活かすため、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）及び第6次評価報告書において示された1.5℃シナリオ（SSP1-1.9）と4℃シナリオ（SSP5-8.5）を用い、TCFDが提言するシナリオ分析を実施しております。

(1) 1.5℃シナリオ

- －国際的な温室効果ガス削減努力が進み、急速かつ大規模な脱炭素化が進展するケース。
- －カーボンプライシング（炭素税など）の導入や再生可能エネルギーへの転換により、事業コストやサプライチェーン、ビジネスモデル自体の変革が不可避となる。

(2) 4℃シナリオ

- －気候政策はほぼなく、化石燃料の使用を継続することで、気温上昇が進むケース。
- －極端気象が頻発し、物理的な影響や水不足が深刻化することで社会・経済的な影響が拡大するケース。

2. 気候関連リスク・機会が事業・戦略、財務計画に与える影響

(1) 気候変動リスク

リスク種類	分類	リスクの要約	シナリオの影響	
			1.5℃	4℃
物理的 リスク	急性	異常気象（台風、豪雨、洪水）による決済インフラ・データセンターの機能停止、オフィス建物の被災、通信障害の発生。短期的な災害による事業中断が顧客・社会に影響を与える。	小	小
	慢性	平均気温の上昇による恒常的なデータセンター冷却コストの増加、慢性的な猛暑による従業員の生産性低下と健康リスクの増加。	小	小
移行 リスク	政策・法規制	カーボンプライシング導入による運営コスト増加、ESG情報開示義務の強化によるコンプライアンスコスト増大、環境規制強化に伴うサービス改修費用の発生、投資先企業への環境デューデリジェンス要求の厳格化。	中	小
	評判	環境対応が不十分な場合の顧客離れ、ESG重視パートナーからの要請強化、投資家からの評価低下、優秀な人財の採用困難。特に1.5℃シナリオでは環境対応が企業評価の主要基準となる。	中	小
	市場・技術	気候変動による特定産業（観光・農業・製造業等）の決済需要減少、環境配慮型決済・ECプラットフォームへの技術転換の遅れによる競争力低下、投資ポートフォリオにおける座礁資産リスク、省エネ技術への対応遅れ。	小	小

(2) 気候変動機会

分類	機会の要約と個別機会の例	シナリオの影響	
		1.5℃	4℃
持続可能で強靱な事業基盤の構築	<p><機会の要約> 気候変動の物理的影響や社会の要請に対応し、自社の事業インフラをより効率的で災害に強い形へ進化させる機会。 コスト削減と事業継続性の向上に影響。</p> <p><個別機会の例> 低エネルギー消費型決済システム等の技術開発によるコスト削減（技術機会） 災害時にも事業を継続するための端末レスやオフライン時にも稼働可能なソリューション提供（決済事業 - 適応機会、DX支援・SaaS事業 - 適応機会）</p>	中	小
脱炭素・循環型社会に対応したソリューションの提供	<p><機会の要約> 顧客や消費者の環境意識の高まりを捉え、脱炭素化や環境配慮につながるサービスを開発・提供し、新規市場を獲得する機会</p> <p><個別機会の例> 現金決済より温室効果ガス（GHG）排出量の少ない決済事業等、環境配慮型決済サービスの需要拡大（決済事業 - 市場機会） エコフレンドリー商品のEC市場成長を捉えたDX・コマース支援（DX支援・SaaS・コマース支援事業 - 市場機会、適応機会）</p>	中	小
クライメートテック領域等への投資と事業共創	<p><機会の要約> 成長が期待されるクライメートテック分野等の環境分野のスタートアップへ投資することで、高い財務的リターンと当社事業とのシナジー創出を目指す機会</p> <p><個別機会の例> クライメートテック分野等のスタートアップ投資による高いリターンの獲得（投資事業 - 市場機会） 投資先へのESG経営支援を通じた企業価値向上と事業シナジー創出（投資事業 - ESG投資機会） 気候変動関連事業への投資によるポートフォリオのリスク分散（投資事業 - リスク分散機会）</p>	中	小
信頼性向上による競争優位性の確立	<p><機会の要約> 環境規制への迅速な対応や積極的な情報開示など、気候変動に対して先進的な姿勢を示すことで、顧客・投資家・政府等のステークホルダーからの信頼を獲得し、総合的な競争力を高める機会</p> <p><個別機会の例> 環境規制への迅速な対応による競合優位性の確保と信頼獲得（全事業 - 規制適応機会） 気候変動対策の姿勢を示すことによる企業ブランド価値の向上（全事業 - ブランド価値向上）</p>	小	小

戦略への影響、財務的影響を踏まえ、影響度合いを「大」「中」「小」で評価
 当社は、環境の変化に応じてシナリオ分析を実施し、更新するとともに、経営計画に反映するなど、中長期的な競争力強化をはかっております。

④ 指標と目標

i. 温室効果ガス（GHG）排出量削減目標

当社グループは、GHG排出削減に向けた取り組みを推進しており、短期・中期と長期の2段階の目標を設定しております。まず、2030年度（2031年3月期）までに、2021年度（2022年3月期）を基準として、事業活動における直接排出及び購入電力に起因する間接排出（スコープ1・2）のGHG排出量を50%削減することを目指してまいります。その上で、2050年度（2051年3月期）までに、サプライチェーン全体を含むグループ全体の事業活動において、実質的なGHG排出ゼロ、すなわちカーボンニュートラルを実現することを長期目標としております。これらの目標達成のため、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入など、さまざまな施策を継続的に展開してまいります。

目標年度	目標	具体的な説明
2030年度 (2031年3月期)	スコープ1・2のGHG排出量を2022年3月期比で50%削減	省エネルギー施策や再生可能エネルギー導入等により、事業所内の直接排出と購入電力由来の排出を大幅に削減
2050年度 (2051年3月期)	バリューチェーン全体でカーボンニュートラルの実現	事業全体及びサプライチェーンにおける温室効果ガス排出を実質ゼロにし、環境負荷のない事業活動を実現

ii. 温室効果ガス（GHG）排出量

当社の事業活動に伴うGHG排出量を把握し、毎年度ウェブサイトにて公表しております。

項目	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
スコープ1	29	30	26	43◇	43◇
スコープ2（マーケット基準）	1,179	1,167	852	737◇	962◇
スコープ2（ロケーション基準）	1,225	1,186	1,231	1,129◇	1,146◇
スコープ3	10,676	9,883	10,622	11,466	—

単位：t-CO₂

※2025年度（2026年3月期）のScope 3 排出量については、新規カテゴリーの追加等、算定方法の精緻化を進めており、本報告書提出時点では算定が完了していないため記載しておりません。算定完了後、当社ウェブサイトにて公表する予定です。

※「◇」を付した数値は、一般社団法人日本能率協会によりISO14064-3:2019に準拠した検証による第三者保証を取得済みです。対象期間、対象会社等の詳細は以下のURLよりご確認ください。

https://www.garage.co.jp/documents/sustainability/GHG_Verification_2025_JP.pdf

(3) 人的資本の取り組み

① ガバナンス

当社グループは、人財分野に関するマテリアリティとして「多様な人財が活躍する仕組みづくり」及び「未来を切り拓く人財育成」を特定し、これらを通じて持続的な成長と社会への価値提供の両立を目指しております。

人財分野のマテリアリティに関する方針策定、取り組みの推進及びマテリアリティKPIの進捗管理は、「(1) サステナビリティ全般」に記載のサステナビリティ委員会において行っております。同委員会での審議結果は、経営会議での諮問・答申を経て、取締役会へ定期的に報告され、取締役会の監督のもと、実効性のある人的資本経営の推進をはかっております。

② リスク管理

人的資本に関するリスク管理は、全社的なリスク管理の枠組みのなかで識別、評価及び対応を行っております。詳細は「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

③ 戦略

当社グループの事業環境は、現在、生成AIの急速な普及、web3による経済構造の変革、全産業的なDXの加速、キャッシュレス化のさらなる進展など、大きな変化の只中にあります。こうした変化を捉え新たな価値創造を牽引できる人財を確保・育成することは、当社グループのパーパス及び経営戦略の実現に不可欠であると認識しております。パーパス及び経営戦略の実現に向けては、異なる背景を持つ従業員同士の協働を促進することに加え、従業員と企業の関係性を強化することが重要であるという認識のもと、2023年に「人財マネジメントポリシー」を策定いたしました。

本ポリシーは、会社が従業員に対して約束すること及び従業員に求めることの双方の姿勢を明示し、双方向の関係性を体系的に整理したものであり、「多様な人財が活躍する仕組みづくり」及び「未来を切り拓く人財育成」を支える基盤として位置づけております。これに基づく人事施策を通じて、マテリアリティKPIの達成を目指すとともに、人的資本を通じた価値創造を推進しております。なお、経営戦略と関連付けた人材戦略、人財マネジメントポリシーを踏まえた具体的な施策並びに従業員給与等の決定方針については、「第4 提出会社の状況 5 従業員の状況等 (1)人材戦略に関する基本方針等」に記載しております。

<人財マネジメントポリシーの概要>

デジタルガレージが個人に約束すること New Context Designerが 共創するベストな場の創造		デジタルガレージが個人に求めること New Contextのデザイン 社会実装をリード
可能性への投資	Driving Force	常に好奇心をもつ
適材適所を実行	Challenge	挑戦を楽しむ
DEIBの実現	Respect	お互いを尊重
心理的安全性の醸成	Teamwork	チームで成果を最大化
ビジネス	社会に新しい価値を生み出す事業を創造し続け、テクノロジーでその価値を提供する組織	
人財	多様な人財が集まり、各々の持ち味を最大限に発揮できる組織	
はたらき方	デジタルガレージの文化を共有しチームとしてのコラボレーションで最高の成果にこだわる組織	
エンゲージメント	信頼感に基づく心理的安全性をベースに、チャレンジとエンゲージメントを両立できる組織	

④ 指標及び目標

当社グループは、人財分野のマテリアリティ「誰もがいきいきと活躍できる環境づくり」の実現に向け、人財マネジメントポリシーに基づく人事施策を通じたマテリアリティKPIの達成を目指しております。マテリアリティKPIは以下のとおりです。

<多様な人財が活躍する仕組みづくり>

- ・エンゲージメント指数「トータルエンゲージメント」
- ・管理職のうち女性比率

<未来を切り拓く人財育成>

- ・エンゲージメント指数「人財育成に関する指数」

各指標の実績・目標値、算定根拠及び人材戦略との関係性については、「第4 提出会社の状況 5 従業員の状況等 (1)人材戦略に関する基本方針等 ⑤戦略を踏まえた指標及び目標」に記載しております。

(4) 情報セキュリティに関する取り組み

当社グループは、決済事業を軸としたインターネット関連事業においてテクノロジーの社会実装を進めております。これらの事業遂行にあたり、顧客情報や情報システム等の「情報資産」を安全に取り扱うことは、経営上の最重要課題かつ社会的な責務であると認識し、マテリアリティの一つとして「社会を支えるシステムの安定稼働」を掲げております。

とりわけ決済システムは社会インフラの中核を担うものであり、ひとたびセキュリティインシデントが発生した場合、当社グループの事業リスクにとどまらず、加盟店、消費者及び社会経済活動全体に広範な影響を及ぼし得るものと認識しております。生成AIの発展やサイバー攻撃の組織化に伴い、自然な日本語によるフィッシング攻撃をはじめ、情報資産を脅かすサイバー攻撃はますます高度化・巧妙化しております。

このような状況下、当社グループは「情報セキュリティ基本方針」のもとグループ共通のセキュリティ規程及び関連諸規程を整備のうえ、サイバーセキュリティへの対応も含む情報セキュリティ体制の強化と継続的な改善にグループ全体で取り組んでおります。

① ガバナンス

当社グループは、情報セキュリティを経営上の最重要課題の一つとして位置付け、「情報セキュリティ基本方針」を制定し、グループ全体に適用しております。同方針に基づき、情報資産の適切な管理及び保護に取り組んでおります。

体制面においては、代表取締役副社長を情報セキュリティ担当取締役として、またCISO (Chief Information Security Officer) を個別に選任し、セキュリティ領域における監督機能と執行機能を明確化することにより、有事において迅速かつ柔軟な対応が可能な運用体制を構築しております。CISOを委員長とする「情報セキュリティ推進委員会」を設置し、グループ横断でセキュリティ施策の審議・推進を行っております。同委員会は原則として2ヶ月に1回開催し、情報セキュリティに関する基本方針、重要施策、リスク評価及びインシデント対応状況等について協議しております。また、各部に情報セキュリティ委員を配置することで、第1線である事業部門のメンバーを巻き込んだ実効的な推進体制としております。

また、セキュリティにおけるスリーラインモデルを体制とするべく、2線組織としてセキュリティ統括部を組成しております。セキュリティ統括部は、全社的な啓蒙活動や教育、各部門におけるセキュリティ活動の支援を行うことで、第1線である事業部門が主体的に正しいセキュリティ対応ができるように活動しております。3線組織である内部監査室は、2線の活動に対して監査を実施しております。

情報セキュリティに関する重要事項及びインシデントの発生状況、各種施策の進捗等については、情報セキュリティ担当取締役又はCISOから経営会議及び取締役会に対して報告を行っており、取締役会において適切な監督が行われる体制を確保しております。サイバーインシデント等のセキュリティリスクへの対応につきましても、監督機能と執行機能を明確化した運用体制のもと、実効性ある体制を整備しております。

② リスク管理

当社グループは、リスクマネジメントプロセスにおいて、リスクを戦略リスク、財務リスク、オペレーショナルリスク及びハザードリスクの4区分に大別し、さらに15分類に細分化したうえで、各リスクを「影響度」（事業継続性及び経営判断への影響）と「脆弱性」（リスク顕在化の可能性及び管理体制の成熟度）の2軸・各5段階で評価しております。当該評価結果はリスクマップとして可視化し、重点管理領域の特定と経営資源の優先配分に活用しております。当事業年度においては、「情報セキュリティリスク」及び「サイバー攻撃リスク」が重要度の上位に位置付けられており、当社グループとして優先的に対応すべきリスクと認識しております。

こうした認識のもと、当社グループでは、CISOの配下にDG-CSIRT (Digital Garage - Computer Security Incident Response Team) を組成し、サイバー空間において露出している当社グループのリスク管理を実施するとともに、万が一当社グループにおいてサイバー攻撃等のインシデント発生時には、迅速な対応ができる体制を構築しております。

また、全従業員に対しセキュリティに関する定期教育を実施するだけでなく、実際に重大事案や懸念事案が発見された場合には警告を発信する運用により、従業員一人ひとりのセキュリティ意識を高めるようにしております。

さらに、DG-CSIRT及びセキュリティ統括部は、第2線（リスク管理部門）として、各事業部門（第1線）と日常的に連携し、新規サービスの企画・運用段階からセキュリティ上の論点を共有しております。具体的には、日々のリスク把握、対応要否の判断、検出された脆弱性や懸念事案への是正対応について、現場と一体となって運用することで、リスクの早期把握と低減をはかっております。当該運用体制を通じて、当事業年度においても事業継続に重大な影響を及ぼすセキュリティインシデントは発生しておりません。

<DG-CSIRTの役割>

- ・深刻なセキュリティインシデントに対する早期検出と迅速な対応による被害の極小化及び復旧支援。
- ・経営陣がサイバーセキュリティに関する判断を的確に行うための情報提供。
- ・当社グループ内のサイバーセキュリティディフェンス能力の向上。

③ 戦略

当社グループは、組織的、物理的、技術的、人的という4つの観点から情報セキュリティ対応を実施しております。当社グループはセグメントごとに異なるビジネス形態を展開しており、対応すべきセキュリティリスクも異なることから、グループ各社ごとに必要なセキュリティ対策を実施し、情報管理の重要性に応じてISO/IEC27001/27002やPCIDSS、Pマークといった外部認証の取得を推進しております。なお、認証規格の取得状況については、セキュリティマネジメントシステムカバー率としてKPIに設定し可視化しております。各認証の取得状況及び詳細は、当社Webサイト

(<https://www.garage.co.jp/sustainability/governance/security/#list-of-certifications>)をご参照ください。

サイバーセキュリティ対策組織としてCISO配下にDG-CSIRTを組成し、監視に加えて重大インシデント発生時の早期検知・迅速対応を行うことで、当社グループにおけるサイバーレジリエンスの強化に努めております。

昨今、生成AIの普及に伴い、自然な日本語によるフィッシング攻撃や脆弱性の発見から攻撃コードの自動生成等、サイバー攻撃は一段と高度化・巧妙化しており、当社グループはこうした脅威の変化を経営上の重要な課題と認識しております。こうした環境変化に機敏に対応すべく、当社グループは2026年度早期の運用開始に向け、AIガイドラインの策定を進めております。これにより、常に変化の絶えないAI動向をキャッチアップし、業務・サービスへ反映させる現場の動きを停滞させることなく、適切なリスク管理と両立し得る活用体制の整備を進めてまいります。

また、常に変化していく情報セキュリティの脅威トレンドも踏まえた啓発活動や教育を実施することで、情報セキュリティの維持・向上をはかっております。具体的には、以下の取り組みを実施しております。

- ・グループ横断でのサイバー攻撃体験等の実践型研修の実施
- ・有事対応の技術力及び「違和感に気づく感性」の醸成を企図した教育プログラムの展開
- ・組織の垣根を越えたセキュリティ文化の醸成に向けた啓発活動
- ・全従業員を対象とした定期的なセキュリティ研修（受講率100%をKPIに設定）

④ 指標と目標

当社グループは、社会の重要インフラを支えることで経済活動が円滑に進む土台を提供し、社会の安心・安全に寄与しております。

情報漏えい等のインシデントのリスクを低減し、システムトラブルに起因する業務停止や社会的信用失墜といった重大な損失を回避し、信頼性の向上及び経営の安定化につなげるため、以下のマテリアリティKPIを設定し、セキュリティの維持向上に取り組んでおります。

- ・セキュリティマネジメントシステムカバー率
2026年3月31日時点 85.7%（対象14社中12社取得）
- ・セキュリティ研修受講率100%
2026年3月31日時点 98.9%

3 【事業等のリスク】

(1) リスクマネジメントの考え方

当社グループは、リスクマネジメント委員会及びリスクマネジメント室にて、事業に影響を及ぼす可能性のあるリスクを定期的に評価・特定し、その対応状況をモニタリングしております。それにより、事業を取り巻くリスクの発生を未然に防ぐとともに、リスクが顕在化した場合の損失を最小限に抑制する運用をしております。

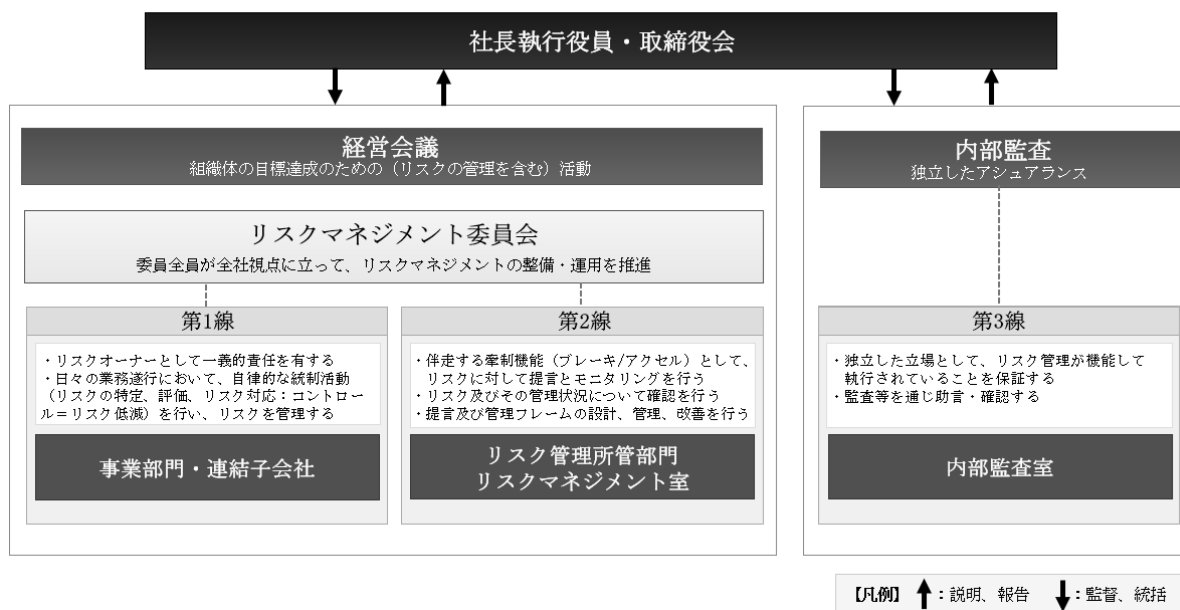
(2) リスクマネジメントの推進体制

当社グループのリスクマネジメント推進体制は、社長執行役員を最高責任者、コーポレート本部長を委員長とするリスクマネジメント委員会を中心に、「スリーラインモデル」を採用しております。

第1線である事業部門及び連結子会社は、リスクオーナーとして日々の業務遂行において、リスクの特定・評価・対応といった活動を行っております。第2線であるリスクマネジメント室等のリスク管理所管部門は、第1線に対する支援・モニタリングを行い、リスク管理の運用・改善をはかっております。第3線である内部監査室は、独立した立場から、リスク管理の有効性を評価しております。

リスクマネジメント委員会における審議内容は、経営会議及び取締役会に対して定期的に報告し、リスク管理・評価に反映しております。

リスクマネジメント推進の全体関係図

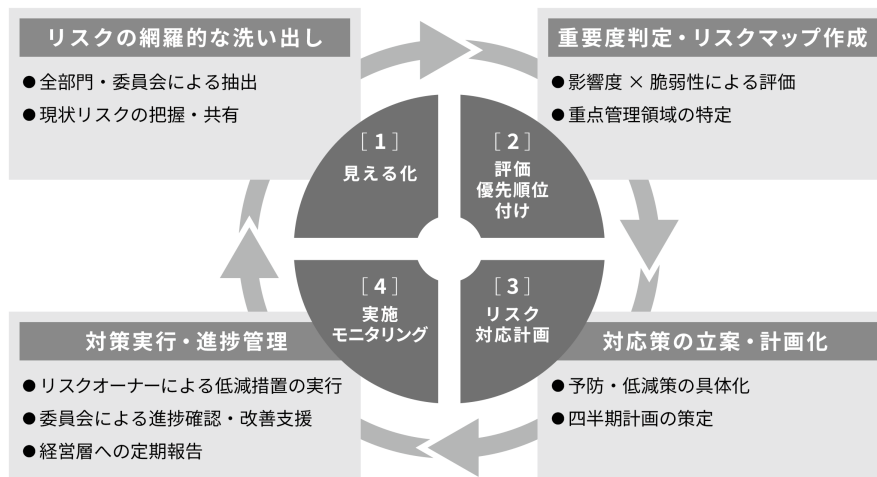


(3) リスクマネジメントプロセス

当社グループは、以下の4段階の体系的なプロセスによりリスクマネジメントを運用しております。

第1段階〈見える化〉では、各部門・委員会がリスクを網羅的に洗い出し、現状を把握し、第2段階〈評価・優先順位付け〉では、影響度及び脆弱性を評価し、重点管理領域を特定します。さらに、第3段階〈リスク対応計画〉では、識別したリスクに対する予防策・低減策を具体化して計画に落とし込み、第4段階〈実施とモニタリング〉では、各リスクオーナーが対策を実行し、リスクマネジメント室が進捗を監視したうえで、リスクマネジメント委員会にて状況を確認・評価し、経営会議及び取締役会に定期的に報告しております。

これらの継続的な管理プロセスにより、リスクを適切にコントロールしつつ、持続的成長の実現を目指しております。



(4) リスク評価

当社グループは、リスクマネジメントプロセスにおいて、リスクを「戦略リスク」「財務リスク」「オペレーショナルリスク」「ハザードリスク」の4区分に大別し、さらに15項目に細分化しております。洗い出した各リスクについて、「影響度」（事業継続性・経営判断への影響）及び「脆弱性」（リスク顕在化の可能性・管理体制の成熟度）の2軸・各5段階で評価を行っております。

当該評価結果を可視化したリスクマップにより、リスクの重要度を俯瞰的に把握し、重点管理領域を特定することで、経営資源の優先配分と効果的なリスク対策の策定に活用しております。

リスク区分	戦略リスク	財務リスク	オペレーショナルリスク	ハザードリスク
リスク分類： リスクシナリオ概要	①新事業分野への進出にかかわるリスク ②サービス・事業戦略にかかわるリスク ③事業投資にかかわるリスク	④信用リスク ⑤市場リスク ⑥流動性リスク	⑦システムリスク ⑧事務リスク ⑨法務・コンプライアンスリスク ⑩人的リスク ⑪風評リスク ⑫情報セキュリティリスク ⑬サードパーティリスク	⑭自然災害・特殊災害リスク ⑮サイバー攻撃リスク

以下では、上記のリスク評価の結果等を踏まえ、有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクを記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に係るリスク	
市場環境の変化について	
[リスク] 当社グループが事業を展開する決済市場及びeコマース市場は継続的に拡大しておりますが、今後、個人消費動向の変化及び景気動向等により、市場規模の拡大が停滞した場合には、当社グループの業績成長に影響を及ぼす可能性があります。	[対処方針] 当社グループはこれまで、インターネットをはじめとしたテクノロジーの進化に合わせ、時代に即したサービス展開を行うことで継続的な成長を実現してまいりました。足もとでは、決済事業を中核としつつ、それ以外の事業領域にもサービスを拡充しているほか、次世代テクノロジーを活用した新たなサービス開発にも注力し、収益の多層化に取り組んでおります。
競合について	
[リスク] 当社グループは、決済やインターネット関連業務について技術面、情報面等の強化をはかっておりますが、一層の競争激化等により価格競争や広告宣伝費等の費用増加があった場合、業績に影響を与える可能性があります。また、技術の進歩が目覚ましい決済分野やインターネット関連分野においては、新たな技術による競争力を有した競合他社の出現により、将来の競争力が低下する可能性があります。現在取り組む新規事業等におきましても、他社との競合や事業環境の急速な変化等により計画通りに進捗しない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。	[対処方針] 当社グループでは、顧客のニーズに合致したサービスの開発・提供を継続的に行うとともに、当社グループサービスの多様化とシナジーによる付加価値の向上に取り組むことにより、競合他社との差別化及び競争力の強化に注力しております。また、創業来培ってきたグローバルネットワークを軸として、世界中のスタートアップ企業にリーチすることにより、いち早く新たなテクノロジーの情報収集が可能となる体制を築いており、今後もネットワークの維持拡大に取り組んでまいります。

法的規制の可能性及び影響について	
[リスク] 当社グループが展開する事業は、各種法令による規制を受けているほか、監督官庁の指針、ガイドライン等を踏まえた対応を行っております。これら法令の制定や改正、新たなガイドライン等や自主規制ルールの新設又は改定等により、事業の一部が制約を受けた場合、業績に重大な影響を与える可能性があります。	[対処方針] 弁護士や外部諸団体等の第三者からの助言・情報収集を通じて、コーポレート本部を中心とする関係部署が事業に係る法的規制の導入・改廃に関する対応を行っております。今後も法令改正や規制変更等に伴う業績影響の可能性を低減できるよう、体制を強化してまいります。
自然災害等について	
[リスク] 大規模な自然災害等が発生した場合は、事業所等が直接被害を受け、事業の遅延、中断等が生じることにより、業績に影響を与える可能性があります。また、今後新たな感染症が発生・拡大した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。	[対処方針] 自然災害、火災、感染症の流行等に対する損害を最小限にするための危機管理体制を重要なものと位置付けており、リスクマネジメント室を中心に事業継続計画(BCP)の整備を進めております。また、気候変動に関連する中長期的なリスクについても、当社のサステナビリティへの取り組みの一環として対応を検討しております。
(2) セキュリティ及びシステムに係るリスク	
情報セキュリティについて	
[リスク] 何らかの理由により顧客情報が外部漏洩した場合は、社会的信用問題や損害賠償等の発生から、業績に影響を与える可能性があります。	[対処方針] 事業毎に外部認証を取得するとともに、必要なセキュリティ対策、情報セキュリティ部門の強化、定期的なセキュリティ教育を実施しております。
システムセキュリティについて	
[リスク] ハードウェア・ソフトウェアの不具合、人為的なミス、通信回線の障害、コンピュータウイルス、サイバーテロのほか、自然災害等によりシステム障害が発生した場合、又は適切な対応ができなかった場合には、業績に影響を与える可能性があります。	[対処方針] 通信ネットワーク・システムの二重化及び適切なセキュリティ手段等による障害回避の取り組みのほか、設備投資、セキュリティ対策、運用技術者教育の充実等、必要な対策を講じております。 サイバー攻撃リスクへの対応として、CSIRT (Computer Security Incident Response Team) を設置し、セキュリティインシデントへの対応体制を整備しております。
(3) 人材に係るリスク	
人材の流動化及び人材の確保について	
[リスク] 計画に沿った採用ができない場合、あるいは従業員の離職が増加した場合には、事業拡大に影響を与える可能性があります。	[対処方針] 優秀な人材の獲得及び育成は当社グループの成長戦略上重要な要素であると認識しており、人的資本への適切な投資の一環として、賃金水準の引き上げをはじめとした待遇向上のほか、能力や実績を重視した人材登用を実施しております。 また、「人財マネジメントポリシー」を定め、従業員が活躍・成長していける土台作りを努めております。競争優位性のある報酬体系の整備や、社内研修プログラムの充実等を通じて、人材の確保・定着・育成に注力しております。
経営人材の不足について	
[リスク] 事業戦略上の重要ポジションの従業員が離職した場合、あるいは重要ポジションの後継者育成が遅れた場合、事業の進化や継続性に影響を及ぼす可能性があります。	[対処方針] 将来の経営幹部の育成を目的に候補者を選抜し、役員との対話プログラムを通じた経営視座の醸成をはかる等、次世代経営人材の育成に注力しております。

(4) 投資関連事業に係るリスク	
スタートアップ企業への投資について	
[リスク] 当社グループで投資するスタートアップ企業は、将来性において不確定要因を多々含んでおり、景気動向、技術革新、株式市場の変化等により、業績に影響を与える可能性があります。	[対処方針] 投資先選定にあたり専門知識を有するメンバーで構成する会議体にて慎重に検討し、投資実行後も投資先における事業の成長と企業価値の向上に関与する等により、極力リスクを回避しております。 また、投資ポートフォリオの分散化をはかり、特定分野への過度な集中を避けることで、市場変動リスクの低減に努めております。
投資関連事業における業績変動について	
[リスク] 投資先スタートアップ企業の成長状況及び経済環境や新規公開を含む株式市場全般の動向等に大きく影響を受け、コントロールが及ばない外部要因が業績に重大な影響を与える可能性があります。	[対処方針] 定期的に投資先の時価、財務状況、資金調達状況及び競争環境等を把握することにより継続的なリスクのモニタリングを行うとともに、当社グループの財務状況とリスクのバランスを適切に管理しております。また、リスクや投資先との関係を勘案しながら、投資ポートフォリオを継続的に見直しております。加えて、中期経営計画に基づき、投資先株式の売却、ファンド型投資へのシフトを推進し、オフバランス化を進め、公正価値の変動が連結業績に与える影響の低減をはかっております。
(5) その他事業に係るリスク	
知的財産権について	
[リスク] 第三者が保有する特許権等を侵害している場合、損害賠償義務を負う可能性や技術等の使用を継続できなくなる可能性があります。また、他社の特許権等の使用が認められた場合、ロイヤリティーの支払い等により業績に影響を与える可能性があります。	[対処方針] 第三者が保有する商標権、特許権等の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払い、知的財産権専門の弁護士や弁理士に随時相談する等の対策を行っております。
訴訟の可能性について	
[リスク] 顧客や第三者等との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。かかる訴訟が発生した場合には、業績に影響を与える可能性があります。	[対処方針] 「コンプライアンス・プログラム」を策定し業務の運営を行うことで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。
M&Aについて	
[リスク] 事業環境の悪化等により当初想定していた成果やシナジーが得られない場合、又は買収先企業の企業価値が大きく下落した場合等には、減損損失が生じる等、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。	[対処方針] 当社グループは、市場環境の変化に柔軟に対応できる組織体制の構築に取り組み、変化に迅速に対応できる意思決定プロセスの確立を目指してまいります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

i. 財政状態

当連結会計年度末におきましては、主に決済事業等に係る営業債権及びその他の債権、無形資産が増加した一方、現金及び現金同等物が減少した結果、資産合計は218,703百万円となり、決済事業等に係る営業債務及びその他の債務が減少した結果、負債合計は141,007百万円となりました。

また、主に配当金による減少と親会社の所有者に帰属する当期利益の計上で利益剰余金が増加した結果、資本合計は77,696百万円となりました。

ii. 経営成績

当連結会計年度において、プラットフォームソリューション・セグメントでは、共通QRコード決済ソリューション「Cloud Pay」の成長に加え、主軸の決済プラットフォーム事業領域における戦略パートナーとの協業推進、特にKDDIグループ向け大型案件の稼働等の寄与により、決済取扱高は前期比21.1%増の9.1兆円に拡大し、税引前利益は前期比3.6%増となりました。ロングタームインキュベーション・セグメントでは、決済事業との親和性が高い戦略的な新規事業群のうち、複数事業が成長フェーズに移行し、事業損失が縮小しました。一方、グループ会社である㈱カクコムからの持分法による投資利益が減少したほか、関連会社株式に係る一過性の減損損失を計上しました。グローバル投資インキュベーション・セグメントでは、前連結会計年度に、投資先の会社において、公正価値測定に基づく営業投資有価証券の評価額が大幅に減少した反動に加え、当連結会計年度において外国為替相場が円安傾向に推移したことに伴い、当連結会計年度の税引前損失は前期比で減少しました。これらの結果、収益は40,971百万円、税引前利益は2,966百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,283百万円と増収増益となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におきましては、主に税引前利益を計上した一方、営業債権及びその他の債権が増加し、営業債務及びその他の債務が減少した結果、営業活動によるキャッシュ・フローは4,939百万円の使用となりました。

投資活動としましては、主に無形資産の取得、投資有価証券の取得による支出の結果、投資活動によるキャッシュ・フローは7,259百万円の使用となりました。

財務活動としましては、主に長期借入れによる収入があった一方、長期借入金の返済、配当金の支払、短期借入金の純減による支出の結果、財務活動によるキャッシュ・フローは3,449百万円の使用となりました。

これらにより当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、40,469百万円となりました。

③ 生産、受注及び販売の実績

i. 生産実績

当社グループの事業は、提供する主要なサービスの性格上、当該記載が馴染まないことから、記載を省略しております。

ii. 受注実績

当社グループの提供する主要なサービスは、受注から売上までの期間が短期間であり、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

iii. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前期比 (%)
プラットフォームソリューション (百万円)	25,193	111.3
ロングタームインキュベーション (百万円)	12,651	93.2
グローバル投資インキュベーション (百万円)	1,147	197.0
調整額 (百万円)	1,981	131.1
合計 (百万円)	40,971	107.0

※1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

※2 調整額は、セグメントに配分していない主に本社機能から生ずる金融収益等の全社収益であります。

※3 前連結会計年度及び当連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

i. 財政状態

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)	前 期 比	
			増 減 額	増 減 率 (%)
流 動 資 産	144,446	132,472	△11,974	△8.3
非 流 動 資 産	81,899	86,231	4,332	5.3
資 産 合 計	226,344	218,703	△7,642	△3.4
流 動 負 債	97,558	87,868	△9,690	△9.9
非 流 動 負 債	51,091	53,139	2,047	4.0
負 債 合 計	148,649	141,007	△7,643	△5.1
資 本 合 計	77,695	77,696	1	0.0

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて7,642百万円減少し、218,703百万円となりました。この主な要因は、決済事業等に係る営業債権及びその他の債権が5,157百万円、無形資産が4,074百万円増加した一方、現金及び現金同等物が15,885百万円減少したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて7,643百万円減少し、141,007百万円となりました。この主な要因は、決済事業等に係る営業債務及びその他の債務が8,167百万円減少したことによるものであります。

(資本)

当連結会計年度末における資本合計は、前連結会計年度末に比べて1百万円増加し、77,696百万円となりました。この主な要因は、利益剰余金が配当金により2,429百万円減少した一方、親会社の所有者に帰属する当期利益の計上により1,283百万円増加したことによるものであります。

なお、セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっておりません。

ii. 経営成績

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前 期 比	
			増 減 額	増 減 率 (%)
収 益	38,306	40,971	2,665	7.0
税 引 前 利 益 (△ 損 失)	△10,216	2,966	13,182	—
当 期 利 益 (△ 損 失)	△7,476	1,097	8,573	—
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 利 益 (△ 損 失)	△7,190	1,283	8,473	—
当 期 包 括 利 益	△7,981	1,978	9,959	—

当連結会計年度の経営成績につきましては、収益は40,971百万円（前期比2,665百万円増、同7.0%増）、税引前利益は2,966百万円（前期は10,216百万円の損失）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,283百万円（前期は7,190百万円の損失）、当期包括利益は1,978百万円（前期比9,959百万円増）となりました。

当連結会計年度において、プラットフォームソリューション・セグメントでは、共通QRコード決済ソリューション「Cloud Pay」の成長に加え、主軸の決済プラットフォーム事業領域における戦略パートナーとの協業推進、特にKDDIグループ向け大型案件の稼働等の寄与により、決済取扱高は前期比21.1%増の9.1兆円に拡大し、税引前利益は前期比3.6%増となりました。ロングタームインキュベーション・セグメントでは、決済事業との親和性が高い戦略的な新規事業群のうち、複数事業が成長フェーズに移行し、事業損失が縮小しました。一方、グループ会社である㈱カカコムからの持分法による投資利益が減少したほか、関連会社株式に係る一過性の減損損失を計上しました。グローバル投資インキュベーション・セグメントでは、前連結会計年度に、投資先企業において、公正価値測定に基づく営業投資有価証券の評価額が大幅に減少した反動に加え、当連結会計年度において外国為替相場が円安傾向に推移したことに伴い、当連結会計年度の税引前損失は前期比で減少しました。なお、保有する営業投資有価証券の売却等による投資事業のオフバランス化については、中期経営計画の目標に基づき、引き続き推進しております。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前 期 比	
				増 減 額	増 減 率 (%)
プラットフォーム ソリューション	収 益	22,644	25,193	2,549	11.3
	税 引 前 利 益	8,757	9,074	317	3.6
ロ ン グ タ ー ム イ ン キ ュ ベ ー シ ョ ン	収 益	13,570	12,651	△919	△6.8
	税 引 前 利 益	969	1,752	783	80.8
グ ロ ー バ ル 投 資 イ ン キ ュ ベ ー シ ョ ン	収 益	582	1,147	565	97.0
	税 引 前 利 益	△8,946	△1,218	7,728	—
調 整 額	収 益	1,510	1,981	470	31.1
	税 引 前 利 益	△10,997	△6,642	4,354	—
合 計	収 益	38,306	40,971	2,665	7.0
	税 引 前 利 益	△10,216	2,966	13,182	—

〔プラットフォームソリューション・セグメント〕

本セグメントでは、当社グループの事業基盤である決済プラットフォームを軸とした事業を展開しております。Eコマース（EC）及び対面店舗等のBtoC商取引に必要な不可欠なクレジットカード決済をはじめ、QRコード決済、コンビニ決済等のあらゆる電子決済手段を提供する決済代行サービスのほか、決済に関連する周辺サービス及びEC事業者向け機能の拡充等を通じて、決済プラットフォームの持続的な拡大に取り組んでおります。また、決済領域の事業パートナーであるクレジットカード会社をはじめとした金融事業者向けデジタルマーケティング及びCRMソリューションとの連携を強化し、金融フィンテック領域に特化したエコシステムの構築に注力しております。

当連結会計年度は、共通QRコード決済ソリューション「Cloud Pay」の成長に加え、主軸の決済プラットフォーム事業領域における戦略パートナーとの協業推進、特にKDDIグループ向け大型案件の稼働等の寄与により、決済取扱高は前期比21.1%増の9.1兆円となりました。また、グループ戦略「DG FinTech Shift」のもと、EC向けマーケティング支援や不正検知ソリューション等の決済周辺事業の強化・拡大に取り組み、コマース事業者のバリューチェーン全体を総合的に支援する体制づくりを推進しました。

これらの結果、収益は25,193百万円（前期比2,549百万円増、同11.3%増）、税引前利益は9,074百万円（前期比317百万円増、同3.6%増）となりました。

〔ロングタームインキュベーション・セグメント〕

本セグメントでは、当社グループ独自の事業基盤及び日本最大級のメディアを運営する㈱カカコムの顧客資産等を活用し、決済プラットフォームの拡大を加速することを目的とした戦略的な新規事業の開発を推進しております。企業間取引（BtoB）決済領域におけるサービスのほか、各産業のDX化を支援するプロダクト開発による事業者の業務効率化及びキャッシュレス化の促進、データマーケティングによる小売事業者等への集客による決済機会の拡大、新たなテクノロジーの社会実装を目指した事業開発等を行うことにより、プラットフォームソリューション・セグメントの更なる高付加価値化及び成長加速を図るとともに、中長期的に企業価値を牽引する次世代の事業創出に取り組んでおります。

当連結会計年度は、決済事業との親和性が高い戦略的な新規事業群のうち、複数事業が成長フェーズに移行し、事業損失が縮小しました。一方、グループ会社である㈱カカコムからの持分法による投資利益が減少したほか、関連会社株式に係る一過性の減損損失を計上しました。

これらの結果、収益は12,651百万円（前期比919百万円減、同6.8%減）、税引前利益は1,752百万円（前期比783百万円増、同80.8%増）となりました。

〔グローバル投資インキュベーション・セグメント〕

本セグメントでは、国内外のスタートアップ企業等への投資及び当社グループ内の事業との連携による投資先の育成等を行っております。創業以来、北米・日本・アジア・欧州を中心に築き上げてきた独自のディールソースである「グローバルインキュベーションストリーム」や、当社グループが運営する日本初のシードアクセラレータープログラム「Open Network Lab」等を通じて、世界中の有望なスタートアップ企業へリーチするとともに、当社グループの事業との連携を一層深めることにより、当社グループ及び投資先の企業価値の最大化を目指しております。

前連結会計年度に、投資先の会社において、公正価値測定に基づく営業投資有価証券の評価額が大幅に減少した反動に加え、当連結会計年度において外国為替相場が円安傾向に推移したことに伴い、当連結会計年度の税引前損失は前期比で減少しました。なお、保有する営業投資有価証券の売却等による投資事業のオフバランス化については、中期経営計画の目標に基づき、引き続き推進しております。

これらの結果、収益は1,147百万円（前期比565百万円増、同97.0%増）、税引前損失は1,218百万円（前期は8,946百万円の損失）となりました。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前 増	期 減	比 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,726	△4,939			△36,665
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,003	△7,259			2,745
財務活動によるキャッシュ・フロー	△14,914	△3,449			11,465
現金及び現金同等物の期末残高	56,354	40,469			△15,885
有利子負債（リース負債除く）	61,633	62,053			420
短期 （1年以内に償還または返済予定の 長期有利子負債は除く）	21,170	19,370			△1,800
長期	40,463	42,683			2,220

i. キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、40,469百万円（前期比15,885百万円減、同28.2%減）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果、使用した資金は4,939百万円となりました。支出の主な内訳は、営業債務及びその他の債務の減少額7,339百万円、営業債権及びその他の債権の増加額5,346百万円であり、収入の主な内訳は、税引前利益2,966百万円、利息及び配当金の受取額2,959百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果、使用した資金は7,259百万円となりました。支出の主な内訳は、無形資産の取得による支出5,641百万円、投資有価証券の取得による支出1,097百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果、使用した資金は3,449百万円となりました。支出の主な内訳は、長期借入金の返済による支出7,340百万円、配当金の支払額2,429百万円、短期借入金の純減額1,800百万円であり、収入の主な内訳は、長期借入れによる収入9,550百万円であります。

ii. 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

（資金調達）

当社グループは、財務の健全性・安全性の維持と、事業の維持拡大に必要な資金の流動性の確保を意識した資金調達を基本方針としております。資金調達手段の多様化・安定化と、資本効率の向上を企図し、金融機関からの借入等、一部有利子負債を活用しております。また、安定的かつ機動的な資金調達を実現するために複数の金融機関との間で総額170億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における有利子負債（リース負債除く）の残高は、62,053百万円であります。

（資金需要の主な内容）

当社グループの資金需要の主なものは、各事業セグメントにおける事業資金、販売費及び一般管理費等の営業費用等のほか、決済事業における収納代行業務の一時的な立替資金によるものであります。また、投資資金需要の主なものは、決済事業のシステム機能拡充・強化等によるもののほか、新規事業に係るシステム開発等の投資によるものであります。将来の成長に向けた戦略的な資金需要に対しては、財務の健全性と資本効率の向上を両立させながら対応していく方針であります。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条の規定によりIFRS会計基準に準拠して作成しております。この連結財務諸表の作成に当たって、必要と思われる見積りは、合理的な基準に基づいて実施しております。

なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要性がある会計方針、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要性がある会計方針 4. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定」に記載しております。

5 【重要な契約等】

(1) ㈱りそなホールディングス(以下「りそなHD」)と締結している資本業務提携契約

- ① 当該契約を締結した年月日
2025年7月31日

- ② 当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所

名称	㈱りそなホールディングス
住所	東京都江東区木場一丁目5番65号

- ③ 契約の概要と目的

i. 当社の役員について候補者を指名する権利をりそなHDが有する旨の合意

りそなHDは、議決権保有割合が15%を下回っていないことを条件として、当社の常勤又は非常勤の監査等委員でない取締役1名を指名する権利を有しております。りそなHDによる取締役の指名は、当社の指名・報酬諮問委員会で承認されることを条件としております。当社は、毎事業年度に係る各定時株主総会において、りそなHDに指名された候補者を取締役候補者とする旨の内容を含む取締役選任議案を付議するものとしております。

ii. りそなHDが一定の株式保有割合を超えて当社株式を保有することを制限する旨の合意

りそなHDは、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、りそなHDが保有する当社株式等に係る完全希釈化ベースの議決権保有割合を超えて、直接又は間接を問わず、単独で又は第三者と共同して、当社株式を取得又は承継してはならないこととされています(但し、受託者、ブローカー、ディーラー、引受人、カスタディアンその他の名義人として、第三者のために当社株式を取得又は承継する場合を除かれます。)。当社は、りそなHDが合理的な理由に基づき当社株式の取得又は承継について当社に承諾を求めた場合、協議に応じるものとしております。

iii. 合意の目的

当社及びりそなHDは、自ら又はそれぞれの子会社をして、以下の事項を含む、既存決済事業基盤及び業界ポジション強化・拡大に向けた取組み並びに新規事業の共同開発及び既存事業の優先的な連携を共同して行うことについて協議及び検討することを合意しており、本契約は、かかる提携の実行性を促進することを目的としています。

- ・両社間の決済取扱高の目標設定及び当該目標達成のための共同営業体制の構築
- ・当社グループが提供する決済システム及び決済商材を活用した決済事業の提携領域の拡大
- ・両社グループが展開する関連分野の事業における相手方グループの提案機会の提供
- ・与信アルゴリズムの開発及び中小企業・スタートアップに対する金融サービス提供を目的とした合弁企業による事業の推進
- ・上記合弁企業が提供する金融サービスと連携する次世代の決済アプリケーションの共同開発

④ 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

当社は、りそなHDと2022年11月に資本業務提携を開始し、非対面決済事業と次世代Fintech事業での協業を開始しました。また、当社は、2023年12月には、りそなHDと資本業務提携強化を目的とした資本業務提携契約を締結し、非対面決済事業と次世代Fintech事業の協業の強化に加え、スタートアップ投資・オープンイノベーション分野へと提携領域を拡大することについて合意しております。りそなHDの決済事業子会社であるりそな決済サービス(株)の一部株式取得による持分法適用関連会社化や、ベンチャー投資を目的としたDGりそなベンチャーズ1号投資事業有限責任組合の共同運営を開始しており、両社グループ間の協業は、着実に拡大しております。また、りそなHDはこれまでに第三者割当及び市場買付等を通じて、当社株式の30.90%(2026年3月31日現在の総議決権数に占める割合)を取得しており、当社はりそなHDを当社の中長期的な成長における戦略的パートナーと位置付けております。

当社は、りそなHDとの資本業務提携をさらに強固にし、これまでの業務提携の枠組みを更に拡大・強化し、両社グループの経営資源の更なる融合を図り、両社が中期経営計画の注力事業として共に掲げる決済事業の強化・シェア拡大と金融・DXサービス等の次世代Fintech事業の成長加速を目指して、2025年7月31日開催の取締役会において、新たに資本業務提携契約を締結することを合意いたしました。

⑤ 当該合意が提出会社の企業統治に及ぼす影響

当社は、上記③ i に記載の本合意が当社の企業統治に及ぼす影響は軽微であると考えております。その理由は、当該合意はりそなHDとの提携及び成長の実効性を促進するための方法の一環として合理的に位置づけられるものであり、また、りそなHDによる取締役の指名は当社の指名・報酬諮問委員会で承認されることを条件とされ、かつ、りそなHDの指名取締役は1名と限定的であることに加えて、当社の取締役会においては、利益相反取引及び特別利害関係について慎重な配慮をした上で運営を行うためであります。

(2) 業務提携契約等

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
(株)デジタルガレージ	(株)クレディセゾン	日本	業務提携に関する基本合意	国内及び海外におけるインキュベーション事業及びマーケティング事業に関する事業連携を目指した業務提携	—
(株)デジタルガレージ	(株)講談社	日本	資本業務提携に関する基本合意	両社の知見やノウハウを結集し、グローバルに亘るコンテンツのデジタル配信及びマーケティング事業の拡大を図り、両社の企業価値を向上させることを目指した資本業務提携	—
(株)デジタルガレージ	東芝テック(株)	日本	資本業務提携契約書	両社の協業関係を長期的かつ継続的に構築し、決済ビジネス関連及びデジタルマーケティングサービス関連において共同で取組みを実施し、それぞれの方針の実現に向け、推進していくことを目的とした資本業務提携	—
(株)デジタルガレージ	(株)ジェーシービー	日本	資本業務提携契約書	事業上の関係を発展させ、共同営業モデルの構築や新たな対面EC決済ソリューション開発の共同検討等を行い、互いの企業価値を向上させるため、相互に協力することを目的とした資本業務提携	—

(3) ローン契約と社債に付される財務上の特約

契約締結日	2021年9月30日	2023年3月28日	2024年10月28日	2024年11月7日	2025年3月27日	2025年3月31日
相手方の属性	都市銀行 他	都市銀行	都市銀行 他	都市銀行 他	都市銀行	都市銀行
期末残高 (百万円)	4,231	5,000	5,000	7,200	10,000	5,000
弁済期限	2028年10月31日	2026年4月30日	2026年10月31日	2029年10月31日	2028年3月31日	2028年3月31日
担保の内容	なし	なし	なし	なし	なし	なし
特約の内容	<ul style="list-style-type: none"> 各事業年度の末日における貸借対照表の純資産の金額を、直近の事業年度の末日における純資産の合計の75%以上に維持すること。 各事業年度の末日における損益計算書の当期純損益が2期連続して損失とならないようにすること。 					

6 【研究開発活動】

当社グループは、2010年7月からグローバルに活躍することを目標に起業を志すエンジニアや起業家を育成する「Open Network Lab」事業を行っております。起業家育成プログラム「Seed Accelerator」には、世界各国の幅広い分野から例年多数の応募をいただいております。プログラムを通じて選出チームのビジネスの成長を促してまいりました。国内だけでなく、海外からも各分野のスペシャリストにプログラムのメンター（指導者）として加わっていただくことにより、日本市場に限らず、世界市場に向けたサービスを育成する体制を整えております。こうした取り組みが着実に成果を上げていることから、本プログラムは、日本を代表する起業家育成プログラムとして国内外で広く認知されております。

当連結会計年度においては、2010年から継続して実施しているシードステージのスタートアップに特化した「Open Network Lab」に加え、北海道で展開するシードステージのスタートアップに特化した「Open Network Lab HOKKAIDO」も実施しております。

これらの研究開発活動の結果、当連結会計年度の研究開発費の総額は359百万円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額は6,370百万円であり、セグメント別の設備投資について示すと、次のとおりであります。

なお、設備投資額には有形固定資産（使用権資産を除く）の他、ソフトウェア、長期前払費用等を含めて記載しております。

(1) プラットフォームソリューション

当連結会計年度の主な設備投資は、決済サービスにおけるシステム関連のソフトウェア及びデータセンターのサーバ等の備品を中心とする総額5,328百万円の投資を実施いたしました。

(2) ロングタームインキュベーション

当連結会計年度の主な設備投資は、新規事業開発におけるシステム関連のソフトウェア等を中心とする総額904百万円の投資を実施いたしました。

(3) グローバル投資インキュベーション

当連結会計年度は、総額52百万円の投資を実施いたしました。

(4) 全社共通

当連結会計年度は、総額87百万円の投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積)	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	全社共通	本社機能 コンピュータ関連その 他	6,423	13	—	949	7,385	233
	プラット フォームソ リューション	事務所設備 コンピュータ関連その 他	—	—	—	296	296	98
	ロングター ムインキュ ベーション	事務所設備 コンピュータ関連その 他	—	—	—	1,469	1,469	188

※1 IFRS会計基準に基づく金額を記載しております。なお、金額には消費税等は含まれておらず、百万円未満を四捨五入して記載しております。

※2 帳簿価額のうち「建物及び構築物」及び「その他」には、リース取引により認識した使用権資産を含んでおります。なお、使用権資産の主なものは、オフィスビルの賃貸借契約に係るものであります。

※3 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びにソフトウェアであります。

(2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積)	その他	合計	
(株)DGフィナンシャルテクノロジー	本社 (東京都渋谷区ほか)	プラットフォームソリューション	事務所設備 コンピュータ関連その他	435	—	—	7,481	7,915	251
(株)DGビジネステクノロジー	本社 (東京都渋谷区ほか)	プラットフォームソリューション	同上	10	—	—	727	738	115
(株)イーコンテクト	本社 (東京都渋谷区)	プラットフォームソリューション	コンピュータ関連その他	—	—	—	772	772	8
(株)DGベンチャーズ	賃貸施設他 (神奈川県横須賀市)	全社共通	賃貸施設他	975	3	367 (3,829.78 ㎡)	37	1,381	—

※1 IFRS会計基準に基づく金額を記載しております。なお、金額には消費税等は含まれておらず、百万円未満を四捨五入して記載しております。

※2 帳簿価額のうち「建物及び構築物」及び「その他」には、リース取引により認識した使用权資産を含んでおります。なお、使用权資産の主なもの、オフィスビルの賃貸借契約及びデータセンター内のラックスペース利用契約に係るものであります。

※3 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、ソフトウェア並びに建設仮勘定であります。

(3) 在外子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)	
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積)	投資 不動産	その他		合計
Digital Garage US, Inc.	多目的施設 (米国カリフォルニア州)	全社共通	イベント・研修等多目的施設	516	—	873 (3,615 平方 フィート)	—	2	1,390	—
Digital Garage Development LLC	賃貸施設 (米国カリフォルニア州)	グローバル投資インキュベーション	賃貸施設	59	—	378	1,990	1	2,427	—

※1 IFRS会計基準に基づく金額を記載しております。なお、金額は百万円未満を四捨五入して記載しております。

※2 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。

※3 投資不動産には、土地が含まれており、その帳簿価額は1,720百万円 (面積13,098平方フィート) であります。

※4 在外子会社の資産は、在外子会社の期末決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)デジタル ガレージ	本社 (東京都 渋谷区)	ロングター ムインキュ ベーション	現行システ ム機能拡充	860	240	自己資金	2025年 4月	2027年 3月	—
(株)DGファイ ナンシャル テクノロジー	本社 (東京都 渋谷区)	プラットフ ォームソリ ューション	現行システ ム機能拡充	3,880	490	自己資金	2025年 4月	2027年 3月	—

※ 完成後の増加能力につきましては、その測定が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	47,714,532	47,788,132	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	47,714,532	47,788,132	—	—

※ 「提出日現在発行数」欄には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第9回新株予約権（2011年9月27日株主総会の普通決議に基づき2012年6月29日発行）

決議年月日	2012年5月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社執行役員 8
新株予約権の数（個）※1	55[45]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 11,000[9,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	790
新株予約権の行使期間 ※1	自 2012年6月30日 至 2037年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 790 資本組入額 395
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記 (iii) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (v) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第10回新株予約権（2011年9月27日株主総会の普通決議に基づき2013年6月28日発行）

決議年月日	2013年5月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）※1	65[40]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 13,000[8,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	1,509
新株予約権の行使期間 ※1	自 2013年6月29日 至 2038年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 1,509 資本組入額 755
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第11回新株予約権（2013年9月26日株主総会の普通決議に基づき2014年6月27日発行）

決議年月日	2014年6月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）※1	19,800[13,200]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 19,800[13,200]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	1,530
新株予約権の行使期間 ※1	自 2014年6月28日 至 2064年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 1,530 資本組入額 765
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第14回新株予約権（2013年9月26日株主総会の普通決議に基づき2015年6月26日発行）

決議年月日	2015年5月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5
新株予約権の数（個）※1	37,000[28,500]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 37,000[28,500]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	1,688
新株予約権の行使期間 ※1	自 2015年6月27日 至 2065年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 1,688 資本組入額 844
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第17回新株予約権（2013年9月26日株主総会の普通決議に基づき2016年6月17日発行）

決議年月日	2016年5月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）※1	12,000[7,000]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 12,000[7,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	2,177
新株予約権の行使期間 ※1	自 2016年6月18日 至 2066年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 2,177 資本組入額 1,089
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第18回新株予約権（2016年9月29日株主総会の普通決議に基づき2016年10月21日発行）

決議年月日	2016年9月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）※1	58,300[50,600]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 58,300[50,600]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	1,880
新株予約権の行使期間 ※1	自 2016年10月22日 至 2066年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 1,880 資本組入額 940
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第19回新株予約権（2016年9月29日株主総会の特別決議に基づき2016年11月25日発行）

決議年月日	2016年10月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 258 当社子会社従業員 148
新株予約権の数（個）※1	49,900 [49,100]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 49,900 [49,100]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	2,041
新株予約権の行使期間 ※1	自 2018年10月22日 至 2026年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 2,041 資本組入額 1,021
新株予約権の行使の条件 ※1	権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要する。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	—

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 当社が、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、募集株式の発行又は資本金の額の減少等を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

※4 当社が普通株式につき、時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※5 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

第20回新株予約権（2016年9月29日株主総会の普通決議に基づき2017年10月10日発行）

決議年月日	2017年9月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7
新株予約権の数（個）※1	50,300[43,500]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 50,300[43,500]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	2,357
新株予約権の行使期間 ※1	自 2017年10月11日 至 2067年10月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 2,357 資本組入額 1,179
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第21回新株予約権（2016年9月29日株主総会の普通決議に基づき2018年7月9日発行）

決議年月日	2018年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7
新株予約権の数（個）※1	30,800[26,600]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 30,800[26,600]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	4,251
新株予約権の行使期間 ※1	自 2018年7月10日 至 2068年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 4,251 資本組入額 2,126
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第22回新株予約権（2016年9月29日株主総会の普通決議に基づき2019年7月8日発行）

決議年月日	2019年6月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）※1	46,400[40,000]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 46,400[40,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	3,591
新株予約権の行使期間 ※1	自 2019年7月9日 至 2069年7月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 3,591 資本組入額 1,796
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第23回新株予約権（2016年9月29日株主総会の普通決議に基づき2020年7月15日発行）

決議年月日	2020年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7
新株予約権の数（個）※1	49,200[43,400]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 49,200[43,400]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	3,663
新株予約権の行使期間 ※1	自 2020年7月16日 至 2070年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 3,663 資本組入額 1,832
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当て契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第24回新株予約権（2016年9月29日株主総会の普通決議に基づき2021年7月15日発行）

決議年月日	2021年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7
新株予約権の数（個）※1	40,400[35,800]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 40,400[35,800]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	4,767
新株予約権の行使期間 ※1	自 2021年7月16日 至 2071年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 4,767 資本組入額 2,384
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第25回新株予約権（2016年9月29日株主総会の普通決議に基づき2022年7月15日発行）

決議年月日	2022年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）※1	60,700[55,500]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 60,700[55,500]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	3,732
新株予約権の行使期間 ※1	自 2022年7月16日 至 2072年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 3,732 資本組入額 1,866
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第26回新株予約権（2016年9月29日株主総会の普通決議に基づき2023年7月12日発行）

決議年月日	2023年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）※1	61,000[56,000]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 61,000[56,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	3,962
新株予約権の行使期間 ※1	自 2023年7月13日 至 2073年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 3,962 資本組入額 1,981
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第27回新株予約権（2016年9月29日株主総会の普通決議に基づき2024年7月12日発行）

決議年月日	2024年6月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5
新株予約権の数（個）※1	93,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 93,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	2,560
新株予約権の行使期間 ※1	自 2024年7月13日 至 2074年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 2,560 資本組入額 1,280
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第28回新株予約権（2016年9月29日株主総会の普通決議に基づき2025年7月11日発行）

決議年月日	2025年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4
新株予約権の数（個）※1	40,659
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 40,659
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	4,083
新株予約権の行使期間 ※1	自 2025年7月12日 至 2075年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 4,083 資本組入額 2,042
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年4月1日～ 2022年3月31日 ※1	40,900	47,482,800	55	7,692	55	7,785
2022年4月1日～ 2023年3月31日 ※1	124,700	47,607,500	138	7,830	138	7,923
2023年4月1日～ 2024年3月31日 ※1	11,600	47,619,100	16	7,846	16	7,938
2024年4月1日～ 2025年3月31日 ※1	31,800	47,650,900	43	7,888	43	7,980
2025年7月11日 ※2	40,532	47,691,432	95	7,983	95	8,075
2025年4月1日～ 2026年3月31日 ※1	23,100	47,714,532	32	8,014	32	8,107

※1 新株予約権の権利行使による増加であります。

※2 2025年7月11日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増資により、発行済株式総数が40,532株、資本金及び資本準備金がそれぞれ95百万円増加しております。

※3 2026年4月1日から2026年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が73,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ100百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	12	34	47	173	31	4,660	4,957	—
所有株式数（単元）	—	53,736	14,735	218,544	83,828	357	105,818	477,018	12,732
所有株式数の割合（%）	—	11.26	3.09	45.81	17.57	0.07	22.18	100.00	—

※ 自己株式1,649,365株は、「個人その他」の欄に16,493単元及び「単元未満株式の状況」に65株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
㈱りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	14,233,200	30.90
林 郁	東京都渋谷区	4,893,970	10.62
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	東京都港区赤坂一丁目8番1号	3,519,700	7.64
㈱HAYASHI CAPITAL	東京都渋谷区西原三丁目41番6号	2,977,400	6.46
㈱ジェーシービー	東京都港区南青山五丁目1番22号	2,364,500	5.13
㈱日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,625,200	3.53
東芝テック㈱	東京都品川区大崎一丁目11番1号	949,500	2.06
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 （常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部）	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U. S. A. （東京都港区港南二丁目15番1号）	672,100	1.46
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部）	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS （東京都港区港南二丁目15番1号）	599,846	1.30
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部）	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND （東京都港区港南二丁目15番1号）	539,700	1.17
計		32,375,116	70.28

※1 上記大株主以外に当社が1,649,365株を自己株式として保有しております。なお、当該自己株式の株式数（1,649,365株）には、デジタルガレージ従業員持株会専用信託が保有する当社株式（139,900株）は含んでおりません。

※2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行㈱	1,626,800株
㈱日本カストディ銀行	1,201,400株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,649,300	—	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,052,500	460,525	同上
単元未満株式	普通株式 12,732	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	47,714,532	—	—
総株主の議決権	—	460,525	—

※ デジタルガレージ従業員持株会専用信託が保有する当社株式(139,900株)については、完全議決権株式(その他)に含めております。

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) ㈱デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南 三丁目5番7号	1,649,300	—	1,649,300	3.46
計	—	1,649,300	—	1,649,300	3.46

※ デジタルガレージ従業員持株会専用信託が保有する当社株式(139,900株)については、上記自己株式に含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、2024年5月に、従業員の福利厚生制度の充実及び当社の中長期的な企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託E S O P」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

① 本制度の概要

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度であるE S O P（Employee Stock Ownership Plan）及び2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

当社が「デジタルガレージ従業員持株会」（以下、「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、受益者要件を充足する当社従業員に対して金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

② 信託契約の内容

- | | |
|-----------|--|
| ・ 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託（他益信託） |
| ・ 信託の目的 | 当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充 |
| ・ 委託者 | 当社 |
| ・ 受託者 | ㈱りそな銀行
㈱りそな銀行は㈱日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、㈱日本カストディ銀行は再信託受託者となります。 |
| ・ 受益者 | 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者 |
| ・ 信託契約日 | 2024年5月10日 |
| ・ 信託の期間 | 2024年5月10日～2028年3月31日 |
| ・ 議決権行使 | 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ・ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ・ 取得株式の総額 | 500百万円 |
| ・ 株式の取得方法 | 取引所市場より取得（立会外取引含む） |

③ 従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

195,600株

④ 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第13号による普通株式の取得

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得
該当事項はありません。

会社法第155条第13号による普通株式の取得

	株式数(株)	価格の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	127	—
当期間における取得自己株式	—	—

※ 当事業年度及び当期間における取得自己株式は、譲渡制限付株式報酬制度による取得であります。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	1,649,365	—	1,649,365	—

3【配当政策】

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、2024年3月期を初年度とする中期経営計画では、5年間で総額100億円以上の配当実施を目標に掲げております。さらに、安定した利益成長が見込まれる事業等から創出されるキャッシュフローを原資に継続した増配を行う「累進配当」を普通配当の基本方針に設定しております。また、これまでの投資事業の成果である投資事業収入の一部につきましては、機動的な株主還元に対応することとしております。なお、実際の配当額につきましては、当社の財政状態、今後の資金需要等を勘案し決定することとしております。

当社は、期末配当として年1回、剰余金の配当を行うことを基本方針としております。この配当の決定機関は株主総会であります。また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

上記の方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株あたり47円の普通配当を実施することを予定しております。今後も、成長投資を継続することにより中長期的な企業価値の向上に努めるとともに、安定的な配当の実施に努めてまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2026年6月24日 定時株主総会決議(予定)	2,165	47

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「持続可能な社会に向けた“新しいコンテキスト”をデザインし、テクノロジーで社会実装する」という《パーパス》及び、以下に記載する《プリンシプル》《クレド（行動理念）》のもと、社会インフラとしての安定運用が求められる総合決済プラットフォームを核に、事業者の売上最大化とキャッシュレス化を同時に実現する多様なDX・マーケティングソリューションを多層的に展開しております。さらに、独自のグローバルネットワークを通じた投資活動により最先端の知見や技術を発掘し、これらを事業へ直接還元させる独自のサイクルを推進しております。これらの生活やビジネスに密着した広範な事業領域及び投資還元サイクルにおいて、持続的なイノベーションの創出と経営の健全性・透明性を両立させることが、コーポレート・ガバナンスの最重要課題であると認識しております。

この認識のもと、株主をはじめとする様々なステークホルダーの信頼に応えるとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでおります。

《プリンシプル》

自分で考えよ。そして常識を疑え。

Think for yourself and question authority.

《クレド（行動理念）》

- ・TENACITY 強い意志を持つ
- ・OPENNESS 常識を疑え
- ・INTEGRITY 真っ直ぐであれ
- ・AGILITY 機敏であれ
- ・COURAGE 勇敢であれ

2. 企業統治の体制及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社制度のもと、取締役13名（うち社外取締役6名（独立社外取締役5名を含む））で構成する取締役会、独立社外取締役を過半数とする監査等委員会及び、同じく独立社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬諮問委員会を中核とする企業統治体制を採用しております。

また、業務執行に係る意思決定の迅速化及び多角的な審議を行う機関として経営会議を設置しております。加えて、サステナビリティ委員会、リスクマネジメント委員会等の専門委員会を設置し、経営の重要課題について審議のうえ取締役会及び経営会議に報告する体制を整備しております。

① 企業統治の体制の概要

i. 株主総会

株主総会は、会社の最高意思決定機関であるとともに、株主の皆様に対する情報提供及び情報交換の場であり、議決権行使の場であると認識しております。

加えて、株主総会は、株主の皆様との建設的な対話を促進する重要な機会と位置づけ、招集通知の英文開示に加え、有価証券報告書の株主総会前開示を行い情報提供に努めております。

ii. 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)9名(社外取締役3名(うち独立社外取締役2名を含む)、監査等委員である取締役4名(うち独立社外取締役3名)の計13名で構成しております。社外取締役比率は約46%(13名中6名)、独立社外取締役比率は約38%(13名中5名)です。

定時取締役会は原則月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。当事業年度は17回開催し、出席率は99.5%(伊藤穰一氏が1回欠席したほかは、全取締役が、全ての取締役会に出席)でありました。

取締役会における主な審議事項は以下のとおりです。

- ・ 経営戦略：中期経営計画の進捗状況確認と見直し、年間予算の策定、新規事業戦略の立案、一定金額以上の重要な財産の処分及び譲受け決議
- ・ ガバナンス：取締役会の実効性評価、政策保有株式の保有方針検証、取締役の兼職・競業の承認、取締役会規程等を含む重要社内規程の改廃
- ・ 組織人事：指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた取締役候補の指名・報酬等の決定、役付取締役及び執行役員を選任・解任、報酬制度の改定
- ・ 内部統制・コンプライアンス：内部統制システムの運用状況評価、コンプライアンス体制の強化策
- ・ サステナビリティ：マテリアリティKPI策定、人権方針策定、気候変動対応(GHG排出量削減目標設定)
- ・ 業績及び事業進捗・見通し：月次及び四半期業績の検証、事業リスクへの対応策検討

(注) 本書提出日の翌日に開催される第31回定時株主総会(2026年6月24日開催予定)において新任取締役候補者の選任が承認された場合、取締役会は取締役13名(うち社外取締役8名(独立社外取締役6名を含む)、社外取締役比率約62%、独立社外取締役比率約46%)で構成される予定です。
なお、新体制の詳細は「(2) 役員状況」に記載しております。

iii. 取締役のスキルマトリックス

当社は、取締役会の構成員に求められるスキル・専門性として、以下の8項目を特定し、コーポレートガバナンス報告書で開示しております。

①当社事業に係る事業開発/②企業経営/③フィンテック・決済事業知見/④グローバル/⑤財務・会計・ファイナンス/⑥法務・コンプライアンス/⑦ガバナンス・リスク管理/⑧人事・組織・ダイバーシティ

[2026年6月23日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員のスキルマトリックス]

氏名	役職	当社事業に係る 事業開発	企業経営	フィンテック 決済事業知見	グローバル	財務・会計 ファイナンス	法務 コンプライアンス	ガバナンス リスク管理	人事・組織 ダイバーシティ
林 郁	代表取締役	○	○	○	○			○	
踊 契三	代表取締役	○	○	○		○		○	
森山 博暢	取締役		○	○	○	○		○	
大熊 将人	取締役	○	○	○	○				
伊藤 穰一	取締役	○		○	○				○
篠 寛	取締役	○	○	○					
西田 光志	社外取締役	○	○	○					
池田 雅子	独立社外取締役						○	○	○
石戸 奈々子	独立社外取締役		○		○				○
六彌太 恭行	取締役 (監査等委員)	○	○				○	○	
井上 準二	独立社外取締役 (監査等委員)		○	○	○				
牧野 宏司	独立社外取締役 (監査等委員)					○	○	○	
内野 州馬	独立社外取締役 (監査等委員)		○			○		○	

(注) チェックされている項目は、各取締役の全ての専門性及び経験を表すものではありません。

[2026年6月24日開催予定の定時株主総会において、「監査等委員でない取締役9名選任の件」及び「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された際の当社の役員のスキルマトリックス]

氏名	役職	当事業に係る 事業開発	企業経営	フィンテック 決済事業知見	グローバル	財務・会計 ファイナンス	法務 コンプライアンス	ガバナンス リスク管理	人事・組織 ダイバーシティ
林 郁	代表取締役	○	○	○	○			○	
踊 契三	代表取締役	○	○	○		○		○	
森山 博暢	取締役		○	○	○	○		○	
篠 寛	取締役	○	○	○					
西田 光志	社外取締役	○	○	○					
池田 雅子	独立社外取締役						○	○	○
石戸 奈々子	独立社外取締役		○		○				○
川邊 秀文	社外取締役	○		○		○			
坂村 健	独立社外取締役	○	○		○				○
六彌太 恭行	取締役 (監査等委員)	○	○				○	○	
井上 準二	独立社外取締役 (監査等委員)		○	○	○				
内野 州馬	独立社外取締役 (監査等委員)		○			○		○	
知野 雅彦	独立社外取締役 (監査等委員)		○		○	○		○	

(注) チェックされている項目は、各取締役の全ての専門性及び経験を表すものではありません。

iv. 取締役の多様性に関する考え方と目標

当社は、取締役会の多様性が経営判断の質を高めると認識し、ジェンダー、職歴、専門性、国際性等の観点から多様な構成を確保することを基本方針としております。コーポレートガバナンス報告書「補充原則4-11(1)」のとおり、女性や国際的な事業展開を行う企業・組織出身者を取締役に選任するなど、取締役会が多様な人材により構成されるように努めております。

本書提出日現在の取締役会(13名)の構成における多様性の指標は以下のとおりであります。

- ・女性取締役: 2名(約15%) (池田雅子氏、石戸奈々子氏。両名とも独立社外取締役)
- ・独立社外取締役: 5名(約38%)
- ・社外取締役: 6名(約46%)

(注) 本書提出日の翌日に開催される第31回定時株主総会(2026年6月24日開催予定)において新任取締役候補者の選任が承認された場合、上記の多様性指標は以下のとおりとなる予定であります。

- ・女性取締役: 2名(約15%) (池田雅子氏、石戸奈々子氏。両名とも独立社外取締役)
- ・独立社外取締役: 6名(約46%)
- ・社外取締役: 8名(約62%)

v. 独立社外取締役の独立性判断基準

当社の独立社外取締役は、コーポレートガバナンス報告書「原則4-9」のとおり、自らの知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった役割が期待されることに留意しつつ、会社法の社外性要件や、東京証券取引所等の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じない者から選任しております。

vi. 取締役に対するトレーニング及び支援体制

当社では、取締役会の実効性を高めるための取り組みとして、以下のトレーニング及び支援を実施しております。

(1) 新任社外取締役に対するオンボーディングプログラム

新任社外取締役に対しては、速やかに当社グループの事業内容、経営戦略、財務状況、組織体制等に関するオンボーディングプログラムの実施や主要部門との個別ミーティングの機会を設けております。

(2) 継続的な情報提供と意見交換

当社グループの事業の戦略の方向性等を議論するオフサイトミーティングを開催し、情報共有及び、集中的な意見交換を行っております。当該オフサイトミーティングや個別ミーティング等を通じて、事業の状況、業界動向や法令改正等の最新情報を定期的に提供しております。

(3) 情報アクセスの円滑化

取締役会の議題に関する資料は原則として事前に配布し、特に重要な案件については事前説明会を実施するなど、取締役が十分な情報と時間をもって審議に臨めるよう環境を整備しております

これらの取り組みにより、各取締役が当社の事業と経営環境への理解を深め、取締役会における議論の質と意思決定の実効性向上を図っております。

vii. 取締役会の実効性評価

当社の取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、取締役会の構成、運営、役割、責務及び審議内容のほか、指名・報酬諮問委員会に関する役割、責務、コーポレートガバナンス・コードへの対応等の観点から、その実効性評価を定期的実施しております。

(1) 当事業年度の評価方法

大項目を以下のとおりに分類し、前年の結果及び外部機関のアドバイスを参考に5段階評価の33設問と自由記述欄で構成するアンケートを行い、外部機関で集計・分析を実施いたしました。

- ・取締役会の構成・運営
- ・取締役会の審議内容
- ・取締役会の役割・責務

(2) 当事業年度の評価結果

評点の全体平均は4.0以上と他社平均を上回り、当社取締役会の実効性は確保されていると判断いたしました。特に大項目「取締役会の審議内容」の評点平均は4.4と高い結果が確認されました。一方で、中期的な企業価値向上やサクセッションプランについての議論、人的資源に係る検討の深化、内部統制・グループガバナンスの監督機能について改善余地がある結果となりました。

(3) 次期に向けた取組み

今後は、引き続き中長期的な企業価値の向上に向けた議論、サクセッションプランの議論、人的資源モニタリング体制の整備、内部統制・グループガバナンスの監督機能強化等を進めてまいります。

viii. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、取締役4名(うち独立社外取締役3名、社外取締役比率75%)で構成しております。当事業年度は監査等委員会を17回開催し、出席率は100%でした。

常勤監査等委員は、経営会議その他の重要会議への出席、重要書類の閲覧、事業部門への往査等の日常的な監査活動を行い、その内容を監査等委員会に報告することで、社外監査等委員と情報共有をはかっております。

監査等委員会は、監査方針及び監査計画に基づき監査を行いました。さらに、コーポレートガバナンス報告書のとおり、事務局である内部監査室及び会計監査人との定期的な意見交換や合同会議を通じて「三様監査」の密接な相互連携を統括・主導することで、グループ全体のガバナンスの高度化に貢献しております。

ix. 経営会議

社長執行役員が議長を務め、社長執行役員及び、社長執行役員が指名する取締役・執行役員等で構成される経営会議を毎週開催し、業務執行上の重要事項を審議・決定しております。これにより、日常の業務執行の確認や意思決定の迅速化をはかり、企業価値の向上を目指しております。

x. 会計監査人

当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法及び会社法に基づく監査を受けております。

xi. 指名・報酬諮問委員会

取締役の指名及び、報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの更なる強化をはかることを目的とし、取締役会の任意の諮問委員会として取締役である委員3名以上かつその過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会(以下「本委員会」という)を設置しております。

本委員会は、年に1回以上開催し、社長執行役員の諮問に基づき、取締役の選任及び取締役(監査等委員を除く)の報酬について審議し、答申を行っております。当事業年度においては計5回開催し、全委員が全ての会に出席しました(出席率100%)。提出日現在において、本委員会は、代表取締役の林郁、独立社外取締役の井上準二、牧野宏司の3名で構成し、委員長は本委員会の決議により独立社外取締役である委員の中から選定しております。

xii. 各種委員会

当社は、経営上の重要課題に対応するため、以下の専門委員会を設置しております。

(1) サステナビリティ委員会

当社は、コーポレートガバナンス報告書「補充原則3-1(3)」のとおり、サステナビリティ経営の推進を目的として、社長執行役員を最高責任者、コーポレート本部長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、グループ横断的な視点からサステナビリティ経営を推進しております。本委員会は、パーパスを起点としたマテリアリティを特定し、マテリアリティごとにKPIを設定・管理することで、サステナビリティ経営の実効性を担保しております。本委員会の活動結果は取締役会及び経営会議に報告しております。

(2) リスクマネジメント委員会

当社は、グループ全体のリスク管理を目的として、社長執行役員を最高責任者、コーポレート本部長を委員長とし、当社グループの各部門及び主要な子会社から選出された委員等で構成するリスクマネジメント委員会を設置しております。本委員会は、当社グループの事業活動に関わるリスクの識別・評価・管理及び対応策の策定・モニタリングを所管し、結果を取締役会及び経営会議に報告しております。

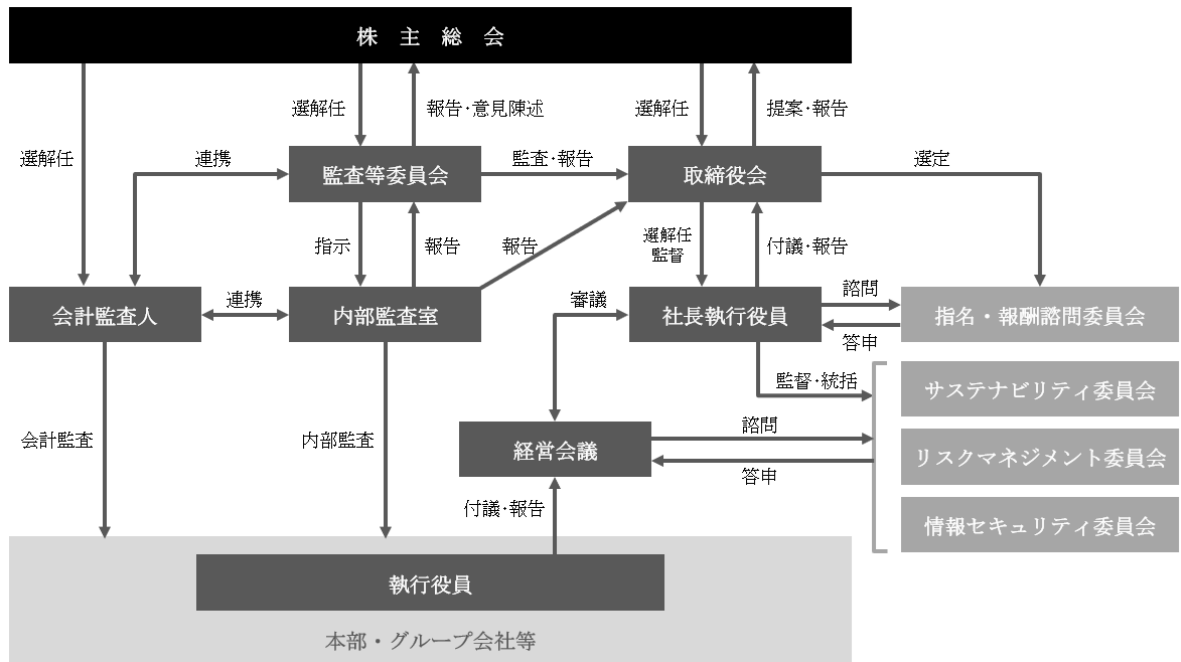
(3) 情報セキュリティ推進委員会

当社は、情報セキュリティの強化運営体制として、情報セキュリティ担当役員とCISOを設置しております。加えて、ISO27001に基づく情報セキュリティマネジメントシステムの運営組織として、CISOを委員長、各部長から任命された情報セキュリティ推進委員を構成員とする情報セキュリティ推進委員会を設置しております。本委員会は2か月に1回開催し、情報セキュリティに関する情報共有及び対策の浸透を所管しております。

サイバーセキュリティの対応状況は、リスクマネジメント委員会を通じて取締役会及び経営会議に報告しております。

xiii. 会社の機関・内部統制の関係

提出日現在における当社の機関及び内部統制の関係は、以下のとおりであります。



② 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、総合決済プラットフォームをはじめとする広範な事業領域及び、グローバル投資の事業への還流サイクルを推進する事業構造において、持続的なイノベーションの創出と経営の健全性・透明性を高度に両立させるため、監査等委員会設置会社の機関設計を採用しております。本機関設計を採用する理由は以下のとおりであります。

(1) 業務執行の決定プロセスにおける監督機能の強化

当社のような広範な事業領域及びグローバル投資の事業への還流サイクルにおいては、事後的な監査にとどまらず、業務執行の迅速な決定プロセスに社外取締役の客観的視点を直接反映させる必要があります。特に、独立社外取締役が少数株主をはじめとする様々なステークホルダーの視点に立ち、利益相反の有無や経営の妥当性について監督機能を発揮することが、透明性の高い企業経営において不可欠であると考えております。監査等委員である取締役が取締役会において議決権を有することに加え、取締役会における独立社外取締役比率を3分の1以上(現在13名中5名、約38%)、社外取締役比率を約46%(13名中6名)とすることで、実効性の高い監督機能が確保できると判断しております。

(2) 経営の機動性を高める意思決定の迅速化

変化の激しいグローバルなテクノロジー市場において持続的な成長をはかるためには、経営の監督と執行の分離を進め、機動的な意思決定を行う体制が不可欠であります。監査等委員会設置会社制度が有する「取締役会から執行側への業務執行権限の委譲」が可能であるという利点を活かし、業務執行の迅速化と効率化をはかっております。

3. 企業統治に関するその他の事項

① 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に係る基本方針を取締役会において決議し、運用しております。

当社の内部監査室は社長執行役員の業務執行ラインから完全に独立した組織として、監査等委員会の指示に基づき、年度監査計画に従って当社及びグループ会社の監査を実施しております。その監査結果及び改善提言を監査等委員会、取締役会、経営会議及び社長執行役員に報告しております。

また、コーポレートガバナンス報告書のとおり、監査等委員会、内部監査室、会計監査人による「三様監査」体制を構築し、密接な連携をはかっております。監査等委員会と内部監査室は月次の情報交換会等を通じて監査結果や課題認識の共有を行っております。

i. 内部統制の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備しております。

イ. 当社の取締役及び従業員（以下「役職員」という）並びに当社子会社の取締役等（会社法施行規則第110条の4第2項第5号イに定める「取締役等」をいう。以下同じ）及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員並びに当社子会社の取締役等及び従業員は、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和をはかることを行動規範とし、当社の役職員並びに当社子会社の取締役等及び従業員に適用される具体的な行動規範として「コンプライアンス・プログラム」を策定し業務の運営を行います。

また、当社は、事業持株会社として、その徹底をはかるために、当社の各部門及び当社子会社を事業セグメントその他の区分（以下「事業区分」という）により分類した上で、コーポレート本部長がコンプライアンスの取り組みを各事業部門及び当社子会社を横断的に統括することとし、コーポレート本部の担当者は、各事業部門及び当社子会社と連携し当社の役職員並びに当社子会社の取締役等及び従業員の教育・啓発を行います。

当社の取締役会は、各事業区分別に当社グループ内の各事業部門及び事業会社を統括し、コーポレート本部は、各事業区分別に各事業部門及び当社グループ各社のコンプライアンスの状況を監査又は把握します。当社の取締役及びコーポレート本部は、これらの活動について、定期的に当社の取締役会及び当社の監査等委員会に報告します。

当社は、当社グループ内における法令遵守上の疑義のある行為等について、法定の事項に加え、当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項並びにコンプライアンスの状況について、当社グループ各社の従業員がリスクマネジメント委員会事務局又は社外窓口である法律事務所に対して直接報告を行う手段、報告が秘匿、保護されること及びその報告者に不利益がないことを確保する体制を整備するとともに、当社のリスクマネジメント委員会が報告者から受け付けた情報を速やかに社長執行役員及び監査等委員である取締役に対して報告するものとします。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するとともに、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社の取締役は、文書管理規程等社内規程に従い、当社の取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に適切に記録、保存し、かつ管理します。管理責任者は、文書管理規程により、当社の取締役等（監査等委員である取締役を含む）が必要に応じて、これらの文書等を閲覧できる状態を維持するものとします。

ハ. 当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の役職員並びに当社子会社の取締役等及び従業員のコンプライアンス、情報セキュリティ及び災害等に係るリスクに対応するために、コーポレート本部にて、規則・ガイドラインの整備を行います。また、コーポレート本部が、マニュアルの作成・配布等を行うとともに、当社及び当社子会社において、これらの規則・ガイドラインが効率的に機能するための研修を実施し、リスク状況の監視及びその運用を行うものとします。また、新たに生じたリスクにおいては、当社取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定めるものとします。

- ニ. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会は、当社グループのすべての役員及び従業員が共有する目標を定め、各事業区分の担当取締役又は担当執行役員は、その目標の達成のために各事業部門の責任者及び事業区分の当社子会社の取締役と協同で、具体的な目標を設定し、各事業部門及び当社子会社は、目標達成のための効率的な方法を定めるものとします。なお、当社の取締役会は、定期的に進捗状況をレビューして、各事業区分の担当取締役又は担当執行役員を通じて各事業部門の責任者及び各事業区分の当社子会社の取締役に対して助言を行うとともに、必要に応じて改善を促すことにより、当社グループとしての業務の効率化を実現するシステムを構築するものとします。
- ホ. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社の各事業部門及び当社子会社を事業区分により分類し、各事業区分を担当する取締役又は執行役員を任命しております。事業区分担当の取締役又は執行役員は、当社の取締役会あるいは経営会議において業務の効率化、各事業部門及び当社子会社各社の法令遵守体制、リスク管理体制の適正を確保するとともに、これを監視します。また、コーポレート本部は、これらを横断的に推進し、定期的に進捗状況をレビューしその管理を行うものとします。なお、当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社が事業内容の定期的な報告を受けるものとします。
- ヘ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実行性の確保に関する事項
当社の監査等委員会は、内部監査室の従業員に職務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より職務に必要な命令を受けた従業員は、他の部署の従業員を兼務せず、その命令に関して、専ら監査等委員会の指揮命令に従い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとします。また、必要に応じて、当社の監査等委員会の職務補助のため監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）と当社の監査等委員会が意見交換を行うものとします。
- ト. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、会計参与及び従業員、並びに当社子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び従業員又はこれらの者から報告を受けた役員等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制、並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
a. 当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、会計参与及び従業員、並びに当社子会社の役員等が、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項並びにコンプライアンスの状況について、できるだけ速やかに報告する体制を整備するものとします。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）と当社の監査等委員会との協議により決定します。
b. 当社は、前項の報告に伴い報告者が不利な取り扱いを受けない体制を確保し、その体制を当社グループ内のすべての役員及び従業員に周知徹底します。
- チ. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査等委員会と当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、定期的な意見交換会を設定するものとします。
- リ. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築及び運用を整備、推進します。

- ヌ. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 当社の監査等委員会がその職務の執行に伴い、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。
 - b. 当社の監査等委員会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のために顧問とすることを求めた場合、当社は、当社の監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとします。

ii. ビジネスエシックスに関する基本方針及び取り組み

イ. 反社会的勢力の排除

当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求を断固拒絶することを「コンプライアンス・プログラム」に定めております。コーポレート本部を統括部署とし、不当要求防止責任者の設置、警察・弁護士等の外部専門機関との連携及び関連セミナーへの継続的な参加を通じて、排除体制の実効性を確保しております。

ロ. 腐敗防止

当社グループは、2026年3月に「腐敗防止に関する基本的な考え方」を制定し、事業を展開する各国・地域における腐敗防止法令の遵守、贈収賄・キックバック・利益相反を含むあらゆる腐敗行為の禁止等を、「コンプライアンス・プログラム」等の社内規程において具体的に規定しております。詳細は、当社ウェブサイトの「腐敗防止に関する基本的な考え方」に記載しております。
(<https://www.garage.co.jp/sustainability/governance/compliance/#anti-corruption>)

ハ. 内部通報制度

当社グループは、役職員がコンプライアンス違反に関する疑義を報告できる内部通報窓口を社内外に設置しております。通報者の秘匿及び不利益取扱いの禁止を規程に明記し、制度の実効性を担保しております。

ニ. 人権の尊重

当社グループは、2025年9月に「デジタルガレージグループ人権方針」を制定し、国連「国際人権章典」「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする国際規範に基づき、グループ全役職員における差別の禁止、AIの利活用における人権配慮、教育・啓発、人権デュー・デリジェンス等を推進しております。本方針は取締役会の監督のもと定期的に見直しを行います。詳細は、当社ウェブサイトの「デジタルガレージグループ人権方針」に記載しております。
(<https://www.garage.co.jp/sustainability/social/human-rights/#digitalGarageGroupHumanRightsPolicy>)

② リスク管理体制の整備の状況

当社は、内部統制システムに関する基本的な考え方に従い、リスク管理体制の整備を行って参りました。具体的には、2006年7月に「行動規範」を策定し、それに基づき各種規程を整備するとともに、その管理体制を整備しております。

また、2007年2月に「情報セキュリティ基本方針」を宣言し、情報資産の管理体制を構築いたしました。これに基づき情報セキュリティ推進委員会を設置するとともに、緊急連絡網の整備及び事業継続計画の策定等、危機管理に対する体制を整えております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。損害賠償責任の限度額は法令上の最低責任限度額であり、職務執行につき善意かつ重大な過失がなかった場合に限り適用されます。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者の範囲は当社及び連結子会社の取締役・監査役・執行役員等であり、保険料は全額を当社が負担しております。

本契約は、被保険者が負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補するものですが、被保険者の職務執行の適正性を確保する観点から、私的利益供与、犯罪行為、及び法令違反を認識した上での行為等に起因する請求は填補対象外としております。

⑤ 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、定款において、以下の事項を取締役会の決議をもって行うことができる旨を定めております。

- i. 自己株式の取得(会社法第165条第2項):機動的な資本政策の遂行を目的とする
- ii. 中間配当(会社法第454条第5項、毎年9月30日を基準日):株主への機動的な利益還元を目的とする
- iii. 取締役の責任免除(会社法第426条第1項、法令の限度内):取締役が期待される役割を十分に発揮できることを目的とする

⑥ 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議においては、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

4. 株式会社の支配に関する基本方針について

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えており、大量買付者により当社株式の大量買付行為が行われる場合であっても、これを受け入れて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上につながるものであれば、何ら否定するものではありません。しかしながら、対象会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に行われる大量買付行為の中には、株主の皆様に対してその目的や買収後の経営方針等についての十分な情報開示がなされていないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為の内容を検討した上で代替案を提供するための十分な時間を提供しないものなど、不適切と考えられる事例も少なくありません。

当社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の掲げるパーパス（存在意義）を理解し、様々なステークホルダーとの間で、円滑な関係を構築することにより、社会に貢献し、当社の企業価値の最大化をはかるとともに、株主の共同の利益を確保するものでなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値が不用意に毀損され、株主にとって不利益を生じさせる大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様に当社株式を長期継続して保有していただくため、以下の施策を実施しております。

イ. 当社の経営の基本方針

当社グループでは、持続可能な社会に向けた“新しいコンテキスト”をデザインし、テクノロジーで社会実装することをパーパス（存在意義）としております。企業と人、そして情報を有機的に結びつける「コンテキストカンパニー」であることが、業務を行う上での基本コンセプトであります。

インターネット業界の黎明期からの実績に基づくソリューションノウハウと、最新のネットワーク技術を有効に活用することにより、種々複雑な情報を有機的に結びつけ、企業と人と情報、これら三者の存在価値を相互に、より高め得る機能を開発することを、業務の目的として参りました。常に時代の数歩先に視点を合わせ、コンテキストの対象を冷静かつ的確に選別し、人と環境とデジタル情報化社会が共存できる、快適な社会に貢献し得るサービスを構築することが、当社の経営における基本方針であります。

ロ. 中長期的な企業価値向上のための取り組み

当社は、「First Penguin Spiritを持ってTechnology × ESG × Incubationを地球視点で融合させ持続可能な“ビジネスコンテキスト”を創造し続ける」ことをミッション&バリューズとして掲げ、最先端のインターネット技術と、世の中の動きの一步先を読んだマーケティング技術、信頼性の高いファイナンス技術を核とし、リアルスペース（現実空間）とサイバースペース（仮想空間）の接点で新たなコンテキストを編み出すことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えております。

ハ. 不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社株券等に対して大量買付行為が行われた際には、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために、積極的な情報収集と適時適切な情報開示に努めるとともに、金融商品取引法、会社法、その他関係法令及び当社定款の許す範囲内において適切な処置を講じてまいります。

③ 上記取り組みについての取締役会の判断

上記の各取り組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであり、当社役員の状態の維持を目的とするものではなく、いずれも①の基本方針に沿うものであります。

(2) 【役員の状況】

1. 役員一覧

a. 2026年6月23日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性11名 女性2名 （役員のうち女性の比率15.4%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員 グループCEO	林 郁	1959年12月26日生	1983年4月 ㈱フロムガレージ代表取締役 1995年8月 当社設立 代表取締役 1996年12月 ㈱ケイ・ガレージ代表取締役(現 合同会社ケイ・ガレージ代表社員)(現任) 2003年6月 ㈱カカコム取締役会長(現任) 2004年11月 当社代表取締役社長 兼 グループCEO 2009年6月 ㈱DGベンチャーズ代表取締役会長 2012年4月 ベリトランス㈱(現 ㈱DGフィナンシャルテクノロジー)取締役会長 2013年10月 ㈱イーコンテキスト取締役会長(現任) 2016年6月 ㈱ケイ・ジー3(現 ㈱HAYASHI CAPITAL)代表取締役(現任) 2016年7月 Digital Garage US, Inc. Director Chairman & CEO(現任) 2016年9月 当社代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO(現任) 2017年5月 ㈱DGベンチャーズ代表取締役会長 兼 社長(現任) 2026年4月 ㈱DGフィナンシャルテクノロジー取締役議長(現任)	※4	4,893,970
代表取締役 副社長執行役員 COO	踊 契 三	1970年5月10日生	2000年4月 ㈱フェイス入社 2005年6月 同社取締役 2010年9月 当社取締役 2012年4月 ベリトランス㈱(現 ㈱DGフィナンシャルテクノロジー)取締役 2013年10月 ㈱イーコンテキスト代表取締役社長(現任) 2020年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 2021年6月 ㈱DGフィナンシャルテクノロジー代表取締役社長 共同COO 2021年6月 当社取締役 兼 副社長執行役員グループCOO 2022年6月 ㈱DGベンチャーズ取締役(現任) 2025年3月 ㈱DGコミュニケーションズ取締役(現任) 2025年6月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員グループCOO 2025年8月 ㈱DGB代表取締役(現任) 2026年4月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員COO(現任) 2026年4月 ㈱DGフィナンシャルテクノロジー代表取締役社長 CEO(現任) 2026年6月 ㈱DGビジネステクノロジー 取締役(現任)	※4	35,488
取締役 副社長執行役員 グループCFBO兼CGO	森 山 博 暢	1974年1月27日生	1999年4月 ゴールドマン・サックス証券㈱入社 2000年7月 同社債券部門金利トレーディング部 2009年11月 同社債券部門マネージングディレクター 2014年10月 同社証券部門金利トレーディング部長 2020年8月 一般社団法人フューチャーアイデンティティ代表 2022年12月 ㈱フューチャーアイデンティティ代表取締役(現任) 2024年6月 当社社外取締役 2026年4月 当社取締役 兼 副社長執行役員グループCFBO兼CGO(現任) 2026年4月 ㈱DGフィナンシャルテクノロジー取締役(現任) 2026年6月 ㈱Crypto Garage代表取締役(現任)	※4	-
取締役 上席執行役員	篠 寛	1976年7月24日生	2000年4月 ソフトバンクファイナンス㈱入社 2011年11月 ベリトランス㈱(現 ㈱DGフィナンシャルテクノロジー)取締役執行役員 2013年4月 ナビプラス㈱(現 ㈱DGビジネステクノロジー)代表取締役執行役員CEO 2015年7月 当社執行役員 2015年9月 ㈱イーコンテキスト取締役(現任) 2015年9月 ベリトランス㈱(現 ㈱DGフィナンシャルテクノロジー)代表取締役執行役員社長 2020年6月 当社取締役 兼 上席執行役員(現任) 2021年6月 ㈱DGフィナンシャルテクノロジー代表取締役社長 共同COO兼執行役員SEVP 2022年6月 ナビプラス㈱(現 ㈱DGビジネステクノロジー)代表取締役CEO 2023年12月 ㈱DGコマース(現 ㈱DGビジネステクノロジー)取締役 2024年7月 ㈱SCORE代表取締役会長 2025年4月 ㈱DGビジネステクノロジー取締役 2026年4月 ㈱DGフィナンシャルテクノロジー取締役副会長 兼 上席執行役員(現任)	※4	9,080

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	伊藤 穰一	1966年6月19日生	1994年4月 (有)エコシス代表取締役 1995年8月 当社設立 代表取締役 1999年6月 当社取締役 1999年6月 (株)インフォシーク取締役会長 1999年12月 (株)ネオテニー代表取締役社長 2005年11月 有限責任中間法人Mozilla Japan理事 2006年9月 当社取締役 2011年4月 Massachusetts Institute of Technology(MIT) Media Lab Director 2011年7月 Digital Garage US, Inc. Director 2012年6月 The New York Times Company Board Member 2013年6月 ソニー(株)(現 ソニーグループ(株))取締役 2021年11月 学校法人千葉工業大学変革センターセンター長(現任) 2022年2月 当社取締役 兼 専務執行役員Chief Architect 2023年7月 学校法人千葉工業大学学長(現任) 2026年4月 当社取締役(現任)	※4	29,814
取締役	大熊 将人	1975年10月24日生	1999年4月 三菱商事(株)入社 2011年3月 (株)ファーストリテイリング入社 2015年12月 UNIQLO USA LLC Vice President 2016年11月 当社入社 2017年4月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役 兼 上席執行役員SEVP 2019年4月 (株)Crypto Garage代表取締役CEO 2021年4月 (株)DGベンチャーズ取締役副社長COO 2021年6月 (株)DGフィナンシャルテクノロジー取締役 2021年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 2022年12月 当社取締役 兼 専務執行役員CSO 2024年6月 当社取締役 兼 専務執行役員CBDO 2025年4月 (株)DGビジネステクノロジー取締役 2025年6月 当社取締役 兼 上席執行役員 2026年4月 当社取締役(現任)	※4	5,500
取締役	西田 光志	1951年9月29日生	1977年4月 (株)東洋情報システム(現 TIS(株))入社 2001年6月 同社取締役 2008年4月 クオリカ(株)代表取締役社長 2013年4月 TIS(株)代表取締役副社長 2016年9月 (株)DG Technologies(現 (株)DG Strategic Investment) 取締役(非業務執行取締役) 2018年9月 (株)W&Bay consulting代表取締役(現任) 2018年10月 当社顧問 2020年6月 (株)エコミック社外取締役(現任) 2020年9月 (株)ジィ・シー企画社外取締役(現任) 2024年6月 当社社外取締役(現任)	※4	—
取締役	池田 雅子	1977年10月2日生	2008年12月 弁護士登録 2010年3月 日本弁護士連合会法曹養成対策室嘱託 2013年4月 早稲田大学臨床法学教育研究所招聘研究員(現任) 2015年8月 日本弁護士連合会事務総長付特別嘱託 2015年12月 桑原・池田法律事務所パートナー(現任) 2016年2月 日本弁護士連合会司法調査室嘱託 2019年4月 東京弁護士会人権擁護委員会委員(現任) 2020年4月 東京家庭裁判所家事調停委員 2020年4月 東京簡易裁判所司法委員 2024年6月 当社社外取締役(現任)	※4	—
取締役	石戸 奈々子	1979年7月7日生	2002年4月 Massachusetts Institute of Technology(MIT) Media Lab Visiting Scholar 2002年11月 NPO法人CANVAS理事長(現任) 2011年1月 (株)デジタルえほん代表取締役社長 2018年4月 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授(現任) 2018年5月 一般社団法人超教育協会理事長(現任) 2021年6月 IU情報経営イノベーション専門職大学B Lab所長(現任) 2022年5月 (株)松屋社外取締役(現任) 2025年6月 (株)フジ・メディア・ホールディングス社外取締役(監査等委員)(現任) 2025年6月 当社社外取締役(現任) 2026年4月 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科付属メディアデザイン研究所長(現任)	※4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員長)	六彌太 恭行	1956年4月5日生	1994年7月 ㈱スタジオガレージ取締役 1995年12月 当社取締役 2011年3月 ㈱D G ベンチャーズ代表取締役社長 2011年7月 当社取締役COO 2012年9月 当社取締役副社長 2017年4月 当社取締役 兼 副社長執行役員 2018年6月 ㈱BI. Garage監査役(現任) 2018年6月 ㈱D G ベンチャーズ監査役(現任) 2018年6月 ㈱DK Gate監査役(現任) 2018年6月 当社取締役(監査等委員長)(現任) 2018年9月 ㈱Crypto Garage監査役(現任) 2021年1月 ㈱D G インキュベーション監査役(現任) 2023年7月 ㈱エンゲージメントゲートウェイ監査役(現任) 2025年8月 ㈱DGB監査役(現任)	※3	414,900
取締役 (監査等委員)	井上 準二	1949年9月18日生	1974年4月 三菱商事㈱入社 1993年6月 米国三菱商事会社Palo Alto事務所長 兼 MC Silicon Valley社取締役社長 2000年3月 同社上級副社長 兼 iMIC部門eCommerce本部長 2003年4月 三菱商事㈱執行役員 2003年6月 ㈱アイ・ティ・フロンティア代表取締役執行役員社長 2005年3月 同社代表取締役社長 2007年6月 イー・アクセス㈱社外取締役 2009年4月 ㈱アイ・ティ・フロンティア代表取締役会長・CEO・CTO 2011年4月 ㈱アイ・ティ・フロンティア顧問 2012年4月 ビーウィズ㈱顧問 2012年6月 一般財団法人リモート・センシング技術センター常務理事 2012年9月 当社社外監査役 2016年7月 高砂熱学工業㈱顧問 2016年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年6月 一般財団法人リモート・センシング技術センター技術参与(現任)	※3	—
取締役 (監査等委員)	牧野 宏司	1966年10月7日生	1988年10月 KPMG港監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)東京事務所入所 1992年8月 公認会計士登録 2001年10月 税理士登録 2003年7月 ダンコンサルティング㈱取締役 2006年1月 牧野宏司公認会計士事務所開業代表(現任) 2009年2月 ㈱BE 1 総合会計事務所代表取締役(現任) 2012年9月 当社社外監査役 2013年6月 ㈱いなげや社外監査役 2015年12月 OBARA GROUP㈱社外監査役 2016年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年12月 OBARA GROUP㈱社外取締役(現任)	※3	1,600
取締役 (監査等委員)	内野 州馬	1954年6月29日生	1978年4月 三菱商事㈱入社(鉄鋼管理部) 2001年7月 三菱商事フィナンシャルサービス㈱取締役副社長 2002年5月 三菱商事㈱金属グループCFO兼金属管理部長 2004年6月 三菱自動車工業㈱執行役員 2008年4月 同社常務執行役員 2009年4月 三菱商事㈱執行役員 2013年4月 同社常務執行役員コーポレート担当役員(CFO) 2013年6月 同社代表取締役兼常務執行役員 2016年6月 同社顧問 2018年6月 同社常任監査役 2019年6月 同社常勤監査役 2022年6月 高砂熱学工業㈱社外取締役(現任) 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	※3	—
計					5,390,352

※1 取締役西田光志、池田雅子及び石戸奈々子並びに取締役(監査等委員)井上準二、牧野宏司及び内野州馬は、社外取締役であります。

※2 取締役石戸奈々子の戸籍上の氏名は村本奈々子であります。

※3 2024年6月21日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

※4 2025年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

- b. 2026年6月24日開催予定の第31回定時株主総会の議案（決議事項）として「監査等委員でない取締役9名選任の件」及び「監査等委員である取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決されると、当社の役員状況は、以下のとおりとなる予定です。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性11名 女性2名 （役員のうち女性の比率15.4%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員 グループCEO	林 郁	1959年12月26日生	1983年4月 ㈱フロムガレージ代表取締役 1995年8月 当社設立 代表取締役 1996年12月 ㈱ケイ・ガレージ代表取締役(現 合同会社ケイ・ガレージ代表社員)(現任) 2003年6月 ㈱カカコム取締役会長(現任) 2004年11月 当社代表取締役社長 兼 グループCEO 2009年6月 ㈱D Gベンチャーズ代表取締役会長 2012年4月 ベリトランス㈱(現 ㈱D Gフィナンシャルテクノロジー)取締役会長 2013年10月 ㈱イーコンテキスト取締役会長(現任) 2016年6月 ㈱ケイ・ジー3(現 ㈱HAYASHI CAPITAL)代表取締役(現任) 2016年7月 Digital Garage US, Inc. Director Chairman & CEO(現任) 2016年9月 当社代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO(現任) 2017年5月 ㈱D Gベンチャーズ代表取締役会長 兼 社長(現任) 2026年4月 ㈱D Gフィナンシャルテクノロジー取締役議長(現任)	※4	4,893,970
代表取締役 副社長執行役員 COO	踊 契 三	1970年5月10日生	2000年4月 ㈱フェイス入社 2005年6月 同社取締役 2010年9月 当社取締役 2012年4月 ベリトランス㈱(現 ㈱D Gフィナンシャルテクノロジー)取締役 2013年10月 ㈱イーコンテキスト代表取締役社長(現任) 2020年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 2021年6月 ㈱D Gフィナンシャルテクノロジー代表取締役社長 共同COO 2021年6月 当社取締役 兼 副社長執行役員グループCOO 2022年6月 ㈱D Gベンチャーズ取締役(現任) 2025年3月 ㈱D Gコミュニケーションズ取締役(現任) 2025年6月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員グループCOO 2025年8月 ㈱DGB代表取締役(現任) 2026年4月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員COO(現任) 2026年4月 ㈱D Gフィナンシャルテクノロジー代表取締役社長 CEO(現任) 2026年6月 ㈱D Gビジネステクノロジー 取締役(現任)	※4	35,488
取締役 副社長執行役員 グループCFBO兼CGO	森 山 博 暢	1974年1月27日生	1999年4月 ゴールドマン・サックス証券㈱入社 2000年7月 同社債券部門金利トレーディング部 2009年11月 同社債券部門マネージングディレクター 2014年10月 同社証券部門金利トレーディング部長 2020年8月 一般社団法人フューチャーアイデンティティ代表 2022年12月 ㈱フューチャーアイデンティティ代表取締役(現任) 2024年6月 当社社外取締役 2026年4月 当社取締役 兼 副社長執行役員グループCFBO兼CGO(現任) 2026年4月 ㈱D Gフィナンシャルテクノロジー取締役(現任) 2026年6月 ㈱Crypto Garage代表取締役(現任)	※4	-
取締役 上席執行役員	篠 寛	1976年7月24日生	2000年4月 ソフトバンクファイナンス㈱入社 2011年11月 ベリトランス㈱(現 ㈱D Gフィナンシャルテクノロジー)取締役執行役員 2013年4月 ナビプラス㈱(現 ㈱D Gビジネステクノロジー)代表取締役執行役員CEO 2015年7月 当社執行役員 2015年9月 ㈱イーコンテキスト取締役(現任) 2015年9月 ベリトランス㈱(現 ㈱D Gフィナンシャルテクノロジー)代表取締役執行役員社長 2020年6月 当社取締役 兼 上席執行役員(現任) 2021年6月 ㈱D Gフィナンシャルテクノロジー代表取締役社長 共同COO兼執行役員SEVP 2022年6月 ナビプラス㈱(現 ㈱D Gビジネステクノロジー)代表取締役CEO 2023年12月 ㈱D Gコマース(現 ㈱D Gビジネステクノロジー)取締役 2024年7月 ㈱SCORE代表取締役会長 2025年4月 ㈱D Gビジネステクノロジー取締役 2026年4月 ㈱D Gフィナンシャルテクノロジー取締役副会長 兼 上席執行役員(現任)	※4	9,080

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	西田 光志	1951年9月29日生	1977年4月 ㈱東洋情報システム(現 TIS㈱)入社 2001年6月 同社取締役 2008年4月 クオリカ㈱代表取締役社長 2013年4月 TIS㈱代表取締役副社長 2016年9月 ㈱DG Technologies(現 ㈱DG Strategic Investment) 取締役(非業務執行取締役) 2018年9月 ㈱W&Bay consulting代表取締役(現任) 2018年10月 当社顧問 2020年6月 ㈱エコミック社外取締役(現任) 2020年9月 ㈱ジイ・シイ企画社外取締役(現任) 2024年6月 当社社外取締役(現任)	※4	—
取締役	池田 雅子	1977年10月2日生	2008年12月 弁護士登録 2010年3月 日本弁護士連合会法曹養成対策室嘱託 2013年4月 早稲田大学臨床法学教育研究所招聘研究員(現任) 2015年8月 日本弁護士連合会事務総長付特別嘱託 2015年12月 桑原・池田法律事務所パートナー(現任) 2016年2月 日本弁護士連合会司法調査室嘱託 2019年4月 東京弁護士会人権擁護委員会委員(現任) 2020年4月 東京家庭裁判所家事調停委員 2020年4月 東京簡易裁判所司法委員 2024年6月 当社社外取締役(現任)	※4	—
取締役	石戸 奈々子	1979年7月7日生	2002年4月 Massachusetts Institute of Technology(MIT) Media Lab Visiting Scholar 2002年11月 NPO法人CANVAS理事長(現任) 2011年1月 ㈱デジタルえほん代表取締役社長 2018年4月 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授(現任) 2018年5月 一般社団法人超教育協会理事長(現任) 2021年6月 IU情報経営イノベーション専門職大学B Lab所長(現任) 2022年5月 ㈱松屋社外取締役(現任) 2025年6月 ㈱フジ・メディア・ホールディングス社外取締役(監査等委員)(現任) 2025年6月 当社社外取締役(現任) 2026年4月 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科付属メディアデザイン研究所長(現任)	※4	—
取締役	川邊 秀文	1972年12月13日生	1996年4月 ㈱大和銀行(現 ㈱りそな銀行)入行 2020年4月 ㈱りそなホールディングスグループ戦略部部長(特命担当) 2022年4月 ㈱りそな銀行DX企画部長 ㈱りそなホールディングスDX企画部長 兼 グループ戦略部部長(特命担当) 2024年4月 ㈱りそな銀行執行役員ライフデザインサポート部副担当 兼 ローン管理部副担当 兼 DX企画部副担当 兼 カスタマーサクセス部副担当 ㈱りそなホールディングス執行役DX企画部副担当 兼 カスタマーサクセス部副担当 兼 データサイエンス部副担当 兼 グループ戦略部(住宅ローン業務プロセス改革)副担当 兼 グループ戦略部(事業開発)副担当 2025年4月 ㈱りそな銀行執行役員個人部担当 兼 DX・決済ビジネス部担当 ㈱りそなホールディングス執行役 兼 グループCDIO DX個人部担当 兼 DX法人部担当 兼 データサイエンス部担当 2026年4月 ㈱りそな銀行執行役員個人部担当(現任) ㈱りそなホールディングス執行役 兼 グループCDIO DX部門担当統括 兼 DX個人部担当(現任) 2026年6月 当社社外取締役(予定)	※4	—
取締役	坂村 健	1951年7月25日生	2000年4月 東京大学大学院教授(情報学環・学際情報学府) 2002年1月 YRPユビキタス・ネットワーク研究所所長(現任) 2009年4月 東京大学大学院情報学環ユビキタス情報社会基盤研究センター長 2014年10月 一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構(現 一般社団法人デジタル地方創生推進機構)理事長(現任) 2017年4月 東洋大学情報連携学部教授学部長 同大学学術実業連携機構機構長(現任) 2017年6月 東京大学名誉教授(現任) 2019年6月 日本電信電話㈱(現 NTT㈱)社外取締役(現任) 2019年8月 一般社団法人IoTサービス連携協議会理事長(現任) 2021年10月 一般社団法人AIデータ活用コンソーシアム会長(現任) 2026年6月 当社社外取締役(予定)	※4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員長)	六彌太 恭行	1956年4月5日生	1994年7月 ㈱スタジオガレージ取締役 1995年12月 当社取締役 2011年3月 ㈱DGベンチャーズ代表取締役社長 2011年7月 当社取締役COO 2012年9月 当社取締役副社長 2017年4月 当社取締役 兼 副社長執行役員 2018年6月 ㈱BI. Garage監査役(現任) 2018年6月 ㈱DGベンチャーズ監査役(現任) 2018年6月 ㈱DK Gate監査役(現任) 2018年6月 当社取締役(監査等委員長)(現任) 2018年9月 ㈱Crypto Garage監査役(現任) 2021年1月 ㈱DGインキュベーション監査役(現任) 2023年7月 ㈱エンゲージメントゲートウェイ監査役(現任) 2025年8月 ㈱DGB監査役(現任)	※3	414,900
取締役 (監査等委員)	井上 準二	1949年9月18日生	1974年4月 三菱商事㈱入社 1993年6月 米国三菱商事会社Palo Alto事務所長 兼 MC Silicon Valley社取締役社長 2000年3月 同社上級副社長 兼 iMIC部門eCommerce本部長 2003年4月 三菱商事㈱執行役員 2003年6月 ㈱アイ・ティ・フロンティア代表取締役執行役員社長 2005年3月 同社代表取締役社長 2007年6月 イー・アクセス㈱社外取締役 2009年4月 ㈱アイ・ティ・フロンティア代表取締役会長・CEO・CTO 2011年4月 ㈱アイ・ティ・フロンティア顧問 2012年4月 ビーウィズ㈱顧問 2012年6月 一般財団法人リモート・センシング技術センター常務理事 2012年9月 当社社外監査役 2016年7月 高砂熱学工業㈱顧問 2016年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年6月 一般財団法人リモート・センシング技術センター技術参与(現任)	※3	—
取締役 (監査等委員)	内野 州馬	1954年6月29日生	1978年4月 三菱商事㈱入社(鉄鋼管理部) 2001年7月 三菱商事フィナンシャルサービス㈱取締役副社長 2002年5月 三菱商事㈱金属グループCFO兼金属管理部長 2004年6月 三菱自動車工業㈱執行役員 2008年4月 同社常務執行役員 2009年4月 三菱商事㈱執行役員 2013年4月 同社常務執行役員コーポレート担当役員(CFO) 2013年6月 同社代表取締役兼常務執行役員 2016年6月 同社顧問 2018年6月 同社常任監査役 2019年6月 同社常勤監査役 2022年6月 高砂熱学工業㈱社外取締役(現任) 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	※3	—
取締役 (監査等委員)	知野 雅彦	1963年10月26日生	1988年10月 港監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 1992年8月 公認会計士登録 1993年7月 KPMG米国法人出向 2001年9月 ㈱KPMG FAS設立 代表取締役(現任) 2009年9月 KPMGヘルスケアジャパン㈱ 取締役(現任) 2018年8月 有限責任あずさ監査法人専務理事 2019年10月 KPMGコンサルティング㈱取締役会長 2021年9月 ㈱KPMG Ignition Tokyo代表取締役会長(現任) 2022年10月 ㈱KPMGアドバイザリーライトハウス(現 KPMGアドバイザリーホールディングス㈱)代表取締役 2023年3月 KPMGジャパン共同チェアマン(現任) 2025年1月 KPMGコンサルティング㈱代表取締役(現任) 2025年7月 有限責任あずさ監査法人専務執行役員(現任) 2025年12月 KPMGアドバイザリーホールディングス㈱代表取締役社長(現任) 2026年6月 当社社外取締役(監査等委員)(予定)	※3	—
計					5,353,438

※1 取締役西田光志、池田雅子、石戸奈々子、川邊秀文及び坂村健並びに取締役(監査等委員)井上準二、内野州馬及び知野雅彦は社外取締役であります。

※2 取締役石戸奈々子の戸籍上の氏名は村本奈々子であります。

※3 2026年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

※4 2026年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

2. 社外役員の状況

① 社外取締役の員数

有価証券報告書提出日現在、当社の社外取締役は6名（うち、監査等委員3名）であります。

2026年6月24日開催予定の第31回定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員でない取締役9名選任の件」及び「監査等委員である取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決された場合、当社の社外取締役は8名（うち、監査等委員3名）となる予定です。

② 社外取締役と提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役の西田光志氏は、システム開発の大手上場会社における決済関連のプロジェクト経験及び長年の事業開発・経営経験等から、当社の経営に関する監督・助言等を、社外取締役として適切に行っております。

社外取締役の池田雅子氏は、弁護士としての法律に関する専門的知見と豊富な経験等から、当社の経営に関する監督・助言等を、社外取締役として適切に行っております。

社外取締役の石戸奈々子氏は、学識経験者としてのIT・デジタル分野における深い専門知識及び経験等から、当社の経営に関する監督・助言等を、社外取締役として適切に行っております。

社外取締役（監査等委員）の井上準二氏は、グローバルIT企業における経営経験及び決済システムの開発経験等から、当社の経営に関する監査・監督等を、社外取締役（監査等委員）として適切に行っております。

社外取締役（監査等委員）の牧野宏司氏は、公認会計士及びコンサルタントとしての豊富な経験や会計・税務に関する高い見識等から、当社の経営に関する監査・監督等を、社外取締役（監査等委員）として適切に行っております。

社外取締役（監査等委員）の内野州馬氏は、大手上場企業におけるCFO等の経験等による経営管理・財務会計に関する高い見識等から、当社の経営に関する監査・監督等を、社外取締役（監査等委員）として適切に行っております。

なお、社外取締役である西田光志氏、池田雅子氏及び石戸奈々子氏並びに井上準二氏、牧野宏司氏及び内野州馬氏と当社との間に特別の利害関係はございません。また、当社株式の所有状況につきましては、「1. 役員一覧」に記載のとおりであります。

2026年6月24日開催予定の第31回定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員でない取締役9名選任の件」及び「監査等委員である取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決された場合、社外取締役の牧野宏司氏が退任し、川邊秀文氏、坂村健氏及び知野雅彦氏が社外取締役に就任する予定です。

川邊秀文氏は、大手金融グループにおける金融ビジネス全般に関する豊富な経験と、DX分野における高い専門性を活かし、当社の経営に関する監督・助言等の役割・責務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

坂村健氏は、学識経験者としてのコンピュータ・サイエンスやIoT・AI等の分野における深い専門知識と高い見識を活かし、当社の経営に関する監督・助言等の役割・責務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

知野雅彦氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識と豊富な事業経営経験を活かし、当社の経営に関する監査・監督等の役割・責務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

なお、川邊秀文氏は、当社の主要株主である㈱りそなホールディングスの執行役、及び同社の子会社であり、当社の主要借入先の一つである㈱りそな銀行の執行役員を兼務しております。

坂村健氏及び知野雅彦氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

③ 社外取締役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は豊富な経営者経験、幅広い見識及び専門的見地を活かし、客観的な立場から経営を監視する機能を担っております。

④ 社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を特に定めておりませんが、その選任に当たっては、㈱東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。なお、当社は、社外取締役の池田雅子氏及び石戸奈々子氏並びに井上準二氏、牧野宏司氏及び内野州馬氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、社外取締役候補者坂村健氏及び知野雅彦氏は㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、独立役員となる予定であります。

⑤ 社外取締役の選任状況に関する提出会社の考え方

当社は、社外取締役が客観的な立場から経営を監視する機能を担えるように、その選任に当たっては、経営者又は専門家としての経験や見識等を重視することにより、コーポレートガバナンスの実効性が高まると考えております。

3. 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役が客観的な立場から経営を監視する機能を担えるように、内部監査室及び会計監査人並びに内部統制部門と必要に応じて相互に情報交換及び意見交換を行う体制をとっております。また、監査等委員会と会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査等委員会と会計監査人の間で、四半期に一度、定期的な会合を開催し、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等を行っております。また、必要に応じて随時会合が行われる体制を有しております。

(3) 【監査の状況】

1. 内部監査の状況

当社は、監査等委員会直轄の部署として内部監査室を設置し、当社及びグループ各社を監査する体制を整備しております。内部監査室は、監査等委員会に対し内部監査結果を月次で報告し、緊密な連携を取るとともに、監査結果を含む業務活動状況及び重要な事項について、取締役会に直接報告しております。また、会計監査人と情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上に取り組んでおります。

2. 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、取締役4名、うち社外取締役3名で構成されております。取締役の職務遂行が法令、定款に基づき行われているかの監査を行うとともに、内部監査室及び会計監査人との意見交換等の連携を緊密に行うことにより、内部統制の向上に努めております。

なお、監査等委員である取締役の牧野宏司氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。当事業年度において当社は監査等委員会を17回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
六彌太 恭行	17	17
井上 準二	17	17
牧野 宏司	17	17
内野 州馬	17	17

監査等委員会における具体的な検討事項として、監査計画策定、監査報告書の作成、会計監査人の評価と再任同意、会計監査人の報酬等に関する同意等があります。

また、常勤監査等委員の活動としては、重要な会議に出席するとともに、各部門の執行役員等から随時又は定期的に報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しており、非常勤の監査等委員の活動としては、当社の業務執行状況に関する情報の共有を受け、経営者又は専門家としての経験や見識等をもって、リスクチェック及び助言等を行っております。

3. 会計監査の状況

① 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 継続監査期間

21年間

③ 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 鶴田 純一郎
指定有限責任社員 業務執行社員 内川 裕介

④ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名、会計士試験合格者等 10名、その他 10名

⑤ 監査法人の選定方針と理由

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任致します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

監査等委員会において、EY新日本有限責任監査法人に解任及び不再任に該当する事象はなく、監査実績等を踏まえたうえで総合的に評価し、再任しております。

なお、当社は、EY新日本有限責任監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、また同監査法人は業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。また当社は、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、株主及び投資家にとって有用な会計情報を提供するための会計処理方法、開示方法の相談等、不断の情報交換を心がけております。

⑥ 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。監査等委員会は、EY新日本有限責任監査法人と緊密なコミュニケーションをはかり、適時かつ適宜な意見交換を行い監査状況を把握しており、結果、会計監査人として有効に機能し、同監査法人が監査品質に相対的な優位性があるものと評価しております。

4. 監査報酬の内容等

① 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	80	—	86	—
連結子会社	63	5	82	6
計	143	5	169	6

前連結会計年度及び当連結会計年度における連結子会社の監査公認会計士等による非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する合意された手続業務等であります。

② 監査公認会計士等と同一のネットワーク（EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)）に対する報酬（①を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	3	—	—
連結子会社	—	—	—	—
計	—	3	—	—

前連結会計年度における当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属するEYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)による非監査業務の内容は、情報セキュリティに関する外部評価であります。

③ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

④ 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、規模、特性並びに監査日数等を勘案した上で決定しております。

⑤ 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

1. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、特段の記載がない限り、本1において同じ。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を取締役会において決議しております。当該取締役会の決議に際しては、当社のこれまでの取締役の報酬等の実務運用を踏まえて方針を策定し、取締役会で決議いたしました。なお、監査等委員である取締役の報酬等の額及び報酬内容については、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

当社取締役の個人別の報酬等に係る基本方針は、報酬等と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主と共有することで、短期及び中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高めるために、株式報酬の比率を高めめに設定いたします。

② 取締役個人別の報酬等の決定に関する事項

i. 基本報酬（業績連動報酬等・非金銭報酬等を除く報酬等）

当社の業績連動報酬等・非金銭報酬等を除く報酬等（以下「基本報酬」という）の決定方針は以下のとおりといたします。

イ. 基本報酬の総額は株主総会で決議し、その範囲内で決定いたします。

ロ. 取締役の基本報酬は金銭報酬とし、その額については、取締役の役位等級及び等級毎の報酬等の金額及びその構成を定め、その範囲内で決定いたします。

ii. 業績連動報酬等

当社において、業績連動報酬等の付与は行いません。

iii. 非金銭報酬等

当社の非金銭報酬等（以下「株式報酬」という）の決定方針は以下のとおりといたします。

イ. 株式報酬は、株式1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の払込金額と同額の金銭債権（以下「S0」という）と譲渡制限付株式の払込金額と同額の金銭債権（以下「RS」という）で構成し、取締役は、当該金銭債権と新株予約権又は譲渡制限付株式の払込金額とを相殺することにより、新株予約権又は譲渡制限付株式を取得いたします。S0及びRSそれぞれの総額は株主総会で決議し、取締役会において取締役の役位等級及び等級毎の報酬等の金額及びその構成を定め、その範囲内で決定いたします。

ロ. 個人別のS0の報酬額は、新株予約権の割当日の株価及び行使価額等、諸条件をもとに算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総個数を乗ずることにより算定いたします。

ハ. 個人別のRSの報酬額は、RSの付与に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、RSを引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する1株当たりの払込金額に、割り当てるRSの株式数を乗ずることにより算定いたします。

ニ. RSには、1年間から5年間までの間で取締役会で定める期間の譲渡制限を付し、取締役は、当該譲渡制限期間中は、RSについて、譲渡、担保権の設定その他の処分を行わないものといたします。

③ 基本報酬・業績連動報酬等・非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

i. 社外取締役以外の取締役

基本報酬と株式報酬の比率は、概ね基本報酬6、株式報酬4（うちS03、RS1）といたします。

ii. 社外取締役

基本報酬のみといたします。

④ 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

i. 基本報酬

定時株主総会で取締役選任議案が承認された直後の取締役会の役員報酬議案で、個人別金額を決議し、総額を12等分して就任又は重任の翌月から月次ベースで支給いたします。

ii. 株式報酬

定時株主総会で取締役選任議案が承認された直後の取締役会の役員報酬議案で個人別の付与金額及び付与数を決議いたします。

⑤ 個人別の報酬等の内容決定を第三者に委任する場合（代表取締役への再一任を含む）

- i. 委任を受ける者の氏名又は地位・担当：社長執行役員
- ii. 委任する権限の内容：取締役の個人別の報酬等についての決定は、株主総会で決定した総額の枠内において社長執行役員が起案し指名・報酬諮問委員会に諮り、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において、決定を社長執行役員に一任する決議がなされた場合、社長執行役員がこれを決定いたします。
- iii. 受任者により権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずる場合は、その内容
 - イ. 株主総会で決定した総額の枠内において社長執行役員が起案し指名・報酬諮問委員会に諮り、指名・報酬諮問委員会の答申を得るものといたします。
 - ロ. 指名・報酬諮問委員会は、委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役といたします。委員長は、その独立社外取締役である委員の中から、指名・報酬諮問委員会の決議によって選定いたします。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

外部の客観データ等を活用しながら、当期の実績等を勘案し株主総会で決定した総額の枠内において、社長執行役員が起案し指名・報酬諮問委員会に諮り、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定いたします。

取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は、2016年9月29日開催の第21回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役は50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名（うち社外取締役2名）です。また、2016年9月29日開催の第21回定時株主総会において、上記年額報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権のために支給する金銭報酬債権の額は年額250百万円以内、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の額として実質1事業年度の年額を100百万円以内とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の員数は6名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬の額は、2016年9月29日開催の第21回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。

取締役会は、代表取締役兼社長執行役員林郁に対し、当事業年度における、監査等委員である取締役を除く各取締役の個人別の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門における実績について評価を行うのは、代表取締役兼社長執行役員が適していると判断したためです。なお、当該委任に基づき、監査等委員である取締役を除く各取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会で決定した総額の枠内において、また、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に従って、代表取締役兼社長執行役員が起案し、取締役である委員3名以上かつその過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会に2025年4月に諮り、その妥当性について確認しております。なお、当事業年度における、監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬等の内容は、株式報酬の比率が高めになっており、短期及び中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高める構成になっているほか、各取締役の役位等級及び等級に従った内容となっており、当社取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものと判断しております。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額は、2025年4月に指名・報酬諮問委員会を開催し、株主総会で決定した総額の枠内において代表取締役兼社長執行役員が起案した報酬案に対して答申を行い、同年6月に開催した取締役会において代表取締役兼社長執行役員に対して決定を委任する決議を行って決定しております。

2. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	638	638	—	—	231	5
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	39	39	—	—	—	1
社外役員	77	77	—	—	—	8

- ※1 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、固定報酬231百万円でありま
す。
- ※2 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、ストック・オプション報酬として付与した新株予約権に係る費用計上
額166百万円、及び譲渡制限付株式に係る費用計上額65百万円であります。
- ※3 上記、報酬等の総額のほか、当社子会社の取締役を兼務している取締役（監査等委員を除く）3名及び当社子会
社の顧問を兼務している取締役（監査等委員を除く）1名に対し、各子会社が当事業年度に係る固定報酬として
総額40百万円を支払っております。

3. 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等 の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)			
				固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等
林 郁	346	取締役	提出会社	346	—	—	126
踊 契三	139	取締役	提出会社	139	—	—	50

- ※1 非金銭報酬等の総額の内訳は、固定報酬176百万円であります。
- ※2 上記の連結報酬等の総額には、当社が負担する報酬等のほか、兼務取締役として当社子会社が負担する固定報酬
22百万円が含まれております。

4. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

1. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資先との中長期的な取引関係の維持・強化や共同事業を推進すること等を目的に保有する株式を純投資目的以外の投資株式として区分しております。

2. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

① 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、世の中の役に立つ「コンテクスト」を創っていく企業として、様々な企業と長期的かつ安定的な戦略的提携関係に基づく協業を行うことを目的に、株式を政策保有することがあります。政策保有株式の検証にあたっては、株式保有による関係強化、協業及びシナジーの創出等を通じたリターンが当社の資本コストを上回っているか否か、また、中長期的な企業価値向上に資するものであるかどうかを経済合理性の判断基準としており、年に1回以上の頻度で、株式の売却を含めた保有方針を取締役に諮ることとしております。また、政策保有株式の議決権行使に当たっては、発行会社と当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するか否かを総合的に勘案し、適切に行使しております。

当事業年度末における保有株式については、中長期的な経済合理性や、投資先との関係の維持・強化の観点等から総合的に判断して、すべての株式について保有することは妥当であると判断しております。

② 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	8	193
非上場株式以外の株式	2	2,744

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	10
非上場株式以外の株式	—	—

③ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
東芝テック(株)	1,009,500	1,009,500	当該社とは、協業関係を長期的かつ継続的に構築し、決済ビジネス関連及びデジタルマーケティングサービス関連において共同で取組みを実施し、それぞれの方針の実現に向け、推進していくことを目的とした資本業務提携を行っております。 当該社との資本業務提携は、当社グループのグループ戦略「DG FinTech Shift」の推進、決済リテール市場のキャッシュレス推進とDX化を目的とするものであり、中長期的な当社グループの企業価値向上に資するものであると判断しているため、定量的な保有効果の測定は困難であります。	有
	2,686	2,698		
(株)Welby	180,000	180,000	当該社とは、バイオテクノロジー、ヘルスケア関連分野におけるアライアンスパートナーとして、個人の健康・医療情報プラットフォームの共同開発を目的として、業務資本提携を行っております。 当該社との業務資本提携は、当社グループが重点分野と位置付ける次世代技術の開発を目的とするものであり、社会貢献を通じて当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものであると判断しているため、定量的な保有効果の測定は困難であります。	無
	58	65		

※ 投資株式の貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超えるものが60銘柄に満たないため、保有株式の全上場銘柄について記載しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

3. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

① 経営戦略と人材戦略の関連性

当社グループは、創業以来、「ファーストペンギン・スピリット」を価値観 (Value) として掲げ、次世代テクノロジーを社会実装することによる新たな事業の創出に取り組んでまいりました。現在、事業環境は、生成AIの急速な普及、web3による経済構造の変革、全産業的なDXの加速、キャッシュレス化のさらなる進展等、大きな変化の只中にあります。こうした環境変化を捉え、決済を起点にマーケティングや金融サービスへと価値提供領域を拡張し、持続的な収益基盤へと昇華させるとともに、価値共創を加速する戦略的アライアンスを通じて、新たな価値創造を推進しております。

このような経営戦略の実現にあたっては、各事業領域における高度な専門性を有する人財の確保・育成に加え、単一の専門性にとどまらず複数領域を越境して活躍できるジェネラリストや、生成AI等の先端技術を取り込み社会実装へつなげることのできる人財の存在が重要であると認識しております。多様な専門性やバックグラウンドを有する人財が相互に協働し、事業横断的に知見を結びつけることが、独自の競争優位性の源泉になると考えております。こうした認識のもと、人材戦略を単独の人事施策ではなく、事業戦略の進展に応じて必要となる人財を確保・育成・配置し、その活躍を支えるための基盤として位置づけております。

一方で、経営戦略の実現に必要な人財を十分に確保・維持できない場合には、事業機会の逸失、新規サービス展開の遅延、競争力の低下を招くリスクがあると認識しており、そのため、人財をコストではなく中長期的な企業価値向上を支える重要な資本と捉え、人財への継続的な投資を行うとともに、事業戦略の遂行に必要なケイパビリティを見極めながら、組織体制及び人財配置の最適化と必要な人財の採用を推進しております。

これに加えて、会社が従業員に対して約束すること及び従業員に求めることの双方の姿勢を明示することで、組織と個人が相互に成長する関係性を構築し、従業員一人ひとりが自律的にキャリアを築きながら挑戦し続けられる環境を整えることも又、人材戦略の実現に不可欠であるとの認識のもと、2023年に「人財マネジメントポリシー」を策定し、これを基盤とした人事施策を推進しております。

<人財マネジメントポリシーの概要>

デジタルガレージが個人に約束すること New Context Designerが 共創するベストな場の創造		デジタルガレージが個人に求めること New Contextのデザイン 社会実装をリード
可能性への投資	Driving Force	常に好奇心を持つ
適材適所を実行	Challenge	挑戦を楽しむ
DEIBの実現	Respect	お互いを尊重
心理的安全性の醸成	Teamwork	チームで成果を最大化
ビジネス 人財 はたらき方 エンゲージメント	社会に新しい価値を生み出す事業を創造し続け、テクノロジーでその価値を提供する組織 多様な人財が集まり、各々の持ち味を最大限に発揮できる組織 デジタルガレージの文化を共有しチームとしてのコラボレーションで最高の成果にこだわる組織 信頼感に基づく心理的安全性をベースに、チャレンジとエンゲージメントを両立できる組織	

② 人材戦略の基本的な考え方

当社グループは、マテリアリティの重要分野の一つである人財分野として、「誰もがいきいきと活躍できる環境づくり」を掲げております。この考え方は、当社に在籍する多様な専門性や経験を有する人財がそれぞれの力を発揮しながら協働し、変化する事業環境のなかで新たな価値創造を継続していくための戦略の基本となるものであります。マテリアリティには、「多様な人財が活躍する仕組みづくり」と「未来を切り拓く人財育成」の二つを定めております。

前者は、従業員一人ひとりの多様性を尊重し、前向きにやりがいを持って働くことができる環境・制度等を整えることで、社会の多様なニーズや課題に応えることにつながると捉えております。後者は、一人ひとりの強みを活かしながら、変化していく社会環境へ勇敢に挑む人財を育成することは、自律したキャリアを築き、人生をより豊かにするだけではなく、当社グループの成長にもつながると考えております。これら二つの取り組みを通じて、経営戦略の実現に必要な人財基盤の強化をはかっております。あわせて、人財マネジメントポリシーに基づき、多様性を尊重する制度と環境の整備、好奇心を持ち挑戦を楽しむ人財の育成等の各種人事施策を実施しております。これらの取り組みにより、人的資本による社会的インパクトを生み出すことで、当社グループのパーパスの実現を目指しております。

③ 戦略を踏まえた具体的施策

前項に記載のとおり、マテリアリティには「多様な人財が活躍する仕組みづくり」及び「未来を切り拓く人財育成」を掲げ、これらの実現に向けて、具体的な人事施策を体系的に推進しております。

a. 多様な人財が活躍する仕組みづくり

多様な人財が活躍する仕組みづくりに関する具体的な施策
市場競争力のある賃金水準： 社外競争力や物価動向等を踏まえた、適切な処遇水準の維持
女性活躍推進： 女性リーダーの育成や活躍機会の拡大を通じた、多様な視点を取り込む組織づくり
エンゲージメントサーベイ（ES）に基づく組織改善： ESの結果に基づいた組織課題の把握と継続的な改善
ライフステージに応じた両立支援： 育児・介護等のライフイベントと仕事の両立を支える制度の整備
働きやすい環境づくり： 柔軟な働き方やコミュニケーション施策を通じた、安心して力を発揮できる職場環境の整備

b. 未来を切り拓く人財育成

未来を切り拓く人財育成に関する具体的な施策
人事制度複線化によるキャリア多様化： マネジメントコースとエキスパートコースの複線化による、多様なキャリア志向に応じた成長機会の提供
社内公募制度： 自ら手を挙げて新たな役割・領域に挑戦できる仕組みの整備による、挑戦と越境の促進
キャリア自律支援： 自律的なキャリア形成を後押しする制度・研修等を通じたキャリア形成支援
マネジメント向け研修： 組織運営や人財育成を担う管理職層に必要な知識・スキルの強化や1on1トレーニング
ポータブルスキル開発支援： 事業や職種を越えて活かせる基礎的・汎用的スキルの習得支援
自己学習支援： 個人の成長やキャリア形成を促進する学びの機会を提供
AIリテラシー向上： 事業環境の変化を踏まえた全社的なAI活用力の底上げ

人財マネジメントポリシー

デジタルガレージグループが個人に約束すること

New Context Designerが共創するベストな場の提供

可能性への投資

継続的なスキルアップ支援による社員の成長

適材適所を实行

キャリアパスの多様化と人財ポートフォリオの最適化

DEIBの実現

多様なバックグラウンドをもつ人財の採用・登用と制度整備

心理的安全性の醸成

1on1、エンゲージメントサーベイなどによる組織開発と人財育成の環境整備

Driving Force

Challenge

Respect

Teamwork

デジタルガレージグループが個人に求めること

New Contextのデザイン・社会実装をリード

常に好奇心を持つ

新しい可能性に挑戦する人財への投資

挑戦を楽しむ

個人の強みを活かせる配置・役割付与

お互いを尊重

多様性・公正性・包括・帰属意識の推進

チームで成果を最大化

意見を自由に述べられる環境づくり

人財マネジメントポリシーに基づく人事施策を実施することで、マテリアリティKPIの達成を目指す

人財分野のマテリアリティ

「誰もがいきいきと活躍できる環境づくり」

多様な人財が活躍する仕組みづくり

- KPI ●エンゲージメント指数「トータルエンゲージメント」4.0ポイント以上(2028年3月期目標)
●女性管理職比率:30%以上(2028年3月期目標)

未来を切り拓く人財育成

- KPI ●エンゲージメント指数「人財育成に関する指数」2025年3月期比+1.0ポイント改善(2030年3月期目標)

人的資本による社会的インパクト

- ①イノベーション加速による革新的技術やサービスを通じた社会貢献
②社会課題解決につながるビジネス創出による社会貢献

当社グループのパーパス実現

④ 従業員給与等の決定方針

当社グループは、経営戦略と関連付けた人材戦略を実行するための処遇設計の一環として、従業員給与等の決定方針を定めております。従業員一人ひとりがその持ち味を十分に発揮しながら活躍・成長していける組織の実現に向けて、任される役割の大きさと成果・貢献に応じて報酬を決定することを基本方針としております。この考え方は、人財マネジメントポリシーにおける「可能性への投資」及び「適材適所の実行」にも通じるものであり、多様な専門性を有する人財が、それぞれの強みを活かしながら自律的なキャリアを築き、組織への貢献と成果によって正当に評価される仕組みを通じて、中長期的な企業価値向上に資するものと考えております

a. 給与水準に関する考え方

給与水準に関しては、優秀な人財の確保及び定着をはかる観点から、市場競争力のある処遇の実現を重視しております。職務カテゴリーごとに外部市場動向を意識した報酬設定を行う等、必要に応じて水準の見直しや、物価上昇率を加味した昇給率の設定により市場競争力の維持に努めております。

b. 役割と成果に基づく報酬設計

従業員の給与は、基本給、賞与及び諸手当の構成となっており、このうち基本給については個々の従業員に求められる役割や責任の大きさに応じて等級を決定し、その等級に基づいて定めております。役割の大きさと報酬を連動させることで、より大きな責任や高度な業務を担うケイパビリティを備えた人財に対して相応の処遇を提供することが可能となり、外部からの優秀な人財の獲得及び社内における活躍人財の定着を実効的に支える仕組みとしております。賞与については、会社・組織の目標達成に対する影響度の大きさに応じて変動する仕組みとし、創出した成果に報いる設計を構築しております。

c. 納得感を高める評価プロセスと成長支援

こうした報酬設計に込めた意図を現場の運用において最大限に活かすには、適切な評価と納得感のある報酬運用の実践が必須と考え、継続的な1on1による対話、組織・部門ごとの評価会議による全体バランスの調整、及びフィードバック面談における評価内容の丁寧な共有に努めております。人財の確実な定着と育成を支えるためには、従業員が自らの役割や期待を深く理解し、成長の方向性を正しく認識できることが不可欠であるとの認識のもと、評価と対話を通じた継続的な能力発揮及び確実なフォローアップによる成長支援を重視しております。

d. 定着と育成を通じた人材戦略の実現

これらの方針やプロセスのもと、適切な評価・処遇を通じて従業員のエンゲージメントを高めることや、挑戦し続けられる環境を整えることは、社内における定着と育成の好循環の創出に直結するものと考えております。当社グループは、変化する事業ポートフォリオ及び技術環境に対応し得る人財の確保・育成・配置を事業における優位性の源泉と認識しており、この「定着と育成の好循環」こそが、当該戦略を実効的に推進するための強固な基盤となります。多様な専門性を有する人財がそれぞれの強みを活かしながら活躍し、継続的に成長していける環境の整備と一体で本方針を運用していくことで、事業戦略の着実な遂行と、中長期的な企業価値のさらなる向上を実現してまいります。

⑤ 戦略を踏まえた指標及び目標

当社グループでは、人財マネジメントポリシーを基盤として具体的施策へ展開することで、多様な人財が継続的に活躍できる仕組みづくりと、変化を先取りして新たな価値創造を担う人財の育成を進めております。これらの取り組みの進捗と成果については、エンゲージメント指数、人財育成に関する指数、女性管理職比率、男性の育児休業取得率等の指標を通じて把握し継続的な改善につなげております。

各指標の実績及び目標値は以下のとおりであります。

<グループ会社※1の実績と目標値>

	2024年3月31日時点	2025年3月31日時点	2026年3月31日時点	2028年3月31日時点
	実績	実績	実績	目標
従業員数（連結会社）	1,087人	1,321人	1,383人	1,500人
エンゲージメント指数 「トータルエンゲージメント」※2	3.8	3.7	3.8	4.0
エンゲージメント指数 「人財育成に関する指数」※3	2.9	2.8	3.0	3.8 ※4
管理的地位にある労働者に占める 女性労働者の割合	16.5%	15.9%	17.3%	30.0%
男性の育児休業取得率	28.6%	47.6%	70.0%	80.0%

※1 上表の従業員数を除く実績及び目標値は国内連結会社での開示としております。なお、エンゲージメント指数に関しては調査実施時点の国内連結会社を対象としております。

※2 トータルエンゲージメントとは、企業を構成する「仕事・職場・会社」の概念に紐づけ、これら3つへのエンゲージメントの合計として解釈したものであります。満点を5.0とし、4.0が「非常に高い」と判断される指標となります。

※3 「人財育成に関する指数」は、必要な能力やスキル習得のための仕組みや、個人の成長を考慮した配置・異動についてのエンゲージメント指数となります。

※4 2030年3月期における目標値となります。

(2) 【従業員の状況】

① 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名) ※1
プラットフォームソリューション ※2	599 (56)
ロングタームインキュベーション	368 (34)
グローバル投資インキュベーション	61 (—)
全社(共通) ※3	355 (16)
合計	1,383 (106)

※1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

※2 プラットフォームソリューションにおいて、使用人数が前連結会計年度に比べて61名増加したのは、主として中途採用によるものであります。

※3 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員であります。

② 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数 ※1	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与 ※2	平均年間給与の 対前事業年度増減率
557名	39.7歳	5年10ヶ月	8,495,812円	3.1%

セグメントの名称	従業員数(名) ※1
プラットフォームソリューション	98
ロングタームインキュベーション	188
グローバル投資インキュベーション	38
全社(共通) ※3	233
合計	557

※1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は僅少であるため記載を省略しております。

※2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

※3 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員であります。

③ 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

④ 使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容

使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容について「1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

⑤ 使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度の内容

当社は、使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入しております。当該役員・従業員株式所有制度の内容については、「1 株式等の状況 (8)役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。

- ⑥ 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) ※1	男性労働者の育児休業取得率(%) ※2	労働者の男女の賃金の額の差異(%) ※1 ※3		
		全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
18.8	54.0	68.6	68.2	72.3

連結子会社 (DG フィナンシャルテクノロジー)

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) ※1	男性労働者の育児休業取得率(%) ※2	労働者の男女の賃金の額の差異(%) ※1 ※3		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
15.6	—	64.3	63.5	92.5

- ※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。
- ※2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。
- ※3 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合など男女間に差異があることで1名当たり賃金に差が出ておりますが、賃金制度・体系において性別による処遇差はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、連結財務諸表規則第312条の規定により、IFRS会計基準に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 連結財務諸表及び財務諸表は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）及び事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容又はその変更等について適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等が主催する研修等に参加しております。

4. IFRS会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、IFRS会計基準に基づく適正な連結財務諸表を作成するために、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握及び影響の分析を行っております。また、IFRS会計基準に準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	8	56,354	40,469
営業債権及びその他の債権	9,35	30,538	35,695
棚卸資産	10	376	316
営業投資有価証券	35	54,940	53,505
その他の金融資産	11,35	292	285
未収法人所得税等		575	784
その他の流動資産	12	1,370	1,419
流動資産合計		144,446	132,472
非流動資産			
有形固定資産	13	13,163	11,997
のれん	14	8,030	7,844
無形資産	14	7,316	11,390
投資不動産	16	1,872	1,990
持分法で会計処理されている投資	18	37,643	37,356
その他の金融資産	11,35	12,896	14,761
繰延税金資産	19	517	181
その他の非流動資産	12	461	711
非流動資産合計		81,899	86,231
資産合計		226,344	218,703

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
社債及び借入金	21, 35	27, 676	26, 366
営業債務及びその他の債務	20, 35	62, 532	54, 364
その他の金融負債	22, 35	1, 787	1, 869
未払法人所得税等		1, 001	387
その他の流動負債	12, 23	4, 562	4, 882
流動負債合計		97, 558	87, 868
非流動負債			
社債及び借入金	21, 35	33, 956	35, 687
その他の金融負債	22, 35	5, 976	4, 927
退職給付に係る負債	24	372	341
引当金	23	519	522
繰延税金負債	19	9, 737	10, 985
その他の非流動負債	12	531	677
非流動負債合計		51, 091	53, 139
負債合計		148, 649	141, 007
資本			
資本金	25	7, 888	8, 014
資本剰余金	25	5, 229	5, 457
自己株式	25	△5, 108	△5, 033
その他の資本の構成要素		1, 112	1, 999
利益剰余金	25	66, 296	65, 146
親会社の所有者に帰属する持分合計		75, 417	75, 584
非支配持分		2, 278	2, 112
資本合計		77, 695	77, 696
負債及び資本合計		226, 344	218, 703

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
収益			
リカーリング型事業から生じる収益	27	32,201	35,187
営業投資有価証券に関する収益	35	—	29
その他の収益	29	1,706	1,385
金融収益	31	83	1,277
持分法による投資利益	18	4,317	3,094
収益計		38,306	40,971
費用			
売上原価		12,948	13,285
営業投資有価証券に関する損失	35	7,290	—
販売費及び一般管理費	28	21,643	23,492
その他の費用	30	1,954	553
金融費用	31	4,689	676
費用計		48,523	38,006
税引前利益 (△損失)		△10,216	2,966
法人所得税費用	19	△2,740	1,868
当期利益 (△損失)		△7,476	1,097
当期利益 (△損失) の帰属			
親会社の所有者		△7,190	1,283
非支配持分		△286	△186
1株当たり当期利益 (△損失) (円)			
基本的1株当たり当期利益 (△損失)	33	△155.29	27.96
希薄化後1株当たり当期利益 (△損失)	33	△155.29	27.57

③【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期利益 (△損失)		△7,476	1,097
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて測定する金融資産 の公正価値の純変動	32	△376	△15
確定給付制度の再測定	32	52	28
持分法適用会社におけるその他の包括利益に 対する持分	32	△1	△2
純損益に振り替えられる可能性がある項目			
在外営業活動体の換算差額	32	△180	863
持分法適用会社におけるその他の包括利益に 対する持分	32	0	6
税引後その他の包括利益		△504	881
当期包括利益		△7,981	1,978
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		△7,692	2,167
非支配持分		△288	△188

④【連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

		親会社の所有者に帰属する持分					
		その他の資本の構成要素					
注記	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の包 括利益を通 じて測定す る金融資産 の公正価値 の純変動	在外営業 活動体の 換算差額	確定給付 制度の再 測定	合計
2024年4月1日 残高	7,846	5,385	△975	△1,124	2,737	△0	1,613
当期利益(△損失)							—
その他の包括利益				△377	△175	51	△502
当期包括利益	—	—	—	△377	△175	51	△502
新株の発行	25	42	42				—
支配継続子会社に対する 持分変動	17	△337					—
連結範囲の変動							—
配当金	26						—
株式報酬取引		164	299				—
自己株式の取得		△9	△4,500				—
自己株式の処分		16	68				—
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	11			1			1
その他		△32					—
所有者との取引額等 合計	42	△155	△4,133	1	—	—	1
2025年3月31日 残高	7,888	5,229	△5,108	△1,500	2,561	51	1,112
当期利益(△損失)							—
その他の包括利益				△16	873	28	884
当期包括利益	—	—	—	△16	873	28	884
新株の発行	25	32	32				—
支配継続子会社に対する 持分変動	17	1					—
連結範囲の変動							—
配当金	26						—
株式報酬取引		95	230				—
自己株式の処分		17	75				—
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	11			3			3
その他		△51					—
所有者との取引額等 合計	127	228	75	3	—	—	3
2026年3月31日 残高	8,014	5,457	△5,033	△1,513	3,434	78	1,999

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
		利益剰余金	合計		
2024年4月1日 残高		75,382	89,251	2,887	92,138
当期利益(△損失)		△7,190	△7,190	△286	△7,476
その他の包括利益			△502	△2	△504
当期包括利益		△7,190	△7,692	△288	△7,981
新株の発行	25		84		84
支配継続子会社に対する持分変動	17		△337	△320	△657
連結範囲の変動			—	6	6
配当金	26	△1,895	△1,895	△7	△1,902
株式報酬取引			463		463
自己株式の取得			△4,509		△4,509
自己株式の処分			84		84
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	11	△1	—		—
その他			△32		△32
所有者との取引額等合計		△1,896	△6,141	△321	△6,462
2025年3月31日 残高		66,296	75,417	2,278	77,695
当期利益(△損失)		1,283	1,283	△186	1,097
その他の包括利益			884	△3	881
当期包括利益		1,283	2,167	△188	1,978
新株の発行	25		63		63
支配継続子会社に対する持分変動	17		1	0	1
連結範囲の変動			—	49	49
配当金	26	△2,429	△2,429	△27	△2,456
株式報酬取引			325		325
自己株式の処分			91		91
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	11	△3	—		—
その他			△51		△51
所有者との取引額等合計		△2,433	△2,000	23	△1,977
2026年3月31日 残高		65,146	75,584	2,112	77,696

⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益 (△損失)		△10,216	2,966
減価償却費及び償却費		4,155	4,265
減損損失		1,549	181
受取利息及び受取配当金		△83	△140
支払利息及び社債利息		397	659
持分法による投資損益 (△は益)		△4,317	△3,094
投資有価証券に関する損益 (△は益)	35	4,116	△1,021
関係会社株式売却損益 (△は益)		—	10
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)		4,168	△5,346
営業投資有価証券の増減額 (△は増加)		14,384	1,588
棚卸資産の増減額 (△は増加)		52	60
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)		16,790	△7,339
未払消費税等の増減額 (△は減少)		△302	171
その他		△153	331
小計		30,539	△6,710
利息及び配当金の受取額		1,779	2,959
利息の支払額		△376	△643
法人所得税の支払額又は還付額 (△は支払)		△215	△545
営業活動によるキャッシュ・フロー		31,726	△4,939
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△595	△352
無形資産の取得による支出		△4,008	△5,641
投資有価証券の取得による支出		△2,421	△1,097
投資有価証券の売却による収入		1	15
投資事業組合からの分配による収入		46	169
子会社の取得による支出	7	△1,008	—
持分法で会計処理されている投資の取得による 支出		△2,316	△500
持分法で会計処理されている投資の売却による 収入		—	587
事業譲受による支出	7	△642	—
その他		940	△439
投資活動によるキャッシュ・フロー		△10,003	△7,259

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (△は減少)	34	△6,175	△1,800
長期借入れによる収入	34	29,300	9,550
長期借入金の返済による支出	34	△29,193	△7,340
リース負債の返済による支出	34	△1,775	△1,870
非支配持分からの払込による収入		10	350
非支配持分からの子会社持分取得による支出		△667	—
自己株式の取得による支出		△4,512	—
自己株式の処分による収入		84	91
配当金の支払額	26	△1,894	△2,429
その他		△93	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー		△14,914	△3,449
現金及び現金同等物に係る換算差額		△26	37
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		6,783	△15,609
現金及び現金同等物の期首残高		49,571	56,354
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額		—	△276
現金及び現金同等物の期末残高		56,354	40,469

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社デジタルガレージ（以下「当社」という。）は日本の会社法に基づいて設立された株式会社であり、日本に所在する企業であります。

当社の登記上の本社は、ホームページ（<https://www.garage.co.jp/>）で開示しております。当社の連結財務諸表は、2026年3月31日を期末日とし、当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）並びに関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分により構成されております。

当社グループの事業内容及び主要な活動は、「6. セグメント情報」に記載しております。

当社の2026年3月31日に終了する年度の連結財務諸表は、2026年6月23日に取締役会によって承認されております。

2. 作成の基礎

(1) IFRS会計基準に準拠している旨

当社の連結財務諸表は、IFRS会計基準に準拠して作成しております。「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、連結財務諸表規則第312条の規定を適用しております。

(2) 機能通貨及び表示通貨

連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要性がある会計方針

当社グループの重要性がある会計方針は、以下のとおりであり、他の記載がない限り、連結財務諸表が表示されているすべての期間について適用しております。

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

当社グループが所有する議決権が過半数未満の場合であっても、意思決定機関を実質的に支配していると判断した場合には、子会社としております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。

当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

② 関連会社及びジョイント・ベンチャー

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配をしていない企業であります。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を所有する場合には、原則として関連会社に含めております。

当社グループが所有する議決権が20%未満の場合であっても、役員の派遣等により、重要な影響力を有していると判断した場合には、関連会社としております。

ジョイント・ベンチャーとは、当社グループを含む複数の当事者が取決めに対する契約上合意された支配を共有し、関連性のある活動に関する意思決定に際して、支配を共有する当事者の一致した合意を必要としており、かつ、当社グループが当該取決めの純資産に対する権利を有している企業をいいます。

関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資は、持分法を適用して会計処理しております。当該持分を取得時に取得原価で認識し、以後は持分法によって会計処理しております。ただし、当社グループ内のベンチャー・キャピタル企業又は類似の企業が保有している投資について、持分法を適用するか、又はIFRS第9号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定するかについては、各関連会社又はジョイント・ベンチャーごとに選択しております。

連結財務諸表は、重要な影響力又は共同支配の獲得日から喪失日までの関連会社及びジョイント・ベンチャーの損益及びその他の包括利益の変動に対する当社グループの持分を含んでおります。関連会社及びジョイント・ベンチャーが適用する会計方針が当社グループの会計方針と異なる場合には、当社グループの会計方針と整合させるため、必要に応じて当該持分法適用会社の財務諸表に調整を加えております。

関連会社及びジョイント・ベンチャーの、取得日に認識した資産、負債及び偶発負債の正味の公正価値に対する持分を取得対価を超える額はのれん相当額として計上し投資の帳簿価額に含めており、償却はしていません。持分法適用会社への投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは、他の部分と区分せず、持分法適用会社に対する投資を一体の資産として、減損テストの対象としております。

関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する重要な影響力を喪失し、持分法の適用を中止する場合は、売却持分に係る売却損益を純損益として認識するとともに、残存している持分について公正価値で再測定し、当該評価差額をその期の純損益として認識しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価、被取得企業の非支配持分の金額及び段階取得の場合には取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額が、識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合はその超過額を連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。当社グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取得関連コストは、発生時に費用処理しております。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は、純損益又はその他の包括利益として認識しております。

(3) 外貨換算

① 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における直物為替レート又はそれに近似するレートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の直物為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の直物為替レートで、収益及び費用は期中平均為替レートで日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

(4) 金融商品

① 金融資産

i. 当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権については発生日に当初認識しております。それ以外の金融資産については、当社グループが契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産の分類及び測定モデルの概要は、以下のとおりであります。

a. 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で事後測定しております。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しております。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法に基づき事後測定し、必要な場合には減損損失累計額を控除しております。

b. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品に対する投資を除く金融資産で上記の償却原価で測定する区分及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の要件を満たさないものは、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。

資本性金融商品に対する投資は公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。ただし、当社グループが当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（取消不能）を行う場合は、この限りではありません。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に純損益で認識しております。

c. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識時に、資本性金融商品に対する投資における公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという取消不能の選択を行う場合があります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」として、その他の資本の構成要素に含めております。

ii. 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

② 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産の回収可能性に関し、期末日ごとに予想信用損失の見積りを行っております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

金融資産の信用リスクが、当初認識以降に著しく増大したと判断した場合、金融資産の予想残存期間の全期間に係る予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しております。金融資産の信用リスクが、当初認識以降に著しく増大していないと判断した場合、報告期間の末日後12ヶ月以内に生じる予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しております。ただし、営業債権については、延滞日数別の過去の貸倒実績に経済状況等を踏まえて調整した実績率に基づき、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

予想信用損失の金額は、契約に従って当社グループに支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として算定しております。貸倒引当金の変動は、純損益に認識しております。

③ 金融負債

i. 当初認識及び測定

金融負債は当初認識時に償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。償却原価で測定する金融負債は、公正価値に当該金融負債に直接起因する取引費用を減算した金額で当初認識しており、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

ii. 認識の中止

金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となったときに認識を中止しております。

iii. 複合金融商品

複合金融商品の負債部分は、当初認識時において、資本への転換オプションがない類似の負債の公正価値により測定しております。資本部分は、当初認識時において、当該複合金融商品の公正価値から負債部分の公正価値を控除した金額で測定しております。直接取引費用は負債部分と資本部分の当初の帳簿価額の比率に応じて配分しております。

当初認識後は、複合金融商品の負債部分は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。複合金融商品の資本部分については、当初認識後の再測定は行っておりません。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除して算定しております。原価は、主として移動平均法に基づいて算定しており、購入原価及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

(7) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

継続的使用ではなく、主に売却取引により帳簿価額が回収される非流動資産（又は処分グループ）は、売却目的保有に分類しております。売却目的保有に分類するためには、現状で直ちに売却することが可能であり、かつ、売却の可能性が非常に高いことを条件としており、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約し、原則として1年以内に売却が完了する予定である場合に限っております。売却目的保有に分類した後は、帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、減価償却又は償却を行っておりません。

非継続事業には、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成要素が含まれ、グループの一つの事業若しくは地域を構成し、その一つの事業若しくは地域の処分の計画がある場合に認識しております。

非継続事業及び非継続事業を構成する処分グループを処分したことにより認識した収益及び費用は、連結損益計算書において、継続事業とは区分して表示し、過去の期間に係る開示もこれに従って再表示しております。

(8) 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 3～30年
- ・工具、器具及び備品 2～30年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、毎期末に見直しを行い、これらを変更する場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(9) のれん及び無形資産

① のれん

のれんの当初認識及び測定については、「(2) 企業結合」に記載しております。のれんは償却を行わず、毎期、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上されます。

② 無形資産（のれんを除く）

無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産の取得原価は取得日現在の公正価値で測定しております。なお、自己創設無形資産は、資産化の要件を満たす開発費用を除いて、発生時の費用として認識しております。

当初認識後の測定は、原価モデルを採用しており、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。耐用年数を確定できる主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ ソフトウェア 3～5年

耐用年数を確定できる無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、毎期末に見直しを行い、これらを変更する場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。なお、残存価額はゼロと推定しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。耐用年数を確定できない無形資産は、当該資産の耐用年数を確定できないものと判断する事象又は状況が引き続き存在しているか否かについて、期末日に見直しを行っております。

自己保有目的の暗号資産は、無形資産として認識し、当初認識時点において取得原価で測定するとともに、

当初認識後においては取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。なお、無形資産に分類した暗号資産は耐用年数が確定できない無形資産とみなし、償却を行っておりません。

また、利用者から預託を受けた暗号資産は、財政状態計算書上、資産として認識しておりません。

(10) リース

(借手側)

リース開始日時点において、使用権資産は取得原価で、リース負債はリース料総額の現在価値で測定しております。

使用権資産は、資産の耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で減価償却しております。リース期間には、対象資産を使用してきた期間に関する過去の慣行及びその経済的理由から、行使することが合理的に確実な延長オプションの対象期間を含めております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の減少額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより認識しております。

(貸手側)

オペレーティング・リース資産は、連結財政状態計算書に計上しており、オペレーティング・リース取引における受取リース料は、連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法により収益として認識しております。

(11) 投資不動産

投資不動産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

投資不動産の当初認識後の測定には原価モデルを採用しており、有形固定資産に準じた見積耐用年数及び減価償却方法を使用しております。

(12) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産については、期末日ごとに資産又は資金生成単位が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施し、回収可能性を評価しております。

なお、資金生成単位とは、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位をいいます。

回収可能性の測定においては、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額とし、この回収可能価額と帳簿価額を比較して、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その額を減損損失として純損益で認識しております。なお、使用価値とは、資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値であります。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成致しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

減損損失の戻入れについては、毎期末日において過年度に減損損失を計上した資産又は資金生成単位において、当該減損損失が消滅又は減少している可能性を示す兆候がある場合には、その資産又は資金生成単位の回収可能性を評価しております。回収可能価額が資産又は資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額から必要な償却又は減価償却費を控除した後の帳簿価額を上限として、減損損失の戻入れを行っております。

(13) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、退職後給付の制度として確定拠出制度を設けているほか、一部の子会社において確定給付制度を導入しております。

確定給付制度の会計処理は、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。割引率は、期末日の優良社債の市場利回りを参照し、給付支払の見積期日に対応するように決定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

確定拠出制度の会計処理は、当該制度への拠出を従業員が勤務を提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を負債として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与については、当社グループが従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われる将来給付額を負債として認識しております。

有給休暇費用は、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに負債及び費用として認識しております。

(14) 株式報酬

(ストック・オプション制度)

当社グループでは、取締役、執行役員及び一部の従業員に対する持分決済型の株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは付与日における公正価値で測定しており、ブラック・ショールズモデルにて算定しております。ストック・オプションの付与日に決定した公正価値は、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたり連結損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

(譲渡制限付株式報酬制度)

当社グループでは、取締役、執行役員及び一部の従業員に対する持分決済型の株式に基づく報酬として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたり連結損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

(従業員持株会支援信託E S O P)

当社グループでは、従業員に対する現金決済型の株式に基づく報酬として、従業員持株会支援信託E S O Pを導入しております。受領したサービスを発生した負債の公正価値で測定しており、付与日から信託期間満了日にわたり連結損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において負債の増加として認識しております。なお、当該負債の公正価値は、決済されるまでの期末日に再測定し、公正価値の変動を純損益として認識しております。

(株価連動報酬)

当社グループでは、一部の執行役員に対する現金決済型の株式に基づく報酬として、株価連動報酬制度(ファントム・ストック)を導入しております。株価連動報酬(ファントム・ストック)は、受領したサービス及び発生した負債を公正価値によって見積り、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を負債として認識しております。

上記により認識された負債は、決済されるまでの期末日において公正価値で再測定し、公正価値変動額は純損益として認識しております。

(15) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として現在の債務(法的又は推定的)を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合は、引当金の金額は、債務を決済するために必要となると見込まれる支出の現在価値としております。現在価値の算定に当たって使用する割引率は、貨幣の時間価値と当該負債に固有のリスクについての現在の市場の評価を反映した税引前の利率であります。

(16) 売上収益

当社グループでは、顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5: 履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループにおいて、継続的なサービス提供を通じて収益獲得を図るビジネスモデルと位置付けている事業等から生じる売上収益については、連結損益計算書において、「リカーリング型事業から生じる収益」として表示しております。

なお、営業投資有価証券は、IFRS第9号「金融商品」に基づいて公正価値で測定し、事後的な変動は純損益として「営業投資有価証券に関する収益(損失の場合は営業投資有価証券に関する損失)」として純額で表示しております。

(17) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金、為替差益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。受取配当金は、当社グループの受領権が確定した日に認識しております。

金融費用は、主として支払利息、為替差損、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

なお、為替差益と為替差損、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動は純額で表示しております。

(18) 政府補助金

補助金を受領すること及び補助金交付のための付帯条件が満たされることにつき合理的な保証が得られる時点で認識しております。補助金が特定の費用支出に関連する場合には、補償される関連費用の発生と同じ期間に純損益として認識するとともに、関連する費用から控除する方法を採用しております。また、特定の費用項目との紐づけができない補助金については、「その他の収益」として表示しております。

(19) 法人所得税

法人所得税費用は、当期の純損益の計算に含まれる当期税金費用と繰延税金費用の合計として表示しております。当期税金費用及び繰延税金費用は、当該税金費用がその他の包括利益又は資本に直接に認識される取引又は事象及び企業結合から生じる場合を除いて、純損益で認識しております。当期税金費用は、期末日において制定され、又は実質的に制定されている税率（及び税法）を使用して、税務当局に納付（又は税務当局から還付）されると予想される額で算定しております。繰延税金費用は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高い範囲内で認識しております。繰延税金資産の帳簿価額は期末日に再検討しており、繰延税金資産の便益を実現させるのに十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で繰延税金資産の帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産についても期末日に再検討し、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲で認識しております。繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識しております。繰延税金資産及び負債は、期末日における法定税率又は実質的法定税率（及び税法）に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しております。

次の場合は、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・ のれんの当初認識
- ・ 企業結合取引ではなく、取引時に会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えず、かつ、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引から発生する資産又は負債の当初認識
- ・ 子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資に係る将来加算一時差異について、当該一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、かつ予測可能な期間内にその一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・ 子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資に係る将来減算一時差異について、当該一時差異が予測可能な期間内に解消、又は当該一時差異を活用できる課税所得が稼得される可能性が高くない場合

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金資産及び当期税金負債とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。

また、課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当社及び国内の100%出資子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(20) 資本

普通株式は資本に分類しております。

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は、資本として認識しております。

(21) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(22) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

4. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

当社グループは、連結財務諸表を作成するために、会計方針の適用及び資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。見積り及び仮定は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づく経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら実際の結果は、その性質上、見積り及び仮定と異なることがあります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある会計上の判断、見積り及び仮定に関する主な情報は、以下のとおりであります。

- ・金融商品の公正価値（「3. 重要性がある会計方針 (4) 金融商品」及び「35. 金融商品」）
- ・のれんの減損（「3. 重要性がある会計方針 (9) のれん及び無形資産」及び「14. のれん及び無形資産」）

5. 未適用の新基準書

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた基準書及び解釈指針のうち、以下を除き、当社グループが早期適用していないもので、重要な影響があるものはありません。

なお、以下基準の適用による影響は検討中であります。

IFRS会計基準		強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用年度	新設・改訂の概要
IFRS第18号	財務諸表における表示及び開示	2027年1月1日	2028年3月期	・損益計算書における比較可能性の改善 ・経営者が定義した業績指標(MPMs)の透明性の向上 ・財務諸表におけるより有用な情報のグルーピング

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。なお、報告にあたり事業セグメントの集約は行っておりません。

当社グループは、サービス別の事業本部及び子会社を置き、事業本部及び子会社は、取り扱うサービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社のセグメントは、事業本部及び子会社を基礎としたサービス別に構成されており、「プラットフォームソリューション」、「ロングタームインキュベーション」及び「グローバル投資インキュベーション」の3つを報告セグメントとしております。

「プラットフォームソリューション」では、クレジットカード決済をはじめ、QRコード決済、コンビニ決済などのあらゆる電子決済手段を提供する総合決済プラットフォームを展開する決済事業と、決済周辺サービス並びに金融事業者向けデジタルマーケティング事業を展開しております。

「ロングタームインキュベーション」では、当社グループ独自の事業基盤及び日本最大級のメディアを運営する㈱カカコムの顧客資産等を活用し、決済プラットフォームの拡大を加速することを目的とした戦略事業を展開しております。

「グローバル投資インキュベーション」では、スタートアップ企業等への投資・育成を中心とした事業戦略支援型の投資インキュベーション事業を展開しております。

なお、報告セグメントのサービス別詳細については、「27. 売上収益」に記載のとおりであります。

(2) 報告セグメントに関する情報

当社グループの報告セグメントによる収益及び業績は、以下のとおりであります。

なお、当社グループの報告セグメントの利益（△損失）は、税引前利益（△損失）をベースとしており、セグメント間の収益は、市場実勢価格に基づいております。

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	報告セグメント			計	調整額 (注) 1	連結
	プラットフォームソリューション	ロングタームインキュベーション	グローバル投資インキュベーション			
	百万円	百万円	百万円			
収益						
外部収益						
リカーリング型事業から生じる収益	21,921	9,444	—	31,365	835	32,201
その他の収益	302	218	558	1,077	629	1,706
金融収益	31	4	2	37	46	83
持分法による投資利益	390	3,904	23	4,317	—	4,317
外部収益計	22,644	13,570	582	36,796	1,510	38,306
セグメント間収益	804	368	8	1,180	△1,180	—
収益計	23,448	13,938	590	37,976	330	38,306
セグメント利益 (△損失)	8,757	969	△8,946	780	△10,997	△10,216
その他の項目						
減価償却費及び償却費	1,729	578	31	2,337	1,818	4,155
金融費用	△197	△8	233	28	4,661	4,689
減損損失	102	1,012	—	1,114	435	1,549

- (注) 1. 報告セグメントの利益（△損失）の金額の調整額△10,997百万円には、セグメント間取引消去△8,437百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益12,100百万円及び全社費用△14,660百万円が含まれております。全社収益は主に本社機能から生ずる金融収益であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び金融費用であります。
2. セグメント間収益には、リカーリング型事業から生じる収益、その他の収益及び金融収益に関するものが含まれております。
3. セグメント利益（△損失）は、連結財務諸表の税引前利益（△損失）と調整を行っております。
4. リカーリング型事業から生じる収益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社の売上収益であります。
5. グローバル投資インキュベーションにおけるセグメント利益（△損失）には、純額で計上した営業投資有価証券に関する損失7,290百万円が含まれております。
6. 減価償却費及び償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社の減価償却費であります。
7. 金融費用の調整額4,661百万円は、セグメント間取引消去△330百万円、各報告セグメントに配分していない全社の支払利息及び投資有価証券に関する損益等4,990百万円であります。
8. セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	報告セグメント			計	調整額 (注) 1	連結
	プラットフォームソリューション	ロングタームインキュベーション	グローバル投資インキュベーション			
	百万円	百万円	百万円			
収益						
外部収益						
リカーリング型事業から生じる収益	24,597	9,474	—	34,071	1,116	35,187
営業投資有価証券に関する収益	—	—	29	29	—	29
その他の収益	216	149	518	883	502	1,385
金融収益	85	72	757	914	362	1,277
持分法による投資利益	294	2,956	△156	3,094	—	3,094
外部収益計	25,193	12,651	1,147	38,991	1,981	40,971
セグメント間収益	308	451	4	762	△762	—
収益計	25,501	13,102	1,151	39,753	1,218	40,971
セグメント利益 (△損失)	9,074	1,752	△1,218	9,608	△6,642	2,966
その他の項目						
減価償却費及び償却費	1,896	446	34	2,376	1,889	4,265
金融費用	1	47	274	321	355	676
減損損失	—	—	—	—	181	181

- (注) 1. 報告セグメントの利益（△損失）の金額の調整額△6,642百万円には、セグメント間取引消去△9,104百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益13,726百万円及び全社費用△11,264百万円が含まれております。全社収益は主に本社機能から生ずる金融収益であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント間収益には、リカーリング型事業から生じる収益、その他の収益及び金融収益に関するものが含まれております。
3. セグメント利益（△損失）は、連結財務諸表の税引前利益（△損失）と調整を行っております。
4. リカーリング型事業から生じる収益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社の売上収益であります。
5. 減価償却費及び償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社の減価償却費であります。
6. 金融費用の調整額355百万円は、セグメント間取引消去△317百万円、各報告セグメントに配分していない全社の支払利息等672百万円であります。
7. セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

(3) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスごとの外部顧客への売上収益は、「27. 売上収益」に記載のとおりであります。

(4) 地域別に関する情報

① 外部顧客への収益の地域別情報

本邦の外部顧客への売上収益が連結損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、記載を省略しております。

② 非流動資産（金融資産及び繰延税金資産を除く）

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
日本	26,989	29,840
米国	3,636	3,877
その他	218	215
合計	30,842	33,933

(注) 非流動資産は、当社グループ各社の所在地を基礎としております。

(5) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への売上収益のうち、連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

7. 企業結合

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（株SCORE株式の追加取得）

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株SCORE

事業の内容 後払い決済サービス及び決済データを活用した各種金融事業

② 企業結合を行った主な理由

グループ戦略「DG FinTech Shift」における決済事業基盤の強化を目的としたものであります。

③ 取得日

2024年7月1日

④ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 49.00%

企業結合日に追加取得した議決権比率 51.00%

取得後の議決権比率 100.00%

(2) 取得対価

	金額
	百万円
支払対価の公正価値	953
既保有持分の公正価値	915
合計	1,868

取得日における被取得企業の資本持分を公正価値で再測定した結果、企業結合に伴う再測定による利益225百万円を連結損益計算書の「その他の収益」に計上しております。

(3) 取得関連費用

当該企業結合に係る取得関連費用10百万円は連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(4) 取得した資産及び引き受けた負債

	金額
	百万円
取得対価の公正価値	1,868
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	4,086
非流動資産	647
流動負債	3,064
非流動負債	159
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	1,509
非支配持分	-
のれん	359

のれんは、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものであり、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(5) 取得した債権の公正価値、契約上の未収金額及び回収不能見込額

取得した営業債権及びその他の債権の公正価値3,985百万円について、契約上の未収金額は4,505百万円であり、回収不能と見込まれる契約上のキャッシュ・フローの取得日時点での見積りは521百万円であり、ます。

(6) 取得に伴うキャッシュ・フロー

	金額
	百万円
取得により支出した現金及び現金同等物	512
取得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	△8
子会社の取得による支出	504

(7) 業績に与える影響

取得日以降の被取得企業から生じた収益及び当期利益、並びに企業結合が期首に実施されたと仮定した場合の被取得企業から生じた収益及び当期利益は、影響が軽微であるため記載を省略しております。

(その他の企業結合)

個別には重要ではないものの、全体として重要である企業結合を合算して注記しております。

(1) 取得対価

	金額
	百万円
現金	1,282
合計	1,282

取得対価はすべて現金により決済されており、条件付対価はありません。

(2) 取得関連費用

企業結合に係る取得関連費用39百万円は連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(3) 取得した資産及び引き受けた負債

	金額
	百万円
取得対価の公正価値	1,282
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	502
非流動資産	116
流動負債	265
非流動負債	324
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	29
非支配持分のれん	6
	1,258

のれんは、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものであります。なお、のれんのうち税務上損金算入が可能と見込まれる金額は642百万円であります。

(4) 取得に伴うキャッシュ・フロー

	金額
	百万円
取得により支出した現金及び現金同等物	1,282
取得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	136
子会社の取得及び事業譲受による支出	1,146

(5) 業績に与える影響

取得日以降の被取得企業から生じた収益及び当期利益、並びに企業結合が期首に実施されたと仮定した場合の被取得企業から生じた収益及び当期利益は、影響が軽微であるため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
現金及び預金 (預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び別段預金を除く)	48,380	36,497
金銭の信託	7,975	3,972
合計	56,354	40,469

現金及び現金同等物は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。
また、連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物と一致しております。

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
受取手形及び売掛金	8,624	12,305
契約資産	358	237
未収入金(注)	22,013	23,830
貸倒引当金	△457	△676
合計	30,538	35,695

(注) 未収入金の主な内訳は、プラットフォームソリューションセグメントの決済代行サービス業務における消費者決済代金のコンビニエンスストア等に対する未回収債権であります。

営業債権及びその他の債権(契約資産を除く)は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
商品	361	302
仕掛品	0	—
原材料及び貯蔵品	15	11
その他	—	3
合計	376	316

費用として認識され、売上原価に含まれている棚卸資産の金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ648百万円、590百万円であります。

また、収益性の低下に伴い費用認識した棚卸資産の評価減の金額(△は評価減の戻入金額)は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ△0百万円、△2百万円であります。

11. その他の金融資産

(1) その他の金融資産の内訳

その他の金融資産の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
償却原価で測定する金融資産		
定期預金 (預入期間が3ヶ月超)(注)	444	501
敷金及び保証金	1,877	1,970
その他(注)	134	182
貸倒引当金	△32	△87
小計	2,422	2,566
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
投資有価証券	7,835	9,547
小計	7,835	9,547
その他の包括利益を通じて公正 価値で測定する資本性金融資産		
投資有価証券	2,931	2,933
小計	2,931	2,933
合計	13,188	15,046
流動資産	292	285
非流動資産	12,896	14,761
合計	13,188	15,046

(注) 負債の担保に供した定期預金及びその他は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ224百万円、224百万円であります。

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産の主な銘柄及び公正価値は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
銘柄	百万円	百万円
東芝テック(株)	2,698	2,686
東京短資(株)	109	141
(株)Welby	65	58

当社グループの保有する株式等のうち、政策投資又は事業上のシナジー効果等を期待して保有することを目的としている株式等については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産として指定しております。

(3) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産の認識の中止

保有資産の効率化及び有効活用を図るため又は取引関係の見直し等による売却及び持分法適用会社化に伴い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産の認識の中止を行っております。

認識中止時点の公正価値及び累積利得又は損失は、以下のとおりであります。

なお、その他の資本の構成要素として認識していた累積利得又は損失(税引後)は、認識中止時に利益剰余金へ振り替えており、その振替額は前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ0百万円及び△4百万円であります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
認識中止時点の公正価値	1	15
累積利得又は損失(△)(税引前)	0	△6

12. その他の資産及び負債

(1) その他の流動資産及びその他の非流動資産

その他の流動資産及びその他の非流動資産の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
前渡金	95	91
前払費用	934	1,102
未収消費税等	292	140
長期前払費用	461	711
その他	50	86
合計	1,831	2,130
流動資産	1,370	1,419
非流動資産	461	711
合計	1,831	2,130

(2) その他の流動負債及びその他の非流動負債

その他の流動負債及びその他の非流動負債の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
契約負債	1,262	1,480
前受金	717	747
未払賞与	647	745
未払消費税等	884	891
その他	1,584	1,695
合計	5,093	5,559
流動負債	4,562	4,882
非流動負債	531	677
合計	5,093	5,559

13. 有形固定資産

(1) 増減表

有形固定資産の帳簿価額の期中増減は、以下のとおりであります。

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2024年4月1日 残高	10,596	7	1,194	1,532	1,661	14,990
取得	434	3	21	—	553	1,011
企業結合による増加	211	—	4	—	—	215
処分又は売却目的保有資産 への振替	△272	△0	△9	△348	—	△628
減価償却費	△1,998	△4	△352	—	—	△2,354
減損損失	—	—	△3	—	—	△3
科目振替	1,110	15	361	367	△1,896	△44
在外営業活動体の換算差額	△7	△0	△1	△15	△0	△23
2025年3月31日 残高	10,074	20	1,214	1,536	318	13,163
取得	869	3	48	—	294	1,214
処分又は売却目的保有資産 への振替	△1	—	△0	—	—	△1
減価償却費	△2,102	△5	△357	—	—	△2,465
科目振替	—	—	222	—	△257	△34
在外営業活動体の換算差額	38	0	1	81	1	121
2026年3月31日 残高	8,878	17	1,128	1,617	356	11,997

(注) 1. 減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

2. 減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に含まれております。

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額は、以下のとおりであります。

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度 (2025年3月31日)						
取得原価	23,522	51	3,466	1,884	318	29,240
減価償却累計額及び 減損損失累計額	13,447	30	2,252	348	—	16,078
帳簿価額	10,074	20	1,214	1,536	318	13,163
当連結会計年度 (2026年3月31日)						
取得原価	24,195	54	3,058	1,990	356	29,653
減価償却累計額及び 減損損失累計額	15,317	37	1,929	372	—	17,656
帳簿価額	8,878	17	1,128	1,617	356	11,997

なお、有形固定資産の帳簿価額の中には、以下の使用権資産の帳簿価額が含まれております。

	建物及び構築物	工具、器具 及び備品	合計
	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度 (2025年3月31日)	6,180	12	6,192
当連結会計年度 (2026年3月31日)	5,172	16	5,189

(2) 減損損失

有形固定資産は、セグメントを基礎に、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。

14. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の帳簿価額の期中増減は、以下のとおりであります。

	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
2024年4月1日 残高	6,964	5,343	282	5,625
外部購入	—	140	83	224
内部開発による増加	—	3,879	—	3,879
企業結合による取得	1,617	14	386	400
処分又は売却目的保有資産 への振替	—	△37	△166	△204
償却費	—	△1,640	△68	△1,708
減損損失	△537	△996	△4	△1,000
在外営業活動体の換算差額	△14	△0	△0	△0
その他	—	△4	103	100
2025年3月31日 残高	8,030	6,700	616	7,316
外部購入	—	403	14	416
内部開発による増加	—	5,191	—	5,191
処分又は売却目的保有資産 への振替	—	△15	△125	△140
償却費	—	△1,561	△56	△1,617
減損損失	△181	—	—	—
在外営業活動体の換算差額	△5	△0	0	△0
その他	—	29	194	223
2026年3月31日 残高	7,844	10,748	642	11,390

- (注) 1. 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。
2. のれん及び無形資産の減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に含まれております。

のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額は、以下のとおりであります。

	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	その他	合計
		百万円	百万円	百万円
前連結会計年度（2025年3月31日）				
取得原価	10,326	17,805	728	18,533
償却累計額及び減損損失累計額	△2,296	△11,104	△112	△11,217
帳簿価額	8,030	6,700	616	7,316
当連結会計年度（2026年3月31日）				
取得原価	10,320	23,395	808	24,203
償却累計額及び減損損失累計額	△2,476	△12,647	△166	△12,813
帳簿価額	7,844	10,748	642	11,390

(2) 重要なのれん

企業結合で生じたのれんは、取得日に企業結合から利益がもたらされる資金生成単位に配分しております。

のれんのうち、前連結会計年度及び当連結会計年度において重要なものは、主としてプラットフォームソリューションセグメントの国内子会社におけるのれん（前連結会計年度及び当連結会計年度において、6,247百万円）、当社フィナンシャルマーケティング事業におけるのれん（前連結会計年度及び当連結会計年度において、1,408百万円）であります。

(3) のれんの減損テスト

企業結合で生じたのれんは、セグメントを基礎に、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位（各社又は事業）でグルーピングを行っております。

当社グループは、のれんについて、每期又は減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、原則として、経営陣により承認された翌事業年度の予算、その後4ヶ年の業績計画、及び継続価値を基礎とする使用価値に基づき算定しております。なお、予算及び業績予測については、外部及び内部より入手した過去のデータに業界の将来の趨勢に関するマネジメントの評価を反映したうえで作成しております。また、継続価値の前提となるキャッシュ・フローについては、市場の長期平均成長率を勘案して決定しておりますが、前連結会計年度末及び当連結会計年度末においていずれも見込んでおりません。

使用価値の算定に使用した主な税引前の割引率は、プラットフォームソリューションセグメントの国内子会社においては、前連結会計年度14.8%～19.7%、当連結会計年度16.6%～19.7%であり、当社フィナンシャルマーケティング事業においては、前連結会計年度19.5%、当連結会計年度17.3%であります。

なお、減損判定に用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、重要な減損損失が発生する可能性は低いと判断しております。

(4) 暗号資産

IFRS会計基準においては暗号資産の取引等に係る明確な基準が存在しないことから、当社グループは、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項に基づき、「財務報告に関する概念フレームワーク」及び類似の事項を扱う基準を参照し、保有する暗号資産に対する会計上の支配の有無を総合的に勘案し、会計処理を行っております。

当社グループが保有する暗号資産のうち、会計上の支配があると判断した暗号資産については、連結財政状態計算書上、無形資産として認識しております。

一方、当社グループが保有する暗号資産のうち、利用者から預託を受けた暗号資産については、自己の計算で保有する暗号資産とは明確に分別した上で管理していることや、利用者との契約により利用者の指示通りに売買又は送信することが定められており、利用者の許可のない当社グループによる使用は制限されていること等を総合的に勘案した結果、会計上の支配がないと判断しております。このため、これらの暗号資産については、連結財政状態計算書上、資産として認識しておらず、対応する負債についても認識しておりません。

なお、連結財政状態計算書に計上されていない利用者から預託を受けた暗号資産の残高は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ26,608百万円、33,402百万円であります。これらの金額は、主要な暗号資産取引所における各期末日時点の取引価格に基づいて算定しております。

(5) 減損損失

前連結会計年度における減損損失は、主に、ロングタームインキュベーションに属するソフトウェアに係る662百万円及び各報告セグメントに配分していない全社ののれんに係る435百万円であり、対象事業の将来キャッシュ・フローに基づく使用価値により測定した回収可能価額まで帳簿価額を減額したことにより発生しております。

当連結会計年度における減損損失は、各報告セグメントに配分していない全社ののれんに係る181百万円であり、収益性の低下により事業計画と実績の乖離が生じ、事業計画の見直しを行った結果、対象事業の将来キャッシュ・フローに基づく使用価値により測定した回収可能価額がゼロと算定されたため、のれんの帳簿価額全額を減損損失として認識したものであります。

15. リース取引

(借手のリース取引)

当社グループは、主としてオフィスビル及びプラットフォームソリューションセグメントにおけるデータセンター内のラックスペース（「建物及び構築物」）をリースしております。

リース契約には更新オプションを含むものがありますが、エスカレーション条項を含む重要なリース契約はありません。また、リース契約によって課された重要な制限（追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

リースに係る費用の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
使用権資産の減価償却費		
建物及び構築物を原資産とするもの	1,772	1,844
工具、器具及び備品を原資産とするもの	4	5
減価償却費計	1,776	1,849
リース負債に係る金利費用	11	11
短期リースに係る費用	10	8
少額資産のリースに係る費用（短期リースを除く）	108	178

リースに係るキャッシュ・フロー及びリース取引による資産の取得については「34. 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報」、リース負債の満期分析については「35. 金融商品 (2) 財務リスク管理 ③ 流動性リスク」に記載しております。

(貸手のリース取引)

当社グループは、投資不動産を保有しており、その収益は外部テナントからの受取賃貸料から構成されます。また、当社オフィスビルフロアの一部スペース及び設備を賃貸しております。それらの賃貸料部分がリース取引に該当いたします。前連結会計年度及び当連結会計年度のリース収益は、それぞれ250百万円、259百万円であります。

また、資産の価値毀損リスクに対処するため、賃貸開始時に保証金を受入れることにより、物件の原状回復費用の確実な回収をはかっております。

オペレーティング・リースに基づく将来の固定リース料総額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
1年以内	221	266
1年超2年以内	210	266
2年超3年以内	210	215
3年超4年以内	188	123
4年超5年以内	117	—
5年超	—	—
合計	947	869

16. 投資不動産

(1) 増減表

投資不動産の帳簿価額の増減は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	1,912	1,872
取得	5	11
減価償却費	△21	△22
在外営業活動体の換算差額	△24	129
期末残高	1,872	1,990
取得価額（期首残高）	4,599	4,546
減価償却累計額及び減損損失累計額（期首残高）	△2,686	△2,674
取得価額（期末残高）	4,546	4,873
減価償却累計額及び減損損失累計額（期末残高）	△2,674	△2,882

(2) 公正価値

投資不動産の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円
投資不動産	1,872	1,741	1,990	2,399

投資不動産の公正価値は、当該不動産が所在するカリフォルニア州及び評価される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を持ち、公認の専門的資格を有する不動産鑑定士を多数有する法人より入手した不動産評価レポートに基づいており、その評価は、一定期間の純収益を還元利回りで除することにより算定する直接還元法に基づいております。

公正価値は、用いられる評価技法へのインプットにより3つのレベルに区分され、各レベルに関する内容は「35. 金融商品 (4) 金融商品の公正価値 ③ 金融商品の公正価値の分類」に記載しております。

投資不動産の公正価値はレベル3に分類しております。

(3) 投資不動産からの収益及び費用

投資不動産からの賃貸料収入及び直接営業費用の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
賃貸料収入	66	72
直接営業費用	306	324

(注) 投資不動産からの賃貸料収入及び直接営業費用は、連結損益計算書の「その他の収益」及び「その他の費用」に含まれております。

17. 子会社及びストラクチャード・エンティティ

(1) 主要な子会社

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 連結子会社の支配喪失を伴わない当社所有持分の変動

連結子会社の支配喪失を伴わない当社所有持分の変動による資本剰余金の影響額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
非支配持分との資本取引による影響額	△337	1

前連結会計年度における△337百万円は、主に、(株)DG コマースの株式を追加取得したことにより生じたものであります。

当連結会計年度において、支配の喪失を伴わない当社所有持分の変動のうち、重要なものはありません。

(3) 連結子会社の支配喪失

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当連結会計年度に生じた重要な支配の喪失はありません。

(4) 非連結のストラクチャード・エンティティ

連結していないストラクチャード・エンティティとして、当社グループが保有する投資ファンドがあります。当社グループは、主にグローバル投資インキュベーションセグメントにおける活動及び戦略パートナー企業等を結ぶネットワークを通じて優良なポートフォリオを形成することを目的として、当該ファンドに出資しております。当該ファンドは、主にパートナーシップ形態のベンチャーファンド、投資事業有限責任組合として組成され、支配の決定に際して議決権又は類似の権利が支配の決定的な要因とならないように設計されております。

非連結のストラクチャード・エンティティの規模、当社の当該エンティティに対する投資の帳簿価額及び当社の潜在的な最大損失エクスポージャーは、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
非連結のストラクチャード・エンティティの総資産 (合算額)	431,908	474,371
当社の最大損失エクスポージャー		
当社が認識した投資の帳簿価額	22,755	23,715
追加投資のコミットメント契約	2,313	1,521
合計	25,068	25,236

(注) 当社が認識した投資は連結財政状態計算書の「持分法で会計処理されている投資」、「営業投資有価証券」及び「その他の金融資産 (非流動資産)」に含まれております。

当社グループは、契約上の義務なしに、上記の非連結のストラクチャード・エンティティに対して財務的支援又はその他の重要な支援を提供したことはなく、提供する意図もありません。

18. 持分法で会計処理されている投資

(1) 重要性のある関連会社

(株)カカコム

(株)カカコム（所在地：東京都渋谷区）は、価格比較サイト「価格.com」やランキングとクチコミのグルメサイト「食べログ」の運営等を行っております。

(株)カカコムのIFRS要約連結財務諸表は、以下のとおりであります。なお、持分法を適用する際に行った調整を含めたものとなっております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
流動資産	71,541	66,760
非流動資産	21,964	25,715
流動負債	27,514	24,016
非流動負債	3,856	3,289
資本		
親会社の所有者に帰属する持分	61,811	64,988
非支配持分	323	182

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
売上収益	78,435	94,127
当期利益	20,002	18,854
その他の包括利益	△3	26
当期包括利益	19,999	18,880

また、上記の要約連結財務諸表に基づく親会社の所有者に帰属する持分と(株)カカコムに対する持分の帳簿価額との調整及び公正価値は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
親会社の所有者に帰属する持分	61,811	64,988
所有持分割合 (%)	20.69	20.68
当社グループに帰属する持分	12,791	13,441
のれん	9,823	9,817
新株予約権	△29	△62
その他	0	△1
(株)カカコムに対する持分の 帳簿価額	22,585	23,195
(株)カカコムに対する持分の 公正価値	87,298	84,843

前連結会計年度及び当連結会計年度における(株)カカコムから受取った配当金は、それぞれ1,964百万円及び3,273百万円であります。

(2) 重要性のない関連会社及びジョイント・ベンチャー

関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の帳簿価額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
関連会社	14,632	13,709
ジョイント・ベンチャー	427	452

関連会社及びジョイント・ベンチャーに関する財務情報は、以下のとおりであります。なお、これらの金額は、当社グループの持分比率勘案後のものであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
関連会社		
当期利益	66	△820
その他の包括利益	0	0
当期包括利益	66	△820
ジョイント・ベンチャー		
当期利益	104	25
その他の包括利益	—	—
当期包括利益	104	25

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度において、一部の関連会社に対する投資について、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、それぞれ216百万円及び822百万円の減損損失を認識しております。なお、当該減損損失は、連結損益計算書の「持分法による投資利益」に含まれております。

19. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
繰延税金資産		
未払賞与	167	197
前受金	72	56
未払事業税	82	72
未払有給休暇	264	298
繰越欠損金	53	—
減価償却超過額	989	1,178
リース負債	1,911	1,584
その他	741	640
繰延税金資産合計	4,281	4,024
繰延税金負債		
有価証券の公正価値測定	9,129	10,085
外国子会社及び関連会社の 未分配利益	2,112	2,800
使用権資産	1,962	1,640
その他	297	303
繰延税金負債合計	13,500	14,828
繰延税金資産（負債）の純額	△9,220	△10,804

繰延税金資産及び繰延税金負債の純額の変動の内容は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
繰延税金資産（負債）の純額		
期首残高（△負債）	△13,803	△9,220
繰延法人所得税	4,474	△1,589
その他の包括利益の各項目に関する繰延税金		
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動	24	3
企業結合等に伴う繰延税金資産（負債）の増減	82	—
その他	3	△2
期末残高（△負債）	△9,220	△10,804

繰延税金資産の認識にあたり、予定される繰延税金負債の取崩し、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しております。

連結財政状態計算書上で繰延税金資産が認識されていない、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
将来減算一時差異	14,796	10,768
税務上の繰越欠損金	7,398	8,867

連結財政状態計算書上で繰延税金資産が認識されていない、税務上の繰越欠損金の失効期限別内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
1年目	7	18
2年目～5年目	304	1,293
5年超及び失効期限の定めなし	7,086	7,556
合計	7,398	8,867

前連結会計年度及び当連結会計年度において繰延税金負債を認識していない子会社等に対する投資に係る将来加算一時差異の合計額は、それぞれ1,860百万円及び2,104百万円であります。

これらは当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高いことから、繰延税金負債を認識しておりません。

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
当期法人所得税	1,734	279
繰延法人所得税	△4,474	1,589
法人所得税費用	△2,740	1,868

(3) 実効税率の調整

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異について、原因となった主な項目の内訳は、以下のとおりであります。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度における税引前利益（△損失）は、それぞれ△10,216百万円、2,966百万円であります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	%	%
法定実効税率	30.62	30.62
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.55	1.37
連結子会社の税率差異	△0.05	0.52
税率変更による影響	△2.98	—
未認識の繰延税金資産の増減	△6.37	45.66
持分法で会計処理されている投資による影響	7.00	△17.71
海外子会社の未分配利益	△0.06	1.94
のれん減損損失	△1.61	1.87
その他	0.82	△1.27
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.82	63.00

(注) 当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、前連結会計年度、当連結会計年度ともに30.62%となっております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

20. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
支払手形及び買掛金	7,163	9,442
未払金	5,432	4,642
預り金(注)	49,936	40,280
合計	62,532	54,364

(注) 預り金の主な内訳は、プラットフォームソリューションセグメントの決済代行サービス業務におけるクレジットカード会社等から収受した消費者決済代金の顧客であるEコマース事業者等に対する未払債務であります。

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

21. 社債及び借入金

(1) 金融負債の内訳

社債及び借入金の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)	平均利率	返済期限
	百万円	百万円	%	
短期借入金	21,170	19,370	1.26	—
1年内返済予定の長期借入金	6,506	6,996	1.46	—
長期借入金	33,956	35,687	1.37	2027年5月～ 2032年10月
合計	61,633	62,053		
流動負債	27,676	26,366		
非流動負債	33,956	35,687		
合計	61,633	62,053		

- (注) 1. 社債及び借入金は償却原価で測定する金融負債に分類しております。
 2. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 3. 短期借入金には、コミットメントライン契約によるものが含まれております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末のコミットメントライン契約の状況は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
コミットメントライン契約総額	17,000	17,000
借入実行総額	13,000	10,000
期末における未実行残高	4,000	7,000

4. 連結財政状態計算書の非流動負債の「社債及び借入金」には、期末日後12ヶ月以内に特約条項を遵守することを条件としている借入金が、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、それぞれ26,431百万円及び22,893百万円含まれております。

当社の借入金の一部について、以下の特約条項を遵守することが求められており、当該特約条項に抵触した場合、貸付人の請求によって契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ・各事業年度の末日における貸借対照表の純資産の金額を、直近の事業年度の末日における純資産の合計の75%以上に維持すること。
- ・各事業年度の末日における損益計算書の当期純損益が2期連続して損失とならないようにすること。

当社グループは、当連結会計年度末時点において当該特約条項を遵守することが困難となる兆候はないと判断しております。

22. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
償却原価で測定する金融負債		
リース負債	6,028	5,010
その他	1,735	1,786
合計	7,764	6,796
流動負債	1,787	1,869
非流動負債	5,976	4,927
合計	7,764	6,796

23. 引当金

引当金の内訳は、以下のとおりであります。

	資産除去債務
	百万円
前連結会計年度 (2025年3月31日)	
流動負債	—
非流動負債	519
合計	519
当連結会計年度 (2026年3月31日)	
流動負債	6
非流動負債	522
合計	528

引当金の増減は、以下のとおりであります。

	資産除去債務
	百万円
2025年4月1日 残高	519
期中増加額	6
割引計算の期間利息費用	3
期中減少額 (目的使用)	—
期中減少額 (戻入)	—
その他	△0
2026年3月31日 残高	528

資産除去債務には、当社グループが使用するオフィスビルの賃貸借契約等に伴う原状回復義務に備えて、第三者の見積り及び過去の原状回復実績等に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。

これらの費用は主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれておりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

なお、引当金(流動負債)は、連結財政状態計算書の「その他の流動負債」に計上しております。

24. 従業員給付

当社グループの一部の日本国内の子会社では、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。その他、一部の海外子会社では、現地法令に基づく確定給付型の制度を設けております。

確定給付制度における給付額は、勤続年数に応じた退職時の支給率、勤続年数、退職前の最終給与、その他の条件に基づき設定されております。

なお、通常の退職日前における従業員の退職に際して、退職加算金を支払う場合があります。

また、当社及び一部の子会社は、確定拠出型の退職給付制度を設けております。

当社グループの主要な制度は、金利リスク等のリスクに晒されております。

(1) 確定給付制度債務及び制度資産の調整表

確定給付制度債務の増減は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
確定給付制度債務の現在価値	373	342
制度資産の公正価値	1	1
確定給付負債及び資産の純額	372	341
連結財政状態計算書上の金額		
退職給付に係る負債	372	341

(2) 確定給付制度債務の現在価値の調整表

確定給付制度債務の現在価値の増減は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	461	373
当期勤務費用	35	33
利息費用	6	7
再測定による増減		
数理計算上の差異 (注)	△52	△28
給付の支払額	△76	△43
期末残高	373	342

(注) 主に財務上の仮定の変更により生じた差異であります。

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	年	年
加重平均デュレーション	7.6	6.6

(3) 数理計算上の仮定に関する事項

数理計算上の仮定の主要なものは、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	%	%
割引率	1.95	2.85

主要な基礎率の変化が各年度における確定給付制度債務に与える感応度は以下のとおりであります。この分析は、その他の変数が一定との前提を置いておりますが、実際には独立して変化するとは限りません。なお、マイナスは確定給付制度債務の減少を、プラスは確定給付制度債務の増加を表しております。

	基礎率の変化	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
		百万円	百万円
割引率	0.5%の上昇	△13	△10
	0.5%の低下	14	10

(4) 確定拠出型年金制度

当社及び連結子会社の確定拠出型年金制度の拠出額は、前連結会計年度775百万円、当連結会計年度951百万円であります。

(5) 従業員給付費用

連結損益計算書に含まれる従業員給付費用は、前連結会計年度11,060百万円、当連結会計年度12,330百万円であります。従業員給付費用には、賃金及び給与、従業員賞与、法定福利費、退職後給付に係る費用及び株式報酬費用等が含まれており、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

25. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金

① 授権株式数

前連結会計年度及び当連結会計年度における授権株式数は、普通株式120,000,000株であります。

② 全額払込済みの発行済株式

発行済株式数の増減は、以下のとおりであります。

	発行済普通株式数
	株
前連結会計年度期首 (2024年4月1日)	47,619,100
増減	31,800
前連結会計年度 (2025年3月31日)	47,650,900
増減	63,632
当連結会計年度 (2026年3月31日)	47,714,532

(注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であります。

2. 発行済株式数の増加は、前連結会計年度は新株予約権の権利行使、当連結会計年度は譲渡制限付株式報酬としての新株発行及び新株予約権の権利行使によるものであります。

(2) 自己株式

自己株式数は、以下のとおりであります。

	株式数
	株
前連結会計年度 (2025年3月31日)	1,818,338
当連結会計年度 (2026年3月31日)	1,789,265

(注) 前連結会計年度末及び当連結会計年度末株式数には、デジタルガレージ従業員持株会専用信託が所有する当社株式がそれぞれ169,100株及び139,900株含まれております。

(3) 剰余金

① 資本剰余金

日本における会社法では、株式の発行に対しての払込又は給付した額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれる資本準備金に組み入れることが規定されております。

② 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益剰余金に含まれる利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。

26. 配当金

配当金の支払額は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,895	40	2024年3月31日	2024年6月24日

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,438	53	2025年3月31日	2025年6月27日

- (注) 1. 配当金総額は、デジタルガレージ従業員持株会専用信託に対する配当金支払額9百万円を含んでおります。
2. 1株当たり配当額には、創立30周年記念配当10円が含まれております。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月24日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
			百万円	円		
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,165	47	2026年3月31日	2026年6月25日

- (注) 配当金総額は、デジタルガレージ従業員持株会専用信託に対する配当金支払額7百万円を含んでおります。

27. 売上収益

(プラットフォームソリューション)

(1) 決済事業

決済事業は、主に、Eコマース／対面決済を行う加盟店に対する決済システムの運用やサポート等業務（以下、「決済サポート業務」という。）、決済情報のデータ処理業務（以下、「データ処理業務」という。）及び加盟店と決済事業者間で行われる代金決済代行業務（以下、「決済代行業務」という。）から構成されます。

決済サポート業務の履行義務は、顧客と当社のシステムとを接続させ、契約期間に応じて決済サービスを提供することであり、月次で基本料を収受する都度、収益を計上しております。

データ処理業務の履行義務は、決済が生じる都度そのデータを処理することであり、同時点で収益を計上しております。

決済代行業務の履行義務は、決済事業者を通じて収受した消費者の決済代金を顧客である加盟店へ引渡すことであり、同時点で収益を計上しております。なお、決済代行業務については、当履行義務の性質に鑑み、顧客から収受する手数料からカード会社等の決済事業者へ支払う手数料を控除した純額を収益として計上しております。また、決済事業における代金回収については、主に、決済代行業務の履行義務の提供時に当社受取手数料を差引くことにより行っております。

(2) フィナンシャルマーケティング事業

フィナンシャルマーケティング事業は、主に、Webマーケティングによる広告サービス（以下、「デジタルアド事業」という。）並びに顧客のECサイトや会員サイトの開発請負業務及びWebマーケティング／コンサルティング等の運用サービス業務等（以下、「EC/CRM等」という。）から構成されます。

デジタルアド事業の履行義務は顧客に対して主にインターネットの広告戦略を立案・企画し、広告の運用を手配し、効果を測定解析することにあります。広告が運用、掲載されるにつれて、顧客である広告主は便益を受け取ることになるため、広告の運用期間にわたって収益を計上しております。なお、Webマーケティングによる広告サービスについては、広告主からの収受代金からメディアへの仕入代金を控除した手数料見合を収益として計上しております。

EC/CRM等のうち、開発請負業務の履行義務は、顧客から受託した開発業務を実施・提供することであり、業務の進捗に応じて顧客の資産を創出させるものであることから、当該業務の進捗に応じて収益を計上しております。また、運用サービス業務の履行義務は、契約期間内における継続的なサポート業務及びWebマーケティングを通じた顧客サイト内での契約獲得成果の提供であり、サポート業務においては月次での運用受託料を収受する都度収益を計上しており、Webマーケティング業務においては契約獲得成果に応じて収益を計上しております。

いずれの事業においても、履行義務の充足後、対価に対する権利が無条件となった後、概ね2ヶ月以内に支払を受けております。

(ロングタームインキュベーション)

(1) コマースマーケティング事業

コマースマーケティング事業は、「フィナンシャルマーケティング事業」と同様の履行義務であり、履行義務を充足する時点、取引価格の算定及び支払条件等についても同一であります。

(2) ワイン関連事業

ワイン関連事業は、主に、ワインスクール事業及びワイン卸売事業等から構成されます。ワインスクール事業の履行義務は、顧客であるスクール受講者に講義を提供することであり、その提供により充足されることから、当初認識した契約負債を講義の提供回数で按分したうえで収益を計上しております。ワイン卸売事業の履行義務は、顧客である飲食店等へワインを引渡すことであり、顧客が検収した時点で履行義務が充足したと判断し、その収益は同時点で認識しております。また、当履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内に支払を受けております。

なお、グローバル投資インキュベーションでは、国内外のスタートアップ企業等への投資及び当社グループ内の事業との連携による投資先の育成等を行っております。グローバル投資インキュベーションから生じた営業投資有価証券の公正価値の事後的な変動による損益は、IFRS第9号「金融商品」に基づき「営業投資有価証券に関する収益（損失の場合は営業投資有価証券に関する損失）」として純額で計上しております。

(1) 売上収益の分解は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主要なサービス	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
		百万円	百万円
プラットフォーム ソリューション	決済	16,944	18,919
	フィナンシャル マーケティング	4,949	5,678
	その他	28	—
	計	21,921	24,597
ロングターム インキュベーション	コマース マーケティング	6,754	5,556
	ワイン関連	1,530	1,365
	その他	1,160	2,553
	計	9,444	9,474
	報告セグメント計	31,365	34,071
調整額(注) 2		835	1,116
リカーリング型事業から 生じる収益	合計	32,201	35,187

(注) 1. 当連結会計年度において、事業管理区分の変更を行った結果、フィナンシャルマーケティング事業の一部を決済事業へ移管しております。前連結会計年度は、この変更を反映した数値を記載しております。

2. 各報告セグメントに配分していない全社の売上収益であります。

(2) 契約残高に関する情報は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度期首 (2024年4月1日)	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
債権	7,221	8,624	12,305
契約資産	345	358	237
契約負債	1,086	1,262	1,480

期首における契約負債のうち売上収益に認識した金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ849百万円、1,024百万円であります。

(3) 残存履行義務に関する情報は、以下のとおりであります。なお、個別の予想契約期間が1年以内の取引は含んでおりません。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
期末日において未充足又は部分的に 未充足の履行義務に配分した取引価格	387	622
収益認識が見込まれる時期		
1年以内	149	156
1年超	238	466

(4) 前連結会計年度及び当連結会計年度における顧客との契約獲得の増分コスト又は契約履行のためのコストから認識した資産の残高に重要性はありません。

28. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
従業員給付費用	10,339	10,922
業務委託費	2,631	3,191
支払手数料	2,090	2,459
減価償却費及び償却費	2,092	2,213
研究開発費	461	359
広告宣伝費	297	375
その他	3,734	3,973
合計	21,643	23,492

29. その他の収益

その他の収益の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
投資不動産賃貸料収入	66	72
投資事業組合管理収入	118	144
受取賃貸料	370	387
固定資産売却益	302	25
企業結合に伴う再測定による利益(注)	225	—
その他	625	758
合計	1,706	1,385

(注) 「7. 企業結合」をご参照ください。

30. その他の費用

その他の費用の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
投資不動産賃貸原価	306	324
減損損失	1,549	181
その他	99	48
合計	1,954	553

31. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益

金融収益の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	35	108
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資本性金融資産	47	31
投資有価証券に関する利益		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	1,021
為替差益	—	93
その他	0	22
合計	83	1,277

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に関する受取配当金の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
期中に認識を中止した金融資産	0	0
決算日現在で保有している金融資産	47	31

(2) 金融費用

金融費用の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
支払利息及び社債利息		
償却原価で測定する金融負債	397	659
投資有価証券に関する損失		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4,116	—
支払手数料	145	18
為替差損	31	—
合計	4,689	676

32. その他の包括利益

「その他の包括利益」に含まれている、各項目別の当期発生額及び純損益への組替調整額並びに税効果の影響は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	△180	863
組替調整額	—	—
法人所得税調整前	△180	863
法人所得税	—	—
在外営業活動体の換算差額	△180	863
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の 公正価値の純変動		
当期発生額	△400	△19
法人所得税	24	5
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の 公正価値の純変動	△376	△15
確定給付制度の再測定		
当期発生額	52	28
法人所得税	—	—
確定給付制度の再測定	52	28
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分		
当期発生額	△1	4
組替調整額	0	△0
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	△1	4

33. 1株当たり当期利益

(1) 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
親会社の所有者に帰属する 当期利益(△損失)(百万円)	△7,190	1,283
親会社の普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(△損失)(百万円)	△7,190	1,283
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)	46,302	45,886
基本的1株当たり当期利益(△損失)(円)	△155.29	27.96

(2) 希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(△損失)(百万円)	△7,190	1,283
当期利益調整額(百万円)	—	—
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(△損失)(百万円)	△7,190	1,283
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)	46,302	45,886
普通株式増加数 新株予約権(千株)	—	640
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 普通株式の加重平均株式数(千株)	46,302	46,526
希薄化後1株当たり当期利益(△損失)(円)	△155.29	27.57

希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり新株予約権18種類
当期利益(△損失)の算定に含めなかった(普通株式595千株)
潜在株式の概要

(注) 基本的1株当たり当期利益(△損失)及び希薄化後1株当たり当期利益(△損失)の算定上、加重平均株式数の計算において控除する自己株式に含めているデジタルガレージ従業員持株会専用信託が保有する当社株式は前連結会計年度及び当連結会計年度において158千株であります。

34. 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報

(1) 非資金取引

非資金取引は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
リース取引による資産の取得	384	853

(2) 財務活動に関する負債

財務活動に関する負債の増減は、以下のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

財務活動に関する負債	期首残高	キャッシュ・フロー (注) 2	非資金変動					期末残高
			利息費用	連結範囲の 変動	新規 リース	為替変動	その他	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
短期借入金	27,270	△6,175	—	75	—	—	—	21,170
長期借入金 (注) 1	40,069	107	—	300	—	△14	—	40,463
リース負債 (注) 1	7,358	△1,786	11	80	384	△0	△19	6,028
合計	74,697	△7,854	11	455	384	△14	△19	67,661

(注) 1. 1年以内に返済予定の残高を含んでおります。

2. リース負債のキャッシュ・フローには、営業キャッシュ・フローに区分されている「利息の支払額」が含まれております。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

財務活動に関する負債	期首残高	キャッシュ・フロー (注) 2	非資金変動				期末残高
			利息費用	新規 リース	為替変動	その他	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
短期借入金	21,170	△1,800	—	—	—	—	19,370
長期借入金 (注) 1	40,463	2,210	—	—	10	—	42,683
リース負債 (注) 1	6,028	△1,881	11	853	△0	△1	5,010
合計	67,661	△1,470	11	853	10	△1	67,063

(注) 1. 1年以内に返済予定の残高を含んでおります。

2. リース負債のキャッシュ・フローには、営業キャッシュ・フローに区分されている「利息の支払額」が含まれております。

35. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループの資本管理は、当社グループの持続的な成長と企業価値増大を実現するため、事業発展に充分な資金を確保できる堅固な財務体質維持と効率的な資本構成の両立を方針としております。

当社が資本管理において用いる主な指標には、親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）があります。

		前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資本（親会社の所有者に帰属する持分）	(百万円)	75,417	75,584
親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）	(%)	△8.7	1.7

これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。

また、当社グループの借入金の一部について、資本に関する規制を含む財務制限条項が付されていますが、要求される水準を維持するようにモニタリングしております。なお、財務制限条項及びその非遵守の影響の詳細については「21. 社債及び借入金」をご参照ください。

(2) 財務リスク管理

① 財務リスク管理の基本方針

当社グループは、経営活動を行う過程において、信用リスク、流動性リスク、為替リスク、金利リスク、株価変動リスク等の様々な財務上のリスクに晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

② 信用リスク

i. 信用リスク管理及び信用リスクに対する最大エクスポージャー

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

保証債務を除き、当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示している金融資産の減損後の帳簿価額であり、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において保証債務に係る信用リスクはありません。

ii. 貸倒引当金の増減

貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

当社グループでは、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産に対し、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を設定しております。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	営業債権 及び契約資産	営業債権及び 契約資産以外の債権	営業債権 及び契約資産	営業債権及び 契約資産以外の債権
	百万円	百万円	百万円	百万円
期首残高	19	114	408	81
当期増加額（繰入額）	128	0	235	58
当期減少（目的使用）	△244	△34	△6	△1
当期減少（戻入）	△17	△0	△11	△0
その他の増減	522	—	—	—
期末残高	408	81	625	138

(注) その他の増減は企業結合によるものであります。

iii. 信用リスクの分析

営業債権及び契約資産の期日経過別の帳簿価額の総額及び営業債権及び契約資産以外の債権の社内管理区分ごとの帳簿価額の総額はそれぞれ以下のとおりであります。

営業債権及び契約資産

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
期日経過30日以内 (未経過を含む)	7,883	11,192
期日経過30日超90日以内	328	275
期日経過90日超	771	1,074
合計	8,983	12,541

営業債権及び契約資産以外の債権

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
一般債権	23,928	25,830
滞留債権	83	141
合計	24,011	25,970

滞留債権は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したと判断した金融資産又は債務者の財務状況の悪化等により信用減損したと判断した金融資産であります。一般債権は滞留債権以外の債権であります。

滞留債権は、予想残存期間の全期間に係る予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しております。一般債権は、報告期間の末日後12ヶ月以内に生じる予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

③ 流動性リスク

i. 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、金融機関からの借入、社債発行により資金を調達しておりますが、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、年間事業計画に基づく資金計画を適時に作成、更新することにより、借入金及び社債の支払いのための資金を計画的に確保しております。

また、外部環境の急激な悪化等へ機動的に対応できるように、金融機関より信用枠を確保するとともに、複数行との間でコミットメントライン契約を締結することで資金調達余力を拡大する等、資金調達方法の多様化を進めることにより、流動性リスクを低減しております。

なお、連結会計年度末におけるコミットメントライン契約の状況については、「21. 社債及び借入金」をご参照ください。

ii. 金融負債の期日別残高

金融負債の期日別残高は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	62,532	62,532	62,532	—	—	—	—	—
借入金	61,633	62,652	28,094	5,515	22,277	4,667	2,087	12
その他の金融負債 (リース負債)	6,028	6,044	1,795	1,646	1,113	991	489	9
その他の金融負債 (リース負債を除く)	1,735	1,735	5	5	5	7	2	1,711
合計	131,928	132,963	92,427	7,166	23,395	5,665	2,578	1,732

当連結会計年度（2026年3月31日）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	54,364	54,364	54,364	—	—	—	—	—
借入金	62,053	63,506	26,964	6,997	23,984	3,945	1,229	386
その他の金融負債 (リース負債)	5,010	5,029	1,879	1,356	1,207	559	21	7
その他の金融負債 (リース負債を除く)	1,786	1,786	2	5	14	3	0	1,762
合計	123,213	124,686	83,210	8,359	25,205	4,506	1,251	2,155

④ 為替リスク

i. 為替リスク管理

当社グループは、米国やアジア等への出資活動の展開に伴い、外貨建営業投資有価証券を保有していること等から、為替変動が業績に影響致します。

当該外国為替相場の変動リスクを低減するために、為替相場の継続的なモニタリング等を行っております。

ii. 為替感応度分析

当社グループが各年度末において保有する金融商品において、他のすべての変数が一定であると仮定した上で、日本円が米ドルに対して1%円高となった場合に税引前利益に与える影響は、以下のとおりであります。

なお、在外営業活動体の資産及び負債、収益及び費用を表示通貨に換算する際の影響は含んでおりません。

	通貨	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
		百万円	百万円
税引前利益への影響額	米ドル	△397	△438

⑤ 金利リスク

i. 金利リスク管理

当社グループは、適正な資本コスト率の維持及び成長投資のための財務基盤の強化を目的として長期借入金や社債により資金調達を行っております。長期の資金調達においては、金利市場の動向により、変動金利と固定金利のバランスを考慮して決定しており、短期の資金調達においては、原則として変動金利としております。

ii. 金利感応度分析

当社グループが各年度末において保有する変動金利の借入金において、他のすべての変数が一定であると仮定した上で、金利が1%上昇した場合の税引前利益に与える影響は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
税引前利益への影響額	△567	△591

⑥ 株価変動リスク

i. 株価変動リスク管理

当社グループの保有する有価証券のうち、活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できる銘柄については市場の株価変動リスクにさらされております。また、活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できない銘柄については、投資先の業績悪化や資金調達の環境悪化といった投資価値の減少につながる事象に由来する株価変動リスクにさらされております。

有価証券については、定期的に投資先の時価、財務状況、資金調達状況及び競争環境等を把握することにより継続的なリスクのモニタリングを行うとともに、当社グループの財務状況とリスクのバランスを適切に管理しております。また、リスクや投資先との関係を勘案しながら、投資ポートフォリオを継続的に見直しております。

ii. 株価変動感応度分析

当社グループが各年度末において保有する有価証券において、他のすべての変数が一定であると仮定した上で、期末日の株価が1%下落した場合の税引前利益及びその他の包括利益（税引前）に与える影響は、以下のとおりであります。

a. 活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できる銘柄

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
税引前利益への影響額	—	—
その他の包括利益（税引前）への影響額	△28	△28

b. 活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できない銘柄

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
税引前利益への影響額	△628	△631
その他の包括利益（税引前）への影響額	△1	△1

(3) 金融商品の分類

金融商品の分類及び帳簿価額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
金融資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
営業投資有価証券	54,940	53,505
投資有価証券（その他の金融資産）	7,835	9,547
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資本性金融資産		
投資有価証券（その他の金融資産）	2,931	2,933
償却原価で測定する金融資産		
現金及び現金同等物	56,354	40,469
営業債権及びその他の債権	30,538	35,695
その他の金融資産	2,422	2,566
合計	155,020	144,715
金融負債		
償却原価で測定する金融負債		
短期借入金	21,170	19,370
営業債務及びその他の債務	62,532	54,364
長期借入金（注）1	40,463	42,683
その他の金融負債（注）2	1,735	1,786
合計	125,900	118,203

(注) 1. 1年以内に返済予定の残高を含んでおります。

2. IFRS第16号「リース」が適用されるリース負債は含んでおりません。

(4) 金融商品の公正価値

① 金融商品の公正価値と帳簿価額

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は、帳簿価額を公正価値で測定していることから、公正価値と帳簿価額は一致しております。

社債及び長期借入金を除く償却原価で測定する金融資産及び金融負債については、短期間で決済されること等から、公正価値と帳簿価額は近似しており、帳簿価額を公正価値とみなしております。

社債及び長期借入金の公正価値及び帳簿価額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円
長期借入金	40,463	40,385	42,683	42,619

社債及び長期借入金の公正価値はレベル3に分類しております。

② 金融商品の公正価値の測定方法

金融商品の公正価値の測定方法は、以下のとおりであります。

i. 営業投資有価証券、投資有価証券

活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該取引相場価格を使用して測定しております。

活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できない場合において、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、公正価値は当該直近の取引価格に基づいて評価しております。なお、直近の取引価格について取引発生後一定期間は有効であるものと仮定しております。

しかしながら、投資先の業績悪化やファイナンス環境悪化といった投資価値の減少につながる事象が生じた場合、公正価値の下落による評価損を認識するリスクが顕在化し、将来の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

これらの直近の取引情報が利用できない場合には、直近の取引価格に調整を加えた価格又は評価対象会社の貸借対照表上の純資産に基づいて評価しております。

直近の取引価格に調整を加えた価格は、直近の取引価格に評価対象会社の財務諸表数値や評価対象会社と比較可能な類似会社の企業価値／収益等の調整倍率を用いて算定しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における調整倍率は、それぞれ0.2倍から1.4倍、0.1倍から1.5倍であります。公正価値は、調整倍率の上昇（低下）により増加（減少）します。

ii. 社債、長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

③ 金融商品の公正価値の分類

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値を以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における、同一の資産及び負債の取引相場価格

レベル2：直接的又は間接的に観察可能なレベル1以外のインプット（類似の資産及び負債の取引相場価格、活発でない市場における取引相場価格等）

レベル3：市場データが僅か又は皆無であり、当社グループが独自に確立する観察不能なインプット

公正価値の測定に異なるレベルに区分される複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の全体の測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットに区分しております。

公正価値で測定する金融商品のレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

(連結財政状態計算書)

前連結会計年度 (2025年3月31日)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
営業投資有価証券	—	—	54,940	54,940
投資有価証券	—	—	7,835	7,835
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
投資有価証券	2,807	—	124	2,931
合計	2,807	—	62,899	65,706

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
営業投資有価証券	—	—	53,505	53,505
投資有価証券	—	—	9,547	9,547
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
投資有価証券	2,787	—	146	2,933
合計	2,787	—	63,198	65,985

(連結損益計算書)

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業投資有価証券に関する収益 (△は営業投資有価証券に関する損失)	△35	—	△7,255	△7,290
金融収益 (△は金融費用)	—	—	△4,116	△4,116
合計	△35	—	△11,371	△11,406

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業投資有価証券に関する収益 (△は営業投資有価証券に関する損失)	—	—	29	29
金融収益 (△は金融費用)	—	—	1,021	1,021
合計	—	—	1,050	1,050

レベル3に分類した金融商品については、当社グループで定めた公正価値測定の評価方針及び手続に従い、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。

また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

レベル3に分類した金融商品について、インプットがそれぞれ合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の著しい増減は想定しておりません。

レベル3に分類された経常的に公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりであります。

金融資産	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	79,014	62,899
利得及び損失		
純損益(注)1	△11,371	1,050
その他の包括利益(注)2	△1	△9
購入	3,463	603
売却	△7,484	△1,097
その他(注)3	△722	△249
期末残高	62,899	63,198

- (注) 1. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、連結損益計算書の「営業投資有価証券に関する収益(損失の場合は営業投資有価証券に関する損失)」及び「金融収益(損失の場合は金融費用)」に含まれております。なお、各期末に保有する金融商品に係る未実現の利得及び損失は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ△10,008百万円及び571百万円であります。当未実現の利得及び損失には、IPOによる振替としてレベル1に振替えた金融商品に係る利得及び損失は含まれておりません。
2. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」に含まれております。
3. 在外営業活動体の換算差額、償還等によるものであります。

36. 関連当事者

(1) 当社の主要な経営幹部に対する報酬

当社の取締役に対する報酬は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
基本報酬	561	561
株式報酬	311	231
合計	872	793

(2) 関連当事者との取引

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	名称又は氏名	事業の内容 又は職業	取引の内容	取引金額	未決済残高
				百万円	百万円
役員	林 郁	当社の取締役	譲渡制限付株式の割当 (注) 1	35	—
役員	踊 契三	当社の取締役	譲渡制限付株式の割当 (注) 1	12	—
役員	大熊 将人	当社の取締役	譲渡制限付株式の割当 (注) 1	10	—
持分法適用 会社	DGりそなベン チャーズ1号投 資事業有限責任 組合	次世代金融等の スタートアップ 企業への投資	有価証券の売却 (注) 2	7,281	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営幹部に対して、譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分しています。なお、取引金額については、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値としています。
2. 有価証券の売却金額につきましては、取引条件の協議期間中の公正価値を基礎として、DGりそなベンチャーズ1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるりそなイノベーションパートナーズ(株)と協議のうえ、決定しております。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	名称又は氏名	事業の内容 又は職業	取引の内容	取引金額	未決済残高
				百万円	百万円
役員	林 郁	当社の取締役	譲渡制限付株式の割当 (注)	35	—
役員	踊 契三	当社の取締役	譲渡制限付株式の割当 (注)	14	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営幹部に対して、譲渡制限付株式報酬として新株を発行しています。なお、取引金額については、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値としています。

37. 株式報酬

(1) ストック・オプション

① 制度の概要

当社は、ストック・オプション制度を採用しており、当社の取締役、当社の執行役員、当社の従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員に対して付与されております。この制度の目的は、当社の業績と当社グループの取締役及び従業員等の受ける利益とを連動させることにより、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることであります。

オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会で決議された対象者に対して無償で付与されており、すべて持分決済型株式報酬であります。

当社が発行するストック・オプションの内容は、以下のとおりであります。

	第9回	第10回	第11回	第14回	第15回
決議年月日	2011年9月27日	2011年9月27日	2013年9月26日	2013年9月26日	2014年9月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社執行役員 8名	当社取締役 6名	当社取締役 6名	当社取締役 5名	当社取締役 6名
付与数	普通株式 40,000株	普通株式 25,000株	普通株式 36,000株	普通株式 54,000株	普通株式 50,000株
付与日	2012年6月29日	2013年6月28日	2014年6月27日	2015年6月26日	2015年11月13日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 2
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	2012年6月30日～ 2037年6月29日	2013年6月29日～ 2038年6月28日	2014年6月28日～ 2064年6月27日	2015年6月27日～ 2065年6月26日	2017年10月17日～ 2025年10月16日
行使価格	1円	1円	1円	1円	1,866円
	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
決議年月日	2015年9月18日	2013年9月26日	2016年9月29日	2016年9月29日	2016年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 6名 当社従業員 228名 子会社取締役 3名	当社取締役 6名	当社取締役 6名	当社従業員 258名 子会社従業員 148名	当社取締役 7名
付与数	普通株式 77,300株	普通株式 24,000株	普通株式 66,500株	普通株式 154,600株	普通株式 64,400株
付与日	2015年11月13日	2016年6月17日	2016年10月21日	2016年11月25日	2017年10月10日
権利確定条件	(注) 2	(注) 1	(注) 1	(注) 2	(注) 1
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	2017年10月17日～ 2025年10月16日	2016年6月18日～ 2066年6月17日	2016年10月22日～ 2066年10月21日	2018年10月22日～ 2026年10月21日	2017年10月11日～ 2067年10月10日
行使価格	1,866円	1円	1円	2,041円	1円
	第21回	第22回	第23回	第24回	第25回
決議年月日	2018年6月22日	2019年6月21日	2020年6月23日	2021年6月23日	2022年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名	当社取締役 6名	当社取締役 7名	当社取締役 7名	当社取締役 6名
付与数	普通株式 38,500株	普通株式 53,000株	普通株式 56,200株	普通株式 45,700株	普通株式 60,700株
付与日	2018年7月9日	2019年7月8日	2020年7月15日	2021年7月15日	2022年7月15日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	2018年7月10日～ 2068年7月9日	2019年7月9日～ 2069年7月8日	2020年7月16日～ 2070年7月15日	2021年7月16日～ 2071年7月15日	2022年7月16日～ 2072年7月15日
行使価格	1円	1円	1円	1円	1円

	第26回	第27回	第28回
決議年月日	2023年6月23日	2024年6月21日	2025年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社取締役 5名	当社取締役 4名
付与数	普通株式 61,000株	普通株式 93,000株	普通株式 40,659株
付与日	2023年7月12日	2024年7月12日	2025年7月11日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	2023年7月13日～ 2073年7月12日	2024年7月13日～ 2074年7月12日	2025年7月12日～ 2075年7月11日
行使価格	1円	1円	1円

- (注) 1. 権利確定条件は付されておられません。なお、行使の条件として、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使することができ、その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権割者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによるものとしております。
2. 権利確定条件は付されておられません。なお、行使の条件として、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要し、その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権割者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによるものとしております。

② ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

当社のストック・オプションの数及び加重平均行使価格は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首未行使残高	605,300	373	662,900	240
期中付与	93,000	1	40,659	1
期中行使	△31,800	1,883	△23,100	1,896
期中失効	△3,600	1,846	△7,000	1,866
期末未行使残高	662,900	240	673,459	152
期末行使可能残高	80,000	1,984	49,900	2,041

期中行使されたストック・オプションの権利行使日の加重平均株価は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ3,306円及び3,736円であります。

当連結会計年度における、未行使のストック・オプションの行使価格は1円～2,041円（前連結会計年度は1円～2,041円）であり、加重平均残存契約年数は40.1年（前連結会計年度は38.5年）であります。

③ 期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び仮定

期中に付与されたストック・オプションの評価単位の見積りに使用した評価技法は、ブラック・ショールズ・モデルであり、主要な基礎数値及び見積り方法は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	第27回	第28回
付与日の株価加重平均公正価値	2,560円	4,083円
付与日の株価	2,659円	4,180円
行使価格	1円	1円
予想ボラティリティ (注) 1	34.70%	36.89%
予想残存期間 (注) 2	2.49年	2.27年
予想配当 (注) 3	40円/株	43円/株
リスクフリー利子率 (注) 4	0.35%	0.75%

(注) 1. 予想残存期間に対応する期間の過去株価実績に基づき算定しております。

2. 過去の取締役の平均在職期間から現任の取締役の平均在職期間を減じた期間を基にして予想残存期間を見積もっております。

3. 前連結会計年度は、2024年3月期における実績配当額によっており、当連結会計年度は、2025年3月期における実績配当額によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度

① 制度の概要

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役を除く。以下「対象取締役」）、執行役員、使用人並びに子会社の取締役、執行役員、使用人を対象とする報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

本制度は、対象取締役等に譲渡制限付株式を付与するために、金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役等に当社の普通株式を発行又は処分しこれを保有させるものであります。ただし、当社は、対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、対象取締役等は割当てられた株式（以下「対象株式」）を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等を行うことができないものとし、対象株式について、本譲渡制限期間中、継続して、対象取締役、執行役員、使用人並びに子会社の取締役、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、当該本譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の譲渡制限が解除され、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で当社に返還する仕組みとしております。なお、中期及び長期の2種類のうち、対象取締役には中期のみが付与され、当社の執行役員又は使用人並びに子会社の取締役、執行役員又は使用人には中期及び長期が付与されます。

当該報酬については、持分決済型取引として処理され、付与日の株価を基礎として測定しております。

② 期中に付与された株式数と公正価値

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	2024年7月12日	2025年7月11日
付与日		
付与数 (株)	89,900	40,532
付与日の公正価値 (円)	2,659	4,180

(3) 従業員持株会支援信託E S O P

当社は、従業員の福利厚生制度の充実及び当社の中長期的な企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託E S O P」（以下、「本制度」）を導入しております。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度であるE S O P（Employee Stock Ownership Plan）及び2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

当社が「デジタルガレージ従業員持株会」（以下、「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、受益者要件を充足する当社従業員に対して金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

当該分配については、現金決済型取引として処理され、負債の公正価値は信託契約の条件を考慮したうえで、期末日ごとに、信託期間満了時の見積キャッシュ・フローの割引現在価値で測定しております。

本制度に係る株式報酬から生じた負債は、前連結会計年度において52百万円であります。

(4) 株価連動報酬

当社は、一部の執行役員に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として株価連動報酬制度（ファントム・ストック。以下、「本制度」）を導入しております。

本制度は、対象執行役員に対して、当社の株価と連動する仮想株式を付与するものであります。ただし、当社は、対象執行役員との間で株価連動報酬契約（以下、「本契約」）を締結し、締結された本契約に定める一定の期間中、継続して、対象執行役員の地位にあったことを条件として、本契約期間満了時点の当社株価を基礎とした報酬が支給され、本契約期間満了前に退任した場合、退任までの在任期間に応じて当該報酬の支給を受けるものであります。当該報酬については、現金決済型取引として処理され、負債の公正価値は当連結会計年度末の株価を基礎として測定しております。

本制度に係る株式報酬から生じた負債は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ46百万円、10百万円であります。

(5) 株式報酬費用

連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれている株式報酬費用計上額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	百万円	百万円
持分決済型	488	341
現金決済型	98	△47

38. コミットメント

決算日以降の資産の取得に係るコミットメントは、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	百万円	百万円
有形固定資産の取得	18	158
無形資産の取得	7	100

39. 後発事象

(株カカコム株式の譲渡)

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、Kamgras 1(株) (以下「公開買付者」といいます。(注1))との間で、公開買付者が実施するカカコム株券等(以下に定義します。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を含む、カカコム株式(以下に定義します。)を非公開化することを目的とした一連の取引(総称して、以下「本取引」といいます。)に関して、以下の記載の事項等に関する、公開買付けへの不応募等に関する契約(以下「本不応募契約」といいます。)を締結することを決議し、同日付で本不応募契約を締結しました。

(注1) 公開買付者は、EQT AB(publ)(関係会社及びEQT AB(publ)が直接又は間接に支配し、若しくは重要な影響力を有するその他の関連事業体を含め、以下「EQT」といいます。)の関係会社が管理又はアドバイスを提供するBPEA Fund IX Pte. Ltd.によりその子会社を通じて持分の全てを間接的に所有されているKamgras Limitedを親会社として日本法に基づき設立されたKamgras 2(株) (以下「公開買付者親会社」といいます。)の完全子会社であり、当社の持分法適用会社である(株)カカコム(以下「カカコム」といいます。)の普通株式(以下「カカコム株式」といいます。)及び新株予約権(以下カカコム株式と併せて「カカコム株券等」といいます。)を取得及び所有し、カカコムの事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2026年4月6日に設立された株式会社です(注2)。

(注2) EQTは、公開買付期間中に、Kamgras Limitedを完全親会社とする、日本法に基づく単独又は複数の株式会社を設立し、本公開買付けの決済完了後、当該株式会社が、直接又は間接に、公開買付者親会社の株式の全てを取得する可能性があります。その場合、当該株式会社は、公開買付者及び公開買付者親会社の完全親会社となります。

- (1) 公開買付者が実施するカカコム株券等に対する本公開買付けに、当社が所有するカカコム株式の全てを応募しないこと
- (2) 公開買付者が本公開買付けによりカカコム株券等の全て(当社及びKDDI(株) (以下「KDDI」といいます。)が所有するカカコム株式並びにカカコムが所有する自己株式を除く。)を取得できなかった場合に、カカコムの株主を当社、KDDI及び公開買付者のみとするためのスクイーズアウト手続(カカコム株式の併合を含み、以下「本スクイーズアウト」といいます。)を実施すること
- (3) 本スクイーズアウト後、当社が所有するカカコム株式の全て及びKDDIが所有するカカコム株式の全てを対象としたカカコムによる自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)を実施すること
- (4) 本自己株式取得の実行後、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者(総称して、以下「再出資対象会社」といいます。)に対して再出資し、再出資対象会社の普通株式(議決権所有割合約20%)を取得すること

なお、本公開買付けが成立し、本取引が実施された場合には、当社は公開買付者の完全親会社である再出資対象会社の議決権所有割合約20%に相当する数の株式を継続保有することとなり、再出資対象会社は当社の持分法適用会社となる予定です。

また、翌連結会計年度中に本取引が完了した場合、連結損益計算書上、その他の収益として約300億円を計上する見込みです。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結 会計期間	第3四半期	当連結会計年度
収益 (百万円)	9,569	20,013	32,284	40,971
税引前中間(四半期)利益(△損失) 又は税引前利益(△損失) (百万円)	△1,345	1,416	4,559	2,966
親会社の所有者に帰属する中間 (当期)(四半期)利益(△損失) (百万円)	△673	1,841	3,883	1,283
基本的1株当たり中間(当期) (四半期)利益(△損失) (円)	△14.69	40.14	84.63	27.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益(△損失) (円)	△14.69	54.79	44.48	△56.62

(注) 第1四半期及び第3四半期については、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,234	10,566
受取手形、売掛金及び契約資産	6,515	9,875
原材料及び貯蔵品	11	8
前渡金	54	71
前払費用	518	531
短期貸付金	20,476	20,679
未収入金	1,934	1,738
その他	389	523
貸倒引当金	△5	△119
流動資産合計	41,126	43,872
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,822	1,721
構築物	0	0
車両運搬具	17	13
工具、器具及び備品	502	459
リース資産	229	178
有形固定資産合計	2,570	2,371
無形固定資産		
のれん	512	410
商標権	23	28
ソフトウェア	1,618	2,279
その他	17	20
無形固定資産合計	2,169	2,737
投資その他の資産		
投資有価証券	3,257	3,237
関係会社株式	38,552	38,260
関係会社出資金	3,372	3,806
長期貸付金	15	15
関係会社長期貸付金	300	300
長期前払費用	164	185
敷金及び保証金	1,141	1,130
繰延税金資産	722	682
その他	184	185
貸倒引当金	△31	△67
投資その他の資産合計	47,676	47,734
固定資産合計	52,415	52,841
資産合計	93,542	96,714

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,814	8,170
短期借入金	21,397	18,359
1年内返済予定の長期借入金	5,218	6,870
リース債務	50	50
未払金	871	841
未払法人税等	20	40
前受金及び契約負債	181	204
預り金	87	87
賞与引当金	371	411
その他	191	370
流動負債合計	34,199	35,404
固定負債		
長期借入金	33,695	35,285
リース債務	170	120
長期前受金及び契約負債	314	264
その他	598	606
固定負債合計	34,777	36,276
負債合計	68,976	71,679
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,888	8,014
資本剰余金		
資本準備金	7,980	8,107
その他資本剰余金	4,020	4,020
資本剰余金合計	12,001	12,127
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,823	9,778
利益剰余金合計	9,823	9,778
自己株式	△5,108	△5,033
株主資本合計	24,603	24,886
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,858	△1,813
評価・換算差額等合計	△1,858	△1,813
新株予約権	1,821	1,962
純資産合計	24,566	25,034
負債純資産合計	93,542	96,714

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※1 8,833	※1 10,171
売上原価	※1 4,304	※1 4,569
売上総利益	4,529	5,602
販売費及び一般管理費	※1,※2 12,195	※1,※2 13,011
営業損失(△)	△7,666	△7,409
営業外収益		
受取利息	295	306
受取配当金	8,375	9,104
その他	1,368	1,684
営業外収益合計	10,038	11,095
営業外費用		
支払利息	385	640
支払手数料	154	13
投資事業組合運用損	317	224
その他	34	97
営業外費用合計	891	974
経常利益	1,482	2,711
特別利益		
現物配当に伴う交換利益	84	—
新株予約権戻入益	2	6
その他	2	—
特別利益合計	88	6
特別損失		
投資有価証券評価損	1,074	—
関係会社株式評価損	1,996	1,136
関係会社株式売却損	—	253
減損損失	923	22
その他	35	161
特別損失合計	4,029	1,573
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△2,459	1,144
法人税、住民税及び事業税	△1,395	△1,274
法人税等調整額	△349	25
法人税等合計	△1,744	△1,249
当期純利益又は当期純損失(△)	△715	2,393

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	7,846	7,938	4,113	12,051	12,433	12,433	△975	31,354
当期変動額								
新株の発行	42	42		42		—		84
剰余金の配当				—	△1,895	△1,895		△1,895
当期純利益又は 当期純損失（△）				—	△715	△715		△715
自己株式の取得				—		—	△4,500	△4,500
自己株式の処分			△92	△92		—	367	275
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—		—		—
当期変動額合計	42	42	△92	△50	△2,610	△2,610	△4,133	△6,751
当期末残高	7,888	7,980	4,020	12,001	9,823	9,823	△5,108	24,603

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,120	△1,120	1,610	31,844
当期変動額				
新株の発行		—		84
剰余金の配当		—		△1,895
当期純利益又は 当期純損失（△）		—		△715
自己株式の取得		—		△4,500
自己株式の処分		—		275
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△739	△739	211	△527
当期変動額合計	△739	△739	211	△7,278
当期末残高	△1,858	△1,858	1,821	24,566

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	7,888	7,980	4,020	12,001	9,823	9,823	△5,108	24,603	
当期変動額									
新株の発行	127	127		127		—		253	
剰余金の配当				—	△2,438	△2,438		△2,438	
当期純利益又は 当期純損失（△）				—	2,393	2,393		2,393	
自己株式の取得				—		—		—	
自己株式の処分				—		—	75	75	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—		—		—	
当期変動額合計	127	127	—	127	△45	△45	75	283	
当期末残高	8,014	8,107	4,020	12,127	9,778	9,778	△5,033	24,886	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,858	△1,858	1,821	24,566
当期変動額				
新株の発行		—		253
剰余金の配当		—		△2,438
当期純利益又は 当期純損失（△）		—		2,393
自己株式の取得		—		—
自己株式の処分		—		75
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	45	45	141	186
当期変動額合計	45	45	141	469
当期末残高	△1,813	△1,813	1,962	25,034

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

…移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

…個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 原材料及び貯蔵品

…移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

…定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

工具、器具及び備品 3～30年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

…自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

のれん

…その支出の効果の及ぶ期間（20年以内）にわたって、定額法により償却しております。

(3) リース資産

…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

…支出時に全額費用として処理しております。

(2) 社債発行費

…償還までの期間にわたって、定額法により償却しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

…従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

当社では、顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

デジタルアド事業は、主に、Webマーケティングによる広告サービスから構成され、その履行義務は顧客に対して主にインターネットの広告戦略を立案・企画し、広告の運用を手配し、効果を測定解析することにあります。広告が運用、掲載されるにつれて、顧客である広告主は便益を受け取ることになるため、広告の運用期間にわたって収益を計上しております。なお、Webマーケティングによる広告サービスについては、広告主からの収受代金からメディアへの仕入代金を控除した手数料見合を収益として計上しております。

EC/CRM等は、主に、顧客のECサイトや会員サイトの開発請負業務及びWebマーケティング/コンサルティング等の運用サービス業務等から構成されます。開発請負業務の履行義務は、顧客から受託した開発業務を実施・提供することであり、業務の進捗に応じて顧客の資産を創出させるものであることから、当該業務の進捗に応じて収益を計上しております。運用サービス業務の履行義務は、契約期間内における継続的なサポート業務及びWebマーケティングを通じた顧客サイト内での契約獲得成果の提供であり、サポート業務においては月次での運用受託料を収受する都度収益を計上しており、Webマーケティング業務においては契約獲得成果に応じて収益を計上しております。

いずれの事業においても、履行義務の充足後、対価に対する権利が無条件となった後、概ね2ヶ月以内に支払を受けております。

7 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8 その他財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

…グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
関係会社株式	38,552百万円	38,260百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化や超過収益力の毀損により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理を行います。

当事業年度において、(株)ポケットチェンジを含む一部の関係会社株式について、実質価額が著しく低下したため、関係会社株式評価損を1,136百万円計上しております。

多くの関係会社株式の取得原価には、取得時点で見込んだ関係会社の超過収益力が反映されており、超過収益力の毀損の有無は、原則として、取締役会により承認された翌事業年度の予算、その後の業績計画の達成可能性に影響を受けます。なお、予算及び業績計画については、外部情報、過去実績及び業界の将来予測に関するマネジメントの評価を反映したうえで作成しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、計画通りに事業が進捗しない場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「新株予約権戻入益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より、区分掲記しております。また、前事業年度において、「特別利益」に区分掲記しておりました「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「特別利益」の「投資有価証券売却益」に表示していた0百万円および「その他」に表示していた4百万円は、「新株予約権戻入益」2百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2024年5月に、従業員の福利厚生制度の充実及び当社の中長期的な企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託E S O P」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 本制度の概要

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度であるE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 及び2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。当社が「デジタルガレージ従業員持株会」(以下、「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、受益者要件を充足する当社従業員に対して金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度432百万円、169,100株、当事業年度357百万円、139,900株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前事業年度 419百万円、当事業年度 323百万円

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
金銭債権	22,346百万円	22,411百万円
金銭債務	1,736	1,941

2 貸出極度額の総額及び貸出残高

当社は、効率的な資金調達及び運用を行うため、子会社との間で極度貸付契約を締結しております。当該契約に基づく貸出極度額の総額及び未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
貸出極度額の総額	23,662百万円	33,662百万円
貸出実行残高	16,127	16,330
差引額	7,535	17,332

3 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
Digital Garage Development LLC	1,196百万円 (8百万米ドル)	一百万円

4 コミットメントライン契約

当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、複数の金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
コミットメントライン契約総額	17,000百万円	17,000百万円
借入実行残高	13,000	10,000
期末における未実行残高	4,000	7,000

5 財務制限条項

貸借対照表の固定負債の「長期借入金」には、期末日後12か月以内に特約条項を遵守することを条件としている借入金が、前事業年度末及び当事業年度末において、それぞれ26,431百万円及び22,893百万円含まれております。

当社の借入金の一部について以下の特約条項を遵守することが求められており、当該特約条項に抵触した場合、貸付人の請求によって契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ・各事業年度の末日における貸借対照表の純資産の金額を、直近の事業年度の末日における純資産の合計の75%以上に維持すること。
- ・各事業年度の末日における損益計算書の当期純損益が2期連続して損失とならないようにすること。

当社は、当事業年度末時点において当該特約事項を遵守することが困難となる兆候はないと判断しております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	205百万円	395百万円
仕入高	283	398
販売費及び一般管理費	219	295
営業取引以外の取引による取引高	10,012	10,743

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度44.1%、当事業年度40.0%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度55.9%、当事業年度60.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料及び手当	3,746百万円	3,933百万円
賞与引当金繰入額	352	395
広告宣伝費	181	248
事務用消耗品費	197	244
業務委託料	1,333	1,713
賃借料	1,577	1,648
減価償却費	236	212

(有価証券関係)

子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金

前事業年度 (2025年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	1,616	87,875	86,259

当事業年度 (2026年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	776	84,843	84,067

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
子会社株式	34,493	35,864
関連会社株式	2,444	1,620
関係会社出資金	3,372	3,806

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	12百万円	59百万円
賞与引当金	113	130
前受金	89	69
未払事業税	4	11
減価償却超過額	649	567
投資有価証券評価損否認	381	381
関係会社株式評価損否認	2,846	3,204
組織再編に伴う関係会社株式	848	848
株式報酬費用	647	731
その他	930	1,170
繰延税金資産小計	6,518	7,169
評価性引当額	△5,754	△6,429
繰延税金資産合計	764	739
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△42	△58
繰延税金負債合計	△42	△58
繰延税金資産・負債の純額(△負債)	722	682

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目		5.03
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△205.12
住民税均等割		0.54
評価性引当額		59.05
その他		0.73
税効果会計適用後の法人税等の負担率		△109.14

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 6 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(㈱カカコム株式の譲渡)

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、Kamgras 1(株) (以下「公開買付者」といいます。(注1))との間で、公開買付者が実施するカカコム株券等(以下に定義します。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を含む、カカコム株式(以下に定義します。)を非公開化することを目的とした一連の取引(総称して、以下「本取引」といいます。)に関して、以下の記載の事項等に関する、公開買付けへの不応募等に関する契約(以下「本不応募契約」といいます。)を締結することを決議し、同日付で本不応募契約を締結しました。

(注1) 公開買付者は、EQT AB(publ)(関係会社及びEQT AB(publ)が直接又は間接に支配し、若しくは重要な影響力を有するその他の関連事業体を含め、以下「EQT」といいます。)の関係会社が管理又はアドバイスを提供するBPEA Fund IX Pte. Ltd.によりその子会社を通じて持分の全てを間接的に所有されているKamgras Limitedを親会社として日本法に基づき設立されたKamgras 2(株) (以下「公開買付者親会社」といいます。)の完全子会社であり、当社の持分法適用会社である㈱カカコム(以下「カカコム」といいます。)の普通株式(以下「カカコム株式」といいます。)及び新株予約権(以下カカコム株式と併せて「カカコム株券等」といいます。)を取得及び所有し、カカコムの事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2026年4月6日に設立された株式会社です(注2)。

(注2) EQTは、公開買付期間中に、Kamgras Limitedを完全親会社とする、日本法に基づく単独又は複数の株式会社を設立し、本公開買付けの決済完了後、当該株式会社が、直接又は間接に、公開買付者親会社の株式の全てを取得する可能性があります。その場合、当該株式会社は、公開買付者及び公開買付者親会社の完全親会社となります。

- (1) 公開買付者が実施するカカコム株券等に対する本公開買付けに、当社が所有するカカコム株式の全てを応募しないこと
- (2) 公開買付者が本公開買付けによりカカコム株券等の全て(当社及びKDDI(株) (以下「KDDI」といいます。))が所有するカカコム株式並びにカカコムが所有する自己株式を除く。)を取得できなかった場合に、カカコムの株主を当社、KDDI及び公開買付者のみとするためのスクイーズアウト手続(カカコム株式の併合を含み、以下「本スクイーズアウト」といいます。)を実施すること
- (3) 本スクイーズアウト後、当社が所有するカカコム株式の全て及びKDDIが所有するカカコム株式の全てを対象としたカカコムによる自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)を実施すること
- (4) 本自己株式取得の実行後、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者(総称して、以下「再出資対象会社」といいます。)に対して再出資し、再出資対象会社の普通株式(議決権所有割合約20%)を取得すること

また、翌事業年度中に本取引が完了した場合、損益計算書上、特別利益として約400億円を計上する見込みです。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	1,822	4	—	104	1,721	838
	構築物	0	—	—	0	0	2
	車両運搬具	17	—	—	4	13	22
	工具、器具及び備品	502	10	0	53	459	542
	リース資産	229	—	—	51	178	311
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—
	計	2,570	14	0	213	2,371	1,717
無形固定資産	のれん	512	—	22 (22)	79	410	
	商標権	23	10	—	4	28	
	ソフトウェア	1,618	1,013	13	339	2,279	
	その他	17	13	10	0	20	
	計	2,169	1,035	45 (22)	423	2,737	

(注) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	37	149	—	186
賞与引当金	371	429	388	411

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書（当社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）	2025年5月13日 関東財務局長に提出
(2) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	事業年度 （第30期） 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月26日 関東財務局長に提出
(3) 内部統制報告書及びその添付書類	事業年度 （第30期） 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月26日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書（ストックオプションとしての新株予約権の発行）	2025年6月26日 関東財務局長に提出
(5) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書（譲渡制限付株式報酬制度に伴う新株式の発行）	2025年6月26日 関東財務局長に提出
(6) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）	2025年6月27日 関東財務局長に提出
(7) 臨時報告書の訂正報告書	2025年6月26日提出の臨時報告書（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に係る訂正報告書	2025年7月11日 関東財務局長に提出
(8) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3の規定に基づく臨時報告書（資本業務提携契約）	2025年7月31日 関東財務局長に提出
(9) 臨時報告書の訂正報告書	2024年7月29日提出の臨時報告書（主要株主の異動）に係る訂正報告書	2025年7月31日 関東財務局長に提出
(10) 半期報告書及び確認書	事業年度 （第31期中） 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月13日 関東財務局長に提出
(11) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書（当社及び当社グループの財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）	2026年5月13日 関東財務局長に提出
(12) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書（当社の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）	2026年5月14日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月23日

株式会社デジタルガレージ

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田純一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内川裕介

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルガレージの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社デジタルガレージ及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

レベル3に分類される純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「連結財務諸表注記 35. 金融商品 (4) 金融商品の公正価値」に記載のとおり、当連結会計年度における会社の連結財政状態計算書には、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のうちレベル3に分類されたものが営業投資有価証券として53,505百万円、投資有価証券として9,547百万円計上されている。</p> <p>「連結財務諸表注記 3. 重要性がある会計方針 (16) 売上収益及び (17) 金融収益及び金融費用」に記載のとおり、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産はIFRS第9号に基づき公正価値で測定し、事後的な変動は「営業投資有価証券に関する収益」及び「金融収益」として純損益で認識している。このうち、レベル3に分類される純損益を通じて公正価値で測定する金融資産について、経営者は、直近の利用可能なファイナンス価格といった直近の取引価格が、取引発生後一定期間は公正価値を表すものと仮定して公正価値を測定している。また、一定期間が経過し直近の取引価格が公正価値として利用できない場合、経営者は評価対象会社と比較可能な類似会社の収益等と公正価値の関係が評価対象会社にも存在すると仮定し、当該類似会社の企業価値を収益等で除した調整倍率等を用いて公正価値を測定している。さらに、投資先の事業の進捗や資金調達の状況といった公正価値の変動につながる事象が発生した場合には、当該事象を反映させて公正価値を測定している。</p> <p>公正価値の測定は、このような経営者による仮定を伴うものであり、その決定は経営者の主観的判断を伴うとともに、それらに変更されることによって連結損益計算書に重要な影響を与える。</p> <p>以上より、当監査法人は、レベル3に分類される純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値評価が、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、レベル3に分類される純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値評価を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正価値測定について、投資先企業の事業の状況に関する情報の収集方法を理解し、投資評価に関する独立部門によるモニタリングや承認体制といった内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 経営者による公正価値の見積方法を評価するために、過年度における公正価値の測定金額と、その後の第三者への売却価額やファイナンス価格とを比較した。 投資先企業の事業の状況やファイナンスの状況を把握するため、会社が作成した投資銘柄ごとの評価書を査閲した。また、公正価値の変動につながる投資先の事業の進捗や資金調達の状況といった事象の有無及び公正価値の測定結果について検討した。 取引発生後一定期間は直近の取引価格が公正価値を表すという経営者の仮定を検証するため、前回の取引価格と直近の取引価格との比較及び前回の取引から直近の取引が実施されるまでの期間について、過去の取引実績を用いて検討した。 ファイナンスが実行された銘柄については、ファイナンス価格と契約書等との証憑突合を実施した。また、ファイナンスが一定期間を超えて実行されていない銘柄については、ファイナンス価格の反映漏れがないことを確かめるために、第三者機関等の外部情報を利用し、網羅性を検討した。 評価対象会社と比較可能な類似会社の選定及び直近の取引価格に調整を加えた価格における類似会社の企業価値を収益等で除した調整倍率について、利用可能な外部データとの整合性を検討した。

強調事項

「連結財務諸表注記 39. 後発事象」に記載されている通り、会社は、2026年5月12日開催の取締役会において、Kamgras 1株（以下「公開買付者」という）との間で、公開買付者が実施するカカコム株券等に対する公開買付けを含む、カカコム株式を非公開化することを目的とした一連の取引に関して、公開買付けへの不応募等に関する契約を締結することを決議し、同日付で本不応募契約を締結した。本公開買付けが成立し、本取引が実施された場合には、会社は公開買付者の完全親会社である再出資対象会社の議決権所有割合約20%に相当する数の株式を継続保有することとなり、再出資対象会社は会社の持分法適用会社となる予定である。

また、翌連結会計年度中に本取引が完了した場合、連結損益計算書上、その他の収益を計上する見込みである。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社デジタルガレージの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社デジタルガレージが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月23日

株式会社デジタルガレージ

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田純一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内川裕介

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルガレージの2025年4月1日から2026年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルガレージの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

市場価格のない関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「(重要な会計上の見積り) 関係会社株式の評価」に記載のとおり、当事業年度の貸借対照表において、38,260百万円の関係会社株式を計上しており、総資産の39%を占めている。また、㈱ポケットチェンジを含む一部の関係会社株式の実質価額が著しく低下したことから、会社は損益計算書において関係会社株式評価損を1,136百万円計上している。</p> <p>関係会社株式は、主に市場価格のない株式であることから、取得原価をもって貸借対照表価額としているが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化や超過収益力の毀損により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減損を行い、当事業年度の損失として処理している。</p> <p>超過収益力の毀損の有無は、原則として、経営者によって承認された翌事業年度の予算、その後の業績計画の達成可能性に影響を受ける。</p> <p>関係会社株式の実質価額に関する評価は、将来の予測に関する不確実性や経営者による判断を伴うものであり、経営成績に与える影響額に重要性もあることから、当監査法人は関係会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 経営者への質問、取締役会議事録の閲覧等により、各関係会社の企業及び企業環境を理解した。・ 実質価額に超過収益力が反映されている関係会社株式については、予算と実績の乖離要因の分析を行い、経営者によって実施された超過収益力の毀損の判断について検討した。・ 経営者によって算出された実質価額について、各関係会社の財務数値等に基づき再計算した。・ 関係会社株式の帳簿価格と実質価額を比較し、経営者による実質価額の著しい下落の判定、減損処理の要否の判断を検討した。・ 実質価額が著しく低下し、減損処理をした関係会社株式について、関係会社株式評価損の計上額を再計算した。

強調事項

「注記事項(重要な後発事象)」に記載されている通り、会社は、2026年5月12日開催の取締役会において、Kamgras 1(株)(以下「公開買付者」という)との間で、公開買付者が実施するカカコム株券等に対する公開買付けを含む、カカコム株式を非公開化することを目的とした一連の取引に関して、公開買付けへの不応募等に関する契約を締結することを決議し、同日付で本不応募契約を締結した。翌事業年度中に本取引が完了した場合、損益計算書上、特別利益を計上する見込みである。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月23日
【会社名】	株式会社デジタルガレージ
【英訳名】	Digital Garage, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林郁は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社20社及び持分法適用会社14社につきましては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、当社グループの主要な事業は、プラットフォームソリューション、ロングタームインキュベーション、グローバル投資インキュベーションであり、各社の事業は多岐にわたっていることから、事業拠点の規模を適切に表す指標として、投資収益、金融収益、持分法による投資利益を含んだグループ全体の収益力を示す連結ベースの収益が評価範囲の選定を行う指標として適切と判断しております。そのため、各事業特性を考慮したうえで、各事業拠点の前連結会計年度の収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結ベースの収益のおおむね3分の2に達している3事業拠点及び持分法適用会社1社を「重要な事業拠点」として選定しました。

選定した重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目について、当社グループは多岐にわたる事業を営むため、各事業の特性及び当社グループの連結ベースの収益、税引前当期純利益に占める割合等を勘案し、収益、売掛金及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲において、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして、営業投資有価証券及び投資有価証券評価プロセスを評価対象に追加致しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林郁は、2026年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月23日
【会社名】	株式会社デジタルガレージ
【英訳名】	Digital Garage, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役林郁は、当社の第31期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。